

# 夫婦財産契約における課税問題と改善の方向性

—精算課税制度導入の提案—

原田 加奈子



# 夫婦財産契約における課税問題と改善の方向性

## —精算課税制度導入の提案—

氏名 原田 加奈子

### 1. 問題の所在と目的

我が国では配偶者の権利保護を図るために、夫婦財産契約の締結が認められている。しかし、現在多くの夫婦には別産制が適用されている。

夫婦間の財産の不均衡を補完する目的で配偶者相続権が存在するが、相続人が配偶者と子である場合の配偶者の法定相続分は2分の1であるため、遺産の大部分が実質的共有財産であった場合、配偶者は自己の持分を取り戻したに過ぎず、被相続人の特有財産からは何も承継していないことになる。

また、相続税申告実務において名義預金に対する課税漏れが多く指摘される一方で、被相続人の預金のうち生存配偶者等に帰属する部分があったとしても、申告期限までにそれを実証することは難しい。さらに、相続税の課税要件を満たしているにもかかわらず、当初申告に計上されていなかった場合は、財産の隠ぺい仮装があったとして、配偶者に対する相続税額の軽減の適用が受けられなくなるというリスクが生じる。

このような問題を解決するためにも夫婦財産契約が存在するにもかかわらず、その利用が少ない理由の1つに、当該契約に基づき配偶者が取得した約定持分に相当する金銭等には、所得税と贈与税の2種類の課税が発生するという問題がある。

本稿では、この問題点を整理した上で、配偶者の権利を拡充し、公平な財産分配を実現する具体的な解決策を提案した。

### 2. 論文要旨

第1章では夫婦財産契約の概観を示し、第2章では2種類の課税が発生する原因となる所得の帰属に関する分析を行った。

第3章では、この問題に対する解決策を3つのアプローチから考察した。まず、所得税の課税単位の変更を検討したが、これには大規模な制度改革が必要であること、課税単位を変更してもみなし贈与課税が発生する可能性があるため実現が困難だと判断した。次に、家族組合契約制度の導入を検討したが、判例上、家族組合が単独事業として認定されるケースが多いこと、また組合課税の整備が不十分である点が多く、現行の個人単位主義においては、対外的業務執行を全て特定の個人によって行われる家族組合契約について、夫婦財産契約と同様の効果を有する契約を締結することは難しいと判断した。最後にみなし贈与の適用除外を検討した。まず、相続税法9条の必要性について論じ、同条の用語の解釈を夫婦財産契約にあてはめ、これを課税対象とすべきか否かを考察した。また、みなし贈与適用除外で

ある親族間で締結される「使用貸借契約」との関係性についても触れ、「夫婦対等」という観点により締結された夫婦財産契約においては、一方が経済的に有利と判断することはできず、みなし贈与課税を適用しないことを提案した。

第4章では、贈与税が相続税の補完税としての性格を持つことを踏まえた制度である「生前贈与加算制度」及び「相続時精算課税制度」と夫婦財産契約との関係を分析し、夫婦財産契約が相続財産や離婚時の分与財産の「前取り」として機能を果たしている点を確認し、相続税法の配偶者優遇規定との関係からも贈与税の課税対象外とすべきであることを論じた。

第5章では、前章までの考察内容を具体的な制度として反映させるため、相続財産の「前取り」としての役割を果たす相続時精算課税制度を参考に、新たな累積課税方式「夫婦財産契約精算課税制度」を提案した。これについて、当該約定持分に相当する金銭等すべてを課税対象外とすることは租税回避防止の観点から適切でないため、課税上弊害のない範囲内において課税を行わない制度設計とすることとし、特別控除額を現行の配偶者に対する相続税額の軽減の規定に基づく非課税限度額である1億6,000万円とし、それを超える部分については一律20%の課税を行うこととした。(1,516字)

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに .....                      | 4  |
| 1. 問題意識と本稿の目的 .....             | 4  |
| 2. 本稿の構成 .....                  | 6  |
| 第1章 夫婦財産契約 .....                | 8  |
| 第1節 夫婦財産制度の変遷と現状 .....          | 8  |
| 第1款 夫婦財産制の基本理念 .....            | 8  |
| 第2款 夫婦財産制度の類型と特徴 .....          | 9  |
| 第3款 明治民法から現行民法への移行 .....        | 10 |
| 第4款 現行民法における夫婦財産制 .....         | 11 |
| 第2節 夫婦財産契約の内容及び契約事例 .....       | 11 |
| 第1款 夫婦財産契約の要件及び内容 .....         | 11 |
| 第2款 夫婦財産契約の具体例 .....            | 13 |
| 第3節 小括 .....                    | 13 |
| 第2章 所得税と贈与税が生じる原因 .....         | 14 |
| 第1節 裁判例（東京地判昭和63年5月16日判決） ..... | 14 |
| 第2節 民法の財産関係と課税単位の選択 .....       | 15 |
| 第1款 固有概念と借用概念 .....             | 16 |
| 第2款 実質所得者課税の原則とその適用 .....       | 18 |
| 1. 実質取得者課税の意義と基本概念 .....        | 18 |
| 2. 夫婦財産契約における実質取得者課税の適用 .....   | 20 |
| 第3節 小括 .....                    | 21 |
| 第3章 検討 .....                    | 22 |
| 第1節 所得税の課税単位の変更 .....           | 22 |
| 第1款 我が国の課税単位制度の変遷 .....         | 22 |
| 第2款 課税単位の類型 .....               | 24 |
| 第3款 課税単位選択の基準 .....             | 24 |
| 第4款 諸外国の課税単位 .....              | 26 |
| 1. アメリカ .....                   | 26 |
| 2. イギリス .....                   | 27 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 3. フランス .....                   | 27 |
| 4. ドイツ .....                    | 28 |
| 5. スウェーデン .....                 | 28 |
| 第5款 課税単位変更の課題 .....             | 29 |
| 第6款 小括 .....                    | 30 |
| 第2節 家族組合契約制度の導入 .....           | 30 |
| 第1款 民法における組合契約の意義 .....         | 30 |
| 第2款 組合共同事業の課税上取扱い .....         | 31 |
| 第3款 共同経営の認定基準 .....             | 32 |
| 第4款 組合課税の限界と学説の視点 .....         | 34 |
| 第5款 組合課税制度整備の必要性 .....          | 35 |
| 第6款 小括 .....                    | 36 |
| 第3節 みなし贈与の適用除外 .....            | 36 |
| 第1款 現行制度の概要 .....               | 37 |
| 第2款 贈与税の目的と基本的性格 .....          | 38 |
| 第3款 みなし贈与に関する法的背景 .....         | 39 |
| 1. 意義 .....                     | 39 |
| 2. 制度の沿革 .....                  | 40 |
| 第4款 相続税法9条の適用範囲 .....           | 41 |
| 1. 制度の趣旨 .....                  | 41 |
| 2. 適用要件の解釈 .....                | 41 |
| 3. 租税回避目的の有無 .....              | 43 |
| 4. 夫婦財産契約における相続税法9条の適用 .....    | 44 |
| 第5款 使用貸借契約における課税適用除外の法的根拠 ..... | 44 |
| 1. 使用権 .....                    | 44 |
| 2. 地代等 .....                    | 46 |
| 第6款 小括 .....                    | 47 |
| 第4章 相続税と贈与税の一体化 .....           | 49 |
| 第1節 生前贈与加算 .....                | 49 |
| 第1款 制度の概要 .....                 | 49 |
| 第2款 みなし贈与加算対象期間に係る整合性 .....     | 51 |
| 第2節 相続時精算課税制度 .....             | 52 |
| 第1款 制度の概要 .....                 | 52 |
| 第2款 配偶者の相続時精算課税適用 .....         | 54 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第3節 小括 .....                       | 54 |
| 第5章 夫婦財産契約精算課税制度の提案 .....          | 56 |
| 第1節 累積課税方式の概要 .....                | 56 |
| 第2節 夫婦財産契約の効力と課題 .....             | 57 |
| 第3節 課税方法の検討 .....                  | 59 |
| 第1款 課税上弊害がないと認められる金額 .....         | 59 |
| 第2款 両性の平等と配偶者保護規定 .....            | 60 |
| 1. 婚姻中 .....                       | 60 |
| 2. 相続及び離婚発生時 .....                 | 61 |
| 3. 財産分与と家事労働の関係 .....              | 66 |
| 第3款 特別控除額の設定 .....                 | 68 |
| 第4款 具体的な課税方法 .....                 | 70 |
| 1. 贈与税額の計算 .....                   | 70 |
| 2. 夫婦財産契約精算課税における相続税額の計算 .....     | 71 |
| 3. 離婚発生時の精算方法 .....                | 72 |
| 4. 特定受贈配偶者が特定贈与配偶者より先に死亡した場合 ..... | 72 |
| おわりに .....                         | 76 |
| 【参考文献】 .....                       | 78 |

## はじめに

### 1. 問題意識と本稿の目的

我が国では配偶者の権利保護を図るために、離婚による財産分与制度や配偶者相続権が設けられている。また、令和3年の相続法改正により、生存配偶者の老後生活の経済的安定を考慮し、配偶者居住権が創設された。これらの制度は離婚や相続による婚姻期間の終了時における夫婦間の財産の清算を行い、配偶者の権利を保障する役割を果たしている。

一方、婚姻期間中の夫婦に対しても、配偶者の権利保護を目的として夫婦財産契約の締結が認められている。我が国の民法は、夫婦財産制について「夫婦財産契約に基づく約定財産制」と「法定財産制」という2つの形態を定めている。民法755条では、夫婦の婚姻中の財産は、婚姻前に夫婦財産契約を締結することにより、当事者の自由な意思に基づいて取り決めを行うことができると規定しており、民法760条では、夫婦財産契約が存在しない場合には、法定財産制である「別産制」が適用されると定められている。したがって、約定財産制は法定財産制に優先されることになる。

しかしながら、現在夫婦財産契約を締結する夫婦はほとんど存在しない。これは多くの夫婦が意図的に別産制を選択したのではなく、夫婦財産契約の存在自体があまり知られておらず、結果的に別産制が適用されているためである。別産制では、婚姻前から有する財産及び婚姻中に自己の名で得た財産は特有財産として取扱われ、これらの特有財産は、たとえ婚姻中に夫婦の協力によって形成されたものであっても、その協力した他方配偶者に対しては一切の持分を与えない仕組みとなっている。これに対して、民法ではその調整措置として、離婚時の財産分与制度や相続時の配偶者相続権を設けているものの、婚姻期間中は長期間にわたって財産が一方に偏る状態が継続してしまうことがある。

このような状況下で、税理士として相続税申告実務を行ううえで判断に迷うことがある。名義預金<sup>1</sup>に対する課税漏れが多く指摘される一方で、被相続人の預金のうち生存配偶者等に帰属する部分があったとしても、それを実証することが困難であることである。

国税不服審判所裁決平成13年3月29日裁決事例集61集512頁は、被相続人の配偶者には被相続人と同等の収入があり、全定期預金の具体的な帰属を推測することができないことから、相続人名義の預貯金が被相続人の遺産に属しないと認定した事例である。また、国税不服審判所裁決令和4年2月15日裁決事例集126集59頁も配偶者も収入があるケースであり、相続税の申告書に計上された預貯金口座から出金された現金並びに配偶者

---

<sup>1</sup> 名義人に帰属するかの判定基準は、主に①財産の出損者は誰か、②生前贈与がなされたものか、③その財産の管理及び運営を誰がしていたか、④財産から生ずる利益を誰が享受したかであるとの説明として、風間範哉「名義預金とは何か」税理66巻1号（2023年）277-278頁。

名義及び次男名義の預貯金は、いずれも被相続人に帰属する相続財産とは認められないとした事例<sup>2</sup>である。

このように被相続人の遺産に帰属しないと認定された事例も存在するが、夫婦の収入が混在している場合においては、夫婦の生涯収入、勤続年数、預金の管理運用、費消目的等により帰属を推測又は合理的に按分することが必要であり<sup>3</sup>、これらを相続税の申告期限（相続開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内）までに特定するのは難しい。さらに、相続税の課税要件を満たしているにもかかわらず、当初申告に計上されていなかった場合には、相続税法 19 条の 2 第 5 項の適用により、隠ぺい又は仮装があったとして、配偶者に対する相続税額の軽減の適用が受けられなくなるというリスクが伴う。

また、夫婦間の不均衡を補完するために配偶者相続権が認められているが、相続人が配偶者と子である場合の配偶者の法定相続分は 2 分の 1 であるため、遺産の大部分が実質的共有財産であった場合、配偶者は自己の持分を取り戻したに過ぎず、被相続人の特有財産からは何も承継していないことになる。

このような問題を解決するために夫婦財産契約が存在するにもかかわらず、その利用が少ない理由の 1 つに、所得税法や相続税法の解釈により、夫婦財産契約に基づき配偶者が取得した約定持分に相当する金銭等に対し、所得税と贈与税の 2 種類の課税が発生するという問題がある。すなわち、現在の個人単位課税の下では、民法が認める夫婦財産契約を締結しても、課税上は一旦配偶者の一方が所得を得たとして所得税の課税が行われ、その後、契約に基づく割合に応じて他方配偶者に分割する際に贈与税が発生する。このため、夫婦財産契約を締結しても法定財産制を適用した場合と同一の結果となるのである。

本稿の目的は、夫婦財産契約に関する租税法の問題点を明らかにし、その解決策を提案することで、夫婦財産契約を活用し配偶者の権利を拡充させることである。具体的には、所得税の課税単位の変更、家族組合契約制度の導入、及びみなし贈与の適用除外の 3 つの観点から検討を行い、「夫婦対等」という観点から当該契約を締結した夫婦については、相続税法 9 条の制度目的である租税回避目的は認められることから、みなし贈与課税を適用しないことを提案する。

そして、贈与税が相続税の補完税としての性格を持つことを踏まえた制度である「生前贈与加算制度」及び「相続時精算課税制度」と夫婦財産契約との関係を分析し、夫婦財産契約が配偶者相続分や離婚時の財産分与の事前確保、すなわちこれらの財産の「前取り」

---

<sup>2</sup> その他、平成 25 年 12 月 10 日裁決（裁決事例集 93 卷 299 頁）、大阪高裁平成 13 年 3 月 1 日判決（税資 250 号順号 8849）も名義預金として認定されていない。

<sup>3</sup> 国税不服審判所裁決昭和 62 年 7 月 6 日裁決事例集 34 集 1 頁では、収入金額による按分が認められた。

として機能を果たしている点を確認し、相続税法の配偶者優遇規定との関係からこの点からも課税対象外とすべきであることを論じる。

そして、夫婦間の様々な財産管理上の課題に対応する役割を果たす夫婦財産契約を、みなし贈与対象外とするという考え方を具体的な制度として反映させるため、相続財産の前取りとしての役割を果たす「相続時精算課税制度」を参考に、当該契約により取得した金銭等を相続財産に組み入れる累積課税方式を提案する。

しかしながら、当該約定持分に相当する金銭等すべてを「前取り」相当額として贈与税の適用除外とすることは租税回避防止の観点から適切でないため、みなし贈与の適用除外となる部分である「非課税限度額」を設定する必要がある。その非課税限度額については、両性の本質的平等及び配偶者保護の観点から適切な範囲を定めるべきであり、その範囲内において課税を行わない制度設計とすることで、租税の水平的公平性を確保し、当該課税が発生する問題を回避することが可能となることを論証する。

さらにこれに基づき、当該約定持分に相当する金銭等を相続財産及び離婚時の分与財産の「前取り」とみなす新たな仕組みである「夫婦財産契約精算課税制度」の創設を提案する。この制度により、配偶者権利保護の拡充が期待できると考える。

## 2. 本稿の構成

夫婦財産契約に関する租税法を巡る問題に対する解決策の検討手順は、以下のとおりである。

まず第1章では、夫婦財産契約の理解を深めるために、当該契約の概観を示し、その変遷、内容及び契約具体例を整理する。第2章では、第1節において、夫婦財産契約に基づき配偶者が取得した約定持分に相当する金銭等の現行の取扱いについて裁判例を用いて確認し、第2節においては、1つの財産に対し2種類の課税が発生する原因となる所得の帰属についての分析を行う。第3章では、この問題に対する解決策を3つのアプローチから考察する。まず、第1節では、解決策の1つである所得税の課税単位の変更を行うにあたり、我が国の課税単位の変遷、課税単位の類型及び長所短所、諸外国との比較、変更に伴い発生しうる問題について検討する。次に第2節では、家族組合契約制度の導入を検討し、現行の組合課税に関する問題点にも触れ、若干の提言を試みる。第3節ではみなし贈与の適用除外について検討する。まず、贈与税の意義目的、相続税法9条に基づくみなし贈与の趣旨及び適用要件を整理する。その上で、同条による課税の必要性について論じ、次に相続税法9条の用語の解釈を夫婦財産契約にあてはめ、これを課税対象とすべきか否かを考察する。また、相続税法9条適用除外である親族間で締結される使用貸借契約との関係性についても触れ、夫婦財産契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等についても、みなし贈与課税を行わないことを提案する。次に、第4章において、相続税と贈与税の一体化の役割を果たす「生前贈与加算制度」及び「相続時精算課税制度」と夫婦財産

契約との関係を分析し、夫婦財産契約が配偶者相続分や離婚時の財産分与を「前取り」する仕組みとして機能していることを確認する。そして、第5章では、第4章までの検討内容を具体的な制度としてどのように反映させるかについて検討し、最後に新たな制度として「夫婦財産契約精算課税制度」の具体的な内容を提示する。

## 第1章 夫婦財産契約

本稿は、配偶者の権利拡充のため夫婦財産契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等に対し、所得税と贈与税の2種類の課税が発生する問題に対する解決策を導くことを目的とする。最初に夫婦財産契約の概観を示し、その変遷、内容及び契約具体例を整理する。

### 第1節 夫婦財産制度の変遷と現状

#### 第1款 夫婦財産制の基本理念

夫婦財産制とは、夫婦間の財産関係を規律する法制度である<sup>4</sup>。婚姻は共同生活であり、夫婦の財産は共同で使用され夫婦の協力により財産が形成される。そのような財産が法的にどのような関係にあるかは、婚姻の破綻や取引上の第三者が介在する場合は特に重要である。

夫婦財産制の基本理念には以下の4点がある<sup>5</sup>。

- ①独立性 夫婦それぞれの財産的独立を重視し、負担を公平化すること。
- ②平等性 夫婦の実質的平等を保ち、恣意的処分から配偶者の保護を図ること。
- ③共同性 婚姻生活共同体としての経済的一体性を評価し、かつ個別事情を反映させること。
- ④明瞭性 第3者の取引上の安全を確保するため簡単明瞭な制度設計をすることであること。

しかし、夫婦の財産関係については、夫婦各自の独立性を重視するか、あるいは共同性を重視するかによって制度設計が異なる。家族の個人化が進みつつある今日においては、夫婦各自の独立性を重視し、婚姻中に形成された財産であっても夫婦各人の個人的努力の成果であるという考え方方が強まる一方で、夫婦が完全に個人勘定に基づいて共同生活を維持できるとは言い難く、またその共同生活が家事や育児などの無償労働による協力で維持されている以上、婚姻中に形成された財産は夫婦で分かち合うのが当然であるとの考え方

---

<sup>4</sup> 二宮周平『家族法（第5版）』（新世社、2019年）58頁参照。

<sup>5</sup> 副田隆重他『新・民法学5 家族法』（一粒社、1997年）50頁参照。

<sup>6</sup>もある。このような二律背反的な諸要請を法的技術でいかに調和させるべきかが、夫婦財産制の基本的課題である<sup>7</sup>。

## 第2款 夫婦財産制度の類型と特徴

夫婦間の財産の帰属は、財産吸収性（すべて配偶者の一方の財産となるもの）、財産共有制（全部または一定の種類の財産が共有となるもの）、別産制（夫婦それぞれが財産を取得し、自己の財産は自己が管理するというもの）の3つの大きな類型がある。

我が国の現行の法定財産制度は、別産制を採用している。諸外国の夫婦間の財産帰属は大きく別産制と共有制の2つに分類され、日本と同様、別産制を採用しているのはイギリス、ドイツ、アメリカ（共有制を採用する8州を除く）、共有制を採用している国はフランス、イタリア、スペインなどである<sup>8</sup>。

別産制は自己名義の財産が無い場合には実質的平等が図れないという問題がある。一方、共有制は平等性を担保することは可能であるが、債務も共有されるという欠点がある。

また管理権の所在に関しては、夫婦の一方が管理する方式、共同で管理する方式、別々の管理方式があり、多数の種類が存在するが、多くの立法例は1つの型を法定財産制とし、契約によって他の型を選択することができるものとしている<sup>9</sup>。

---

<sup>6</sup> 犬伏由子「婚姻中取得財産の分配と夫婦財産制：夫婦の共同成果物の公平・公正な分配の実現に向けて」（法研、2015年）2頁参照。

<sup>7</sup> 副田・前掲注5）50頁参照。

<sup>8</sup> 遠藤みち『両性の平等をめぐる家族法・税・社会保障』（日本評論社、2016年）15頁参照。

<sup>9</sup> 我妻栄『親族法（オンデマンド版）』（有斐閣、2001年）99-100頁参照。なお、二宮周平編『新注釈民法（17）親族（1）』〔犬伏由子〕（有斐閣、2017年）223頁によれば、契約財産制と法定財産制の関係に着目すると下記の3つのタイプに分類することができると説明している。

- (1) 夫婦財産契約を認めず、法定財産制のみを認め、すべての夫婦に单一の夫婦財産制を適用するもの
- (2) 夫婦財産契約による夫婦財産制（契約財産制）のみを認めるもの
- (3) 夫婦財産契約を認め、夫婦財産契約が締結されない場合のために、法定財産制を規定するもの

また、夫婦財産契約の自由をどの程度認めるかについては次の広狭がある。① 夫婦財産契約の自由を原則とし、法定財産制に対する夫婦財産契約の優位を認め、夫婦財産契

### 第3款 明治民法から現行民法への移行

明治民法では妻は夫の許可なしに法律行為をすることが認められていなかったことから、「無能力者」といわれていた。そのため、夫は妻が婚姻前から所有している財産を含めたすべての財産に対する管理権を持ち（旧民法806条）、夫婦財産がどちらに帰属するか不明な場合には夫（または女戸主）のものと推定された（旧民法807条）<sup>10</sup>。しかし、明治民法793条により夫婦に自治を委ねる夫婦財産制を採用することも可能であり、これを行わずに婚姻をする場合は法定財産制を適用するという立場を採用していた<sup>11</sup>。

戦後、昭和21年に制定された日本国憲法は24条において、家族生活における個人の尊厳と両性の平等を規定し、これを受けて翌年成立した現行民法では、夫の財産的支配や妻の行為無能力が削除され、夫婦それぞれが自己の財産を管理するという「別産制」が法定財産制として採用された（民法762条）。大きな変更点は、婚姻中に取得された財産で帰属が不明なものを共有推定したこと、及び別管理制への移行であった<sup>12</sup>。

なお、婚姻中の所得を共有財産とする制度の導入も検討されたが、最終的には離婚時の財産分与（民法768条）という形で考慮することとなった。すなわち、婚姻中の夫婦財産を共有制とせず、婚姻解消時に初めて形成するという形をとり、これを財産分与規定に含ませることにしたのである。

民法762条及び768条の両規定の沿革を踏まえると、「形式的対外的には別産・別管理制を採用して形式的夫婦平等を図っているが、実質的内部的には共通性であると解する」<sup>13</sup>と考えられ、また日本国民にも、夫婦間の財産共有意識は高く、民法の規定によれば配偶者的一方が稼いだ収入は当該配偶者の方だけのものになるにもかかわらず、夫婦半々

---

約により法定財産制を修正あるいは排斥してオリジナルな夫婦財産制を採用することを認める法制度、②法定制と異なる契約財産制のモデルを定め、夫婦財産契約の自由を約定モデルからの選択に限定して承認する法制度、③法定財産制に優位を認め、これを修正する夫婦財産契約のみ認める制限的法制度である。

<sup>10</sup> 遠藤・前掲注8) 8-9頁参照。

<sup>11</sup> 山田俊一『夫婦財産契約の理論と実務』（ぎょうせい、2012年）91-92頁によれば、当時は妻に不利な法定財産制度に反発し、妻の弱い立場の改善、また、妻の財産の保持を図るためなど、妻の地位向上に夫婦財産契約も用いられており、それには、管理共有制を排して共有制や別産制を採用する例も存在し、必ずしも家制度に束縛されない自由な考え方もあった。

<sup>12</sup> 千藤洋三「夫婦財産制と財産分与」民商111巻4・5号（1995年）591頁参照。

<sup>13</sup> 谷口知平「夫婦財産法の比較総括とその日本法の解釈と立法改正への示唆」比較37号（1975年）91頁。

という意識が高いものとなっている<sup>14</sup>。夫婦財産契約の定めは第二次世界大戦後の改正においても引き続き承継され、現在に至っている。

#### 第4款 現行民法における夫婦財産制

民法 755 条では、夫婦財産契約を結ばない限り法定財産制が適用されることを定めており、夫婦の財産は夫妻の自治により決めることが原則となっている。しかし、我が国では夫婦財産契約の要件が厳格であり、具体的な手続方法などの規定が存在せず、また制度の解説や普及も不充分なため<sup>15</sup>、夫婦財産契約を締結している夫婦は極めて少なく、大多数に法定財産制が適用されている。法定財産制の下では、以下の 3 箇条が規定されている<sup>16</sup>。

1. 婚姻費用の分担（760 条）
2. 日常の家事に関する債務の連帯責任（761 条）
3. 別産制の原則（762 条）

762 条 1 項では、婚姻前から有する財産及び婚姻中に自己の名で得た財産をその特有財産とし、2 項では夫婦のいずれに属するか明らかでない財産を共有と推定している。

#### 第2節 夫婦財産契約の内容及び契約事例

##### 第1款 夫婦財産契約の要件及び内容

我が国の夫婦財産契約に関する民法の規定は厳格に規律されている。まず、夫婦財産契約は婚姻届出前または遅くとも届出と同時に締結されなければならない（民法 755 条）。また、夫婦財産契約は、婚姻の届出日までにその登記をしなければ、夫婦の承継人及び第 3 者に対抗することができないと定められている（民法 756 条）。この登記は夫婦双方の申請により夫婦財産契約書を添付し、戸籍筆頭者となるべき者の住所地の法務局に届出することにより夫婦財産登記簿に記載される。そして取引安全の観点から、夫婦間の不動産の帰属については夫婦財産契約の登記だけでは足りず、更に不動産登記もしなけれ

---

<sup>14</sup> 伊藤すみ子「夫婦財産制に関する意識の国際比較」ジュリ 772 号（1982 年）216 頁参照。

<sup>15</sup> 佐藤良雄『夫婦財産契約論』（千倉書房、1984 年）14 頁参照。

<sup>16</sup> 我妻・前掲注 9) 101-102 頁参照。

ば第3者に対抗することはできないと解されている<sup>17</sup>。また、夫婦財産契約は、婚姻届出後は原則として変更が許されない（民法758条1項）。

このように、夫婦財産契約は厳格かつ複雑な手続きを必要とし、婚姻に先立ち将来の夫婦財産に関する権利義務の内容を包括的に規律する必要があり、その変更も原則認められないことからほとんど活用されていない。夫婦財産契約の登記件数は、平成27年6件、平成28年23件、平成29年15件、平成30年18件、令和元年16件、令和2年23件となっている<sup>18</sup>。なお、夫婦財産契約の手続きについて柔軟な仕組みを採用しているオランダでは、1980年には14.95%、1985年には20.29%、1990年には22.93%と、夫婦財産契約を締結する夫婦が増加傾向にある<sup>19</sup>。

我が国においては夫婦財産契約を締結する夫婦は僅かであるが、この契約は一度締結されれば、夫婦財産についてその管理は夫婦の一方に集中することがあっても、約定の帰属持分については夫婦が各自に使用、収益、処分することができ、夫婦別産制が徹底されることになる<sup>20</sup>。

夫婦財産契約の内容については、財産の所有・管理・処分、使用収益、債務の負担、婚姻費用の分担、婚姻解消後の財産の清算等、公序良俗、強行法規や夫婦平等の原則に反しないかぎり自由に決定することができる。諸外国では内容に制限を置くところも多く、我が国でも夫婦間の扶養義務、日常家事債務の連帯責任、相続に関する契約は許されないと考えるのが多数説である<sup>21</sup>。

---

<sup>17</sup> 青山道夫=有地享編『新版注釈民法21』〔依田精一〕（有斐閣、1989年）416頁参照。

<sup>18</sup> 法務省司法法制部「登記統計種類別 夫婦財産契約の登記の件数」  
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268738>, (2024年12月27日最終閲覧) 参照。なお、佐藤・前掲注15) 91頁、石川稔他編『家族法改正への課題』（日本加除出版、1993年）123頁によれば、登記件数は、「戦前（明治31年から昭和20年まで）は、全国で368件、戦後（昭和21年から昭和54年まで）は69件であり、民法施行依頼昭和54年までの登記件数は437件である。

<sup>19</sup> 塙陽子「オランダの家族法」摂南10号（1993年）174頁参照。

<sup>20</sup> 岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法（第3版）』（弘文堂、2010年）24-25頁参照。

<sup>21</sup> 副田・前掲注5) 52頁参照。

## 第2款 夫婦財産契約の具体例

夫婦財産契約は契約自由の原則に基づき、公序良俗違反や婚姻法上の強制規定に違反をしなければ、自由に内容を定めることが可能であり、法定財産制の規定は夫婦財産契約による別段の定めがないがない場合の補充的なものとして位置づけられている<sup>22</sup>。夫婦財産契約例は以下のとおりである。

### 1. 東京法務局中野出張所第3号昭和48年3月2日登記

婚姻中の収入を共有財産とし、夫婦の労働収入や年金給付を名義を問わず平等に分割し、婚姻前の財産や、相続、贈与財産は特有財産と定めている。夫婦の平等を強調しつつ、共同性を重視した契約内容となっている<sup>23</sup>。

### 2. 名古屋法務局第12号平成10年2月6日登記

上記契約を参考に、労働収入や年金を共有財産とし、その名義の如何に関わらず持分を各2分の1と定めている。なお、財産の管理処分について、金銭と預金のうち自己の持分から婚姻費用に充てた部分を差し引いた残余の金額については、夫婦共同の収入に比較し合理的な範囲内で自由に利用及び処分ができるとし、夫婦それぞれの個別性にも配慮を行っている。

なお、この契約では預金の引き出しや労働所得の受領につき、夫婦の一方は単独で対外的に共同を主張することができると定めているが、預金口座開設は個人である夫婦の一方のみであり、夫婦連名で預金を開設することは出来ない。したがって、委任による現金の出し入れは認められるとしても、本契約において明文化して主張するのは困難であると考えられる<sup>24</sup>。

## 第3節 小括

現行民法は夫婦財産の形式上は平等を重視しているが、実際には夫婦間の共同性や共有意識に依存する部分が大きい。我が国では夫婦財産契約は手続きの厳格さや実務的課題により普及されていないが、法定財産制を補完する制度としての役割を果たしている。一方、共有意識や夫婦間の実質的な平等をどう制度に反映させるかが課題となっている。

---

<sup>22</sup> 二宮・前掲注9) 225頁参照。

<sup>23</sup> 山田・前掲注11) 100-104頁参照。

<sup>24</sup> 山田・前掲注11) 100、104、106、109、110頁参照。

## 第2章 所得税と贈与税が生じる原因

さて、ここでは夫婦財産契約に基づき配偶者が取得した約定持分に相当する金銭等に対し、所得税と贈与税の2種類の課税が生じる原因を解明する。先ずは裁判例を用いて現行の取扱いを確認する。

### 第1節 裁判例（東京地判昭和63年5月16日判決<sup>25)</sup>

X（原告）は弁護士として事業所得、給与所得および雑所得を得ている。Xは昭和58年6月30日に訴外Aと婚姻したが、その3日前に「夫及び妻が婚姻届出の日以後に得る財産は、夫及び妻の共有持分の二分の一宛とする共有財産とする」旨の夫婦財産契約を締結し、登記を経た。この契約に基づき、昭和58年、59年及び昭和60年分の総所得金額について、X名義で得た収入の2分の1を妻の所得として確定申告を行ったが、Y（税務署長・被告）は、その所得をすべてXのものとし、更正処分等を行ったため、Xはその取消を求め本件訴えの提起をした。

この裁判例では、夫婦財産契約に基づき行われた財産の分割は是認されたが、租税負担を相当に軽減することが可能となるかどうかについては、以下のとおりこれを否定する判断を示している。

まず、夫婦財産契約に基づく形式的理由として、本契約は、夫及び妻がその婚姻届出の日以後に得る財産について、夫婦間における財産の帰属形態を包括的に定めたものと解されるため、「ある財産が夫又は妻が一旦得た財産であることまで変更するものではない」とされ、夫が得た弁護士報酬、給与収入、原稿料の各金額は、いずれも夫の所得に係る収入金額とされるとした。次に所得税法上の所得分類に関連する実質的な理由として、ある収入が誰に帰属するかは、単に夫妻間の合意では決定されず、たとえば給与収入であれば雇用契約に基づく雇用主との関係で帰属が決定されるとし、収入に係る権利が発生した段階において、その権利が相手方との関係で誰に帰属するかが判定基準となるとした。

したがって、夫又は妻の一方が得る所得そのものを原始的に夫婦共有財産とする夫婦間の合意は、その意図する効果を生ずることができず、夫婦財産契約が登記されているか否かによって左右されるものではないとしている<sup>26)</sup>。

---

<sup>25</sup> 判時1281号87頁。

<sup>26</sup> 国税不服審判所昭和62年5月15日裁決も、「夫又は妻が稼得する収益に関する所得が帰属するのは、稼得者課税の原則によりあくまでもその収益を稼得した者であり、その契約により所得の帰属が左右されることはないというべきである」としている。

上記について、本件契約が有効に成立していることに配慮した異なる見解<sup>27</sup>も存在するが、所得税が稼得者に対する課税である以上、裁判所の考え方は妥当という見解<sup>28</sup>が多数である。

## 第2節 民法の財産関係と課税単位の選択

登記を経た正式な夫婦財産契約を締結した場合、夫婦は内部関係で契約に基づく約定持分を取得し、対外的にも第3者に対抗力できる。しかし、この第3者には国や課税庁も含まれるか否か、またその効力が課税上において認められるかが問題となる。

この問題を考えるためには、民法の財産関係を租税法にどのように反映させるべきかを以下の2つの観点から検討する必要がある<sup>29</sup>。

### 1. 課税単位に関する立法論

民法の財産関係を尊重して課税単位を選択すべきか、また租税法独自の解釈が許容されるか否か。

### 2. 現行所得税法上の解釈論

民法上の財産関係が実際の課税にどのように考慮されるのか。

---

<sup>27</sup> 柳澤秀吉「夫婦財産契約の存在例と税法上の効力」名城大学法学38巻4号（1989年）

88頁以下では、「判旨の議論はほとんどなんらのいわれもなく民法の明文規定を無視するものであって、税法上も当事者がいわゆる二分二乗方式を選択したならば、それが認めるべきである。」と指摘をしている。

<sup>28</sup> 田口紀子「夫婦財産契約で「夫及び妻が婚姻届出の日以後に得る財産は夫及び妻の共有持分を二分の一宛とする共有財産とする」旨定めた場合の所得税の課税関係」税理32巻10号（ぎょうせい、1989年）289頁-290頁、岸田貞夫「夫及び妻が共有持分を各2分の1とする夫婦財産契約を締結していても、夫が業務を行った得た収入はその全部が夫の所得に係る収入金額であるとされた事例」税務事例24巻3号（1992年）5-7頁、西山由美「夫婦財産契約と所得の帰属」『租税判例百選（第5版）』（有斐閣、2011年）53頁等。

<sup>29</sup> 吉村典久「家族関係と所得税－序説－」専紀26『民事法の諸問題X』（2001年）138頁参照。

## 第1款 固有概念と借用概念

まず、所得税の課税単位に関する立法論としての視点から、民法上の解釈を租税法に当てはめることか可能か否かについて検討する。

租税法は他の法分野や多種多様な隣接学問と接しており、その結果、租税法が課税対象を自らの領域に取り組む際に様々な問題が生じる。租税法は課税要件として納税義務者、課税物件、帰属、課税標準、税率等を定めるが、そのうち課税物件についてはどのような物的要素でこれを捉えるか<sup>30</sup>、また、課税物件の帰属についても民法上の解釈をそのまま租税法に当てはめることが適当であるのかが問題となる。

これと同様に、夫婦財産契約においても民法上当該契約が適法に締結され、夫婦の所得の半分が夫婦それぞれに帰属した場合、個人単位課税を採用する現行所得税法において民法同様の取扱いが納税義務者に変動を及ぼすのか否かが問われる。この場合の考え方として、民法上の財産関係と所得税の課税単位については、所得税法も民法上の財産関係を尊重して取り扱うべきであるという考え方と、民法上の財産関係を考慮せず租税法独自で課税単位を決定できるという考え方の2つが存在する<sup>31</sup>。

租税法において使用される法律上の概念は、他の法分野では用いられず租税法特有の概念である「固有概念」と、他の法分野から借用しているという意味での「借用概念」とに区分されている。このような区別をする目的は、租税法の解釈を整理し、租税法に自由な解釈を持ち込むことに歯止めをかけることである<sup>32</sup>。

この他の法分野において用いられ、そこでの概念を租税法上でも使用するという借用概念について問題となるのは、それを他の分野で使用されているのと同じ意義に解すべきか、それとも徴収義務や公平負担の観点から異なる意義に解すべきかであり、主として民商法等の私法からの借用概念が問題となりやすい<sup>33</sup>。この借用概念の解釈は次の3つに見解が分かれている。

### ①独立説

独立説とは、租税法が借用概念を用いる場合も、原則として独自の意義を与えられるべきとする考え方である。この説は公平負担の観点からは好ましいが、税務行政庁の恣意的解釈や法的安定性を侵害する恐れがある<sup>34</sup>。また、租税法が民法上の概念を使

---

<sup>30</sup> 村井正「租税法における「借用概念」をめぐる若干の問題」自研48巻7号（1972年）109頁参照。

<sup>31</sup> 吉村・前掲注29）138頁参照。

<sup>32</sup> 金子宏「租税法と私法」租税6号（有斐閣、1978年）2-3頁参照。

<sup>33</sup> 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2021年）126頁参照。

<sup>34</sup> 吉村典久「内縁関係と所得税」専紀27『民事法の諸問題XI』（2002年）133頁参照。

用するのはあくまで応急的な措置に限るものとし、その解釈について私法上の解釈に固執すべきでないとの考え方もある<sup>35</sup>。

## ② 統一説

統一説とは、借用概念について私法上の概念を用いている場合には、私法とは異なる解釈をすることが租税法上明文化されている場合及び条文から別意であることが明白である場合を除き、それを私法上においても同じ意義と解することが法的安定性からは好ましいとして、原則として租税法も私法と同義に解釈すべきであるという考え方である<sup>36</sup>。すなわち、納税義務は各種の経済活動や経済現象から発生するものであるが、その活動や現象は私法によって規律されていることから、租税法が私法上における概念を課税要件規定の中に取り入れる場合は、法的安定性の見地から原則本体の法分野と同様に解釈することが好ましいということである<sup>37</sup>。

## ③目的適合説

目的適合説とは、租税法と私法は対等な法分野であり、借用概念の意義はそれを規定している法規の目的との関連において探求すべきであるとする考え方である。よって、借用概念が私法上の意味と同じに解されるべきか否かはその関係する租税法規定の目的により判断され、個々の租税法律規定の目的が私法上の意味内容と乖離する場合には、借用概念に対する租税法独自の解釈が許されることになる<sup>38</sup>。

我が国では、上記3つの学説のうち、統一説と目的適合説を有力視している<sup>39</sup>。統一説は法的安定性を重視しつつ例外を認めている<sup>40</sup>。目的適合説は合理的な解釈に依存するた

---

<sup>35</sup> 清永敬次『租税回避の研究』（ミネルヴァ書房、1995年）365頁参照。

<sup>36</sup> 金子・前掲注33) 127頁参照。なお、北野弘久『現代税法講義（五訂版）』（法律文化社、2009年）30頁によれば、民法上の「相続」以外のものを租税法において「相続」に含める必要があると考える場合は、租税法においてそのための個別規定である「みなし相続」の規定を設ければよいということになり、個別の規定がない場合には、租税法上の「相続」も民法上の「相続」と同じように解釈されることになると言及している。

<sup>37</sup> 金子・前掲注33) 127頁参照。

<sup>38</sup> 木村弘之亮『租税法総則』（成文堂、1998年）160頁参照。

<sup>39</sup> 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』（有斐閣、1996年）10頁参照。

<sup>40</sup> 渋谷雅弘「借用概念解釈の実際」金子宏『租税法の発展』（有斐閣、2010年）39-40頁参照。

め柔軟性はあるが、過度な自由解釈により法的安定性や予測可能性が阻害されるおそれがある<sup>41</sup>。

夫婦財産制に関する民法規律の目的は、個人の尊厳と夫婦の本質的平等の考えを前提に、夫婦間における正当な財産関係を樹立することにある<sup>42</sup>。それに対し所得税の課税単位制度の規律目的は、合理的な所得税額計算の人的単位を定めることにある。したがって両者の規律目的は異なることから、これらの説によるならば、民法上の財産関係と所得税法の課税単位制度を合致させる必然性は存在しないということになる<sup>43</sup>。

## 第2款 実質所得者課税の原則とその適用

これまで、民法の財産関係を尊重する所得税の課税単位の選択の必要性について、所得税の課税単位に関する立法論としての視点から、民法上の解釈を租税法に当てはめることが可能か否かについて検討してきた。次に民法上の財産関係が実際の課税にどのように考慮されるかを、現行所得税法上の解釈論からの視点から検討を行うこととする。

### 1. 実質取得者課税の意義と基本概念

所得税法は、個人を課税単位とする稼得者個人課税の原則を採用している。居住者はすべての所得に対して、所得税の納税義務を負うことを定めており（所得税法5条1項、7条1項1号）、その所得は所定の各種所得の収入金額から必要経費を控除して算出される。しかし、同時に実質所得者課税の原則（所得税法12条）も採用している。

課税物件の帰属について特に問題になるのは、名義と実体、形式と実質が一致しない場合であり、所得税法12条は「収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益はこれを享受する者に帰属する」と規定している<sup>44</sup>。

---

<sup>41</sup> 金子・前掲注32) 10-11頁参照。

<sup>42</sup> 我妻・前掲注9) 101頁参照。

<sup>43</sup> 清永敬次「夫婦所得課税」憲法判例百選II（第4版）（有斐閣、2000年）436-437頁、田村悦一「夫婦所得課税」『憲法判例百選II（第3版）』（有斐閣、1974年）252頁参照。

<sup>44</sup> この所得の帰属者の判定について、所得税法基本通達は以下のとおり定めている。

① 資産から生ずる収益（所得税法基本通達12-1）

この所得税法 12 条の解釈には下記の 2 つの見解が存在する。

#### (1) 法律的帰属説

収益が課税物件の法律上の帰属につき、法律上収益が帰属すると外的的に認められる者と法律上の権利者とが存在する場合には、名義の如何にかかわらず法律上の権利者に収益が帰属するという考え方である。

#### (2) 経済的帰属説

実際に経済的效果を享受している者に収益が帰属するという考え方である<sup>45</sup>。課税公平性の観点から支持されるが、法的安定性や税務行政上の困難が指摘される<sup>46</sup>。

この点について、所得課税は所得稼得活動との関係で規律されることが多く、所得税法上の各種所得には、給与所得や事業所得のように、個人的能力や対外的契約が所得区分の判定に影響を及ぼすものが存在し、課税対象となる所得についても個々の条項において詳細に定められている<sup>47</sup>。これらから、多くの学説は、文理上は経済的帰属説に立って解釈するが、その具体的適用に際して完全に私法秩序から乖離する場合には、原則として法律的帰属説に基づく内容として解釈するなど<sup>48</sup>、所得発生の基礎となる私法上の法律関係の実質に基づき、所得税法上の所得の帰属も決定するとする法律的帰属説の立場を採用し、経済的帰属説を部分的に取り入れる解釈を行っている。

---

所得税法 12 条の適用上、資産から生ずる収益を享受する者が誰であるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者が誰であるかによって判定すべきであるが、それが明らかでない場合には、所有権その他の財産権の名義者が真実の権利者であるものと推定する。

#### ② 事業から生ずる収益（所得税法基本通達 12-2）

事業の用に供する資産の所有権もしくは賃借権、事業の免許の名義者もしくは取引名義者などの外形にとらわれることなく、実質的にその事業を経営していると認められる者が誰であるかによって判断する。

<sup>45</sup> 酒井克彦『裁判例からみる所得税法』（大蔵財務協会、2016 年）36 頁参照。

<sup>46</sup> 金子・前掲注 33）183 頁参照。

<sup>47</sup> 例えば「農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得」は全て事業所得として所得税の計算の基礎に算入されている（所得税法 21 条、27 条）。

<sup>48</sup> 注解所得税法研究会編『五訂版 注解所得税法』（大蔵税務協会、2011 年）163 頁参照。

## 2. 夫婦財産契約における実質取得者課税の適用

前述のとおり、課税対象となる所得に関する規律が多い中、夫婦財産契約に従い金銭等を取得した場合、所得税の納税義務について実質所得者課税の適用を受けるか否かという問題が生ずる。

つまり、①夫婦財産契約が存在する場合に、夫婦はそれぞれの約定持分に応じた所得を原始的に取得するのか、それとも当該夫婦財産契約の効果は、配偶者的一方が一旦稼得した所得について、夫婦間であらかじめ所得持分を定めておくことに過ぎないのかという問題と、②仮に前者のように所得持分を民法上原始取得すると解した場合、所得税においても所得が夫婦それぞれに分割されるのか、またその場合、当該所得は所得税法所定の各種所得のいずれに該当するのかという問題である<sup>49</sup>。

このような法定財産制とは異なる夫婦財産契約の下での所得の帰属について、学説では「所得源泉基準説」と「所得基準説」との2つの見解が存在する。

### 1. 所得源泉基準説

所得の形成過程における法律関係を基準に、所得税法上の所得の帰属を決定するとする考え方である。この説によるならば、配偶者的一方が雇用契約等に基づき得た収入は、その契約者に帰属し、夫婦財産契約の効力は所得分割には影響しない。この解釈では、稼得者に所得税が課され、夫婦間の分割は贈与とされる。

### 2. 所得基準説

夫婦財産契約に基づき、夫婦が約定持分を原始的に取得するとみなす考え方である。分割された所得は、それぞれの稼得活動や法律関係に基づき課税される。ただし、稼得活動に関与していない場合の所得区分は、雑所得や一時所得となるであろう<sup>50</sup>。

---

<sup>49</sup> 岩崎・前掲注20) 26頁参照。

<sup>50</sup> 岩崎・前掲注20) 28-29頁は、配偶者的一方が専業主婦(夫)である場合等、当該配偶者的一方が他方配偶者の稼得活動に直接には関与していないと認められる場合には、専業主婦(夫)である当該配偶者的一方に分配された所得に対してはその所得区分によらず、雑所得ないしは一時所得とみなして課税することになる、と述べている。

現行の民法及び所得税法の下、多くの判例や学説は所得源泉基準説を妥当と評価している<sup>51</sup>。しかし、これに疑問を持つ見解も存在する。一部の学説は、稼得者課税の原則が過度に強調されているとして修正の必要性を指摘している<sup>52</sup>。

また、夫婦の共同申告制度がない現行制度では、夫婦それぞれが約定持分に応じて別々申告を行う場合、その計算の適否を課税庁が判断することが困難であるという観点から、裁判例が妥当であるという見解<sup>53</sup>もある。

### 第3節 小括

夫婦財産契約は民法上認められている制度である。しかし、現行所得税法が個人単位主義を採用している以上、夫婦財産契約はこの課税原則を変更するまでの効果はなく、租税法上では夫婦の一方が稼得した収入はその者に帰属することには変わりがない。

夫婦が「婚姻後の夫婦の勤労・事業・資産所得及びこれによって取得した資産は夫婦各2分の1の共有とする」との夫婦財産契約を登記した場合でも、所得税法上所得の帰属を夫婦に2分する効力までは有していないとする「稼得者帰属説」が判例や学説の通説である<sup>54</sup>。そのため、所得の取得段階では稼得者に対し所得税が課せられ、夫婦間での分割段階では稼得者から他方への贈与とされ、贈与税が発生することになる。しかし、等しい状況にある人には等しい負担があるべきという租税の水平的公平性の観点から、これは問題だと考える。

次章において、この問題に対する解決策を3つのアプローチである「所得税の課税単位の変更」、「家族組合契約制度の導入」、「みなし贈与の適用除外」の順に考察を行う。

---

<sup>51</sup> 田口・前掲注28) 289頁-290頁、西山・前掲注28) 57頁参照。

<sup>52</sup> 碓井光明「家族法の展開と租税法」横浜経営研究V巻1号(1984年)86頁参照。

<sup>53</sup> 岩崎・前掲注20) 30頁参照。

<sup>54</sup> 占部裕典「第2章 結婚・離婚・死別」『夫婦・親子と租税法』日税研論集第81号』(2022年)50頁参照。

## 第3章 検討

### 第1節 所得税の課税単位の変更

婚姻中の夫婦の稼得した財産について、誰が納税義務を負担するかということは、一般的な所得の帰属だけで決められることではなく、税法上の課税単位と深く関わっている。我が国では個人単位主義を採用している以上、夫婦財産契約はこの課税原則を変更するまでの効果はなく、租税法上、夫婦の一方が稼得した収入はその者に帰属することには変わりがない。このため、夫婦財産契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等に対し2種類の課税が発生する問題の解決策の1つとして、課税単位の変更が考えられる。所得税の課税単位の類型は様々あるが、我が国の課税単位制度の変遷をたどり、課税単位の類型及び長所短所を取り上げ、また諸外国が採用する課税単位との比較や、変更により生じうる問題についての検討を行う。

#### 第1款 我が国の課税単位制度の変遷

課税単位とは、所得税の税額を算出する人的単位をいい<sup>55</sup>、現行所得税法では個人単位課税を採用している。しかし、明治20年に創設された当初の所得税法では家族単位課税を採っており、3親等以内の同居家族の所得を区別せず、すべてを戸主の所得に合算していた<sup>56</sup>。そして、同居家族の総所得が300円以上の戸主を納税義務者とし、その合計所得全体に対して1%から3%までの単純累進税率を乗じて算出するという世帯単位の合算非分割方式である家族単位課税が適用されていた。これは、我が国の所得税のモデルとされたプロイセンの制度にならったものであり、当時の明治民法の家中心の家族制度のための法原則「家」「戸主権」「家督相続」に合致するものであった<sup>57</sup>。

所得税の課税単位について最も大きな変革をもたらしたのは、昭和24年シャウプ使節団日本税制報告書（シャウプ勧告）に基づく所得税法改正である。この報告書は昭和24

---

<sup>55</sup> 金子・前掲注33) 202頁参照。

<sup>56</sup> 第一条は「戸主ニ所得ナクシテ同居ノ家族ノミニ所得アル場合ニ於イテモ、一家内ニ属スルモノハ総テ合算の上、其戸主ノ名ヲ以テ届出納税スヘキモノトス」と定めている。

<sup>57</sup> 金子・前掲注39) 1頁参照。村井正「課税単位論」金子宏編『所得税の理論と課題（第2版）』（税務経理研究協会、2001年）71頁参照。なお、国民の最低生活費に対しては課税しないという考えに基づき300円の免税点を設けており、これが後に基礎的控除へと発展することになる。

年に GHQ が発表した文書であり、戦後の我が国の税制の基礎となったものである。報告書では、同居親族の所得合算を廃止し、各納税者が独立した申告書を提出し、他の所得と合算することなく各人の所得税額を各々が納めるという個人単位課税の導入<sup>58</sup>を勧告した<sup>59</sup>。シャウプ勧告による課税単位に関する規律は複雑なものであったが、個人単位課税を基本とし、例外的に家族間の所得分割によって生じる可能性のある租税回避を防止するための明確な規定が確立された<sup>60</sup>。

---

<sup>58</sup> 個人単位課税の導入には三つの例外が定められており、それは以下のようない制度であった。

- ①納税者と同居する配偶者及び未成年者の資産所得の合算制度
- ②納税者が扶養控除（配偶者に対するものを含む）の対象とする扶養親族の所得の合算制度
- ③納税者の経営する事業に雇用されている配偶者及び未成年者の給与所得の合算制度

<sup>59</sup> 吉岡健次＝兼村高文他『シャウプ勧告の研究』（時潮社、1984年）229頁によれば、シャウプ使節団は、当時日本が採用していた家族単位課税について、以下の好ましくない点があることを指摘した。①所得額を合算すると、同一の生活水準、同一の担税力水準にある納税者に適用される税率よりも高い税率で課税することになるため、税負担の配分が不公平になる。②税負担の増加は、大世帯を小世帯に分解する人為的誘引となる。③2以上の納税義務者が現実に同居の親族関係にあるかないかの判定は困難なことが多く、基準の適用は統一されていない。これにより差別が発生し、税務行政の運営を混乱させ、納税者の不満にも繋がる。④税額を決定し世帯員に按分するという手続きは複雑かつ時間を要する。特に、世帯員のうちに給与所得者がおりその給与に対し源泉徴収がされている場合には、明細書発行のため税務署に行くことが必要となる。

<sup>60</sup> 吉村・前掲注29) 124-125頁参照。また、国立国会図書館調査立法考査局『わが国の所得税の変遷 自昭和二十四年シャウプ税制勧告至昭和四十六年度』（1972年）23頁によれば、シャウプ勧告以降、①及び②の合算制度は、税制や手続の複雑化を招き、また当時、資産所得といつても課税対象となるものが少なかったため、昭和26年度の改正で廃止され、所得税創設以来一貫の合算制度はここで一旦終止符を打つことになると説明している。また、政府税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料総覧』（税制調査会、1987年）1060-1061頁は、「昭和32年度改正において資産所得が増大した背景から、世帯の合計所得200万円以上の高額所得者の世帯に限り、①の合算制度が復活したが、夫婦の一方の結婚前から所有する固定資産から生じる所得の合算が不合理とされたため、昭和63年度改正で再び廃止された。また、③の合算制度も崩壊が進み、昭和27年度改正では、青色専従者控除が導入され、青色申告者には給与全額を必要経費算入可能に、昭和36年には白色申告の納税義務者に対しても、専従者控除が創設されたと説明している。この歴史的変遷を経て、現行も個人単位課税が継続されている。

## 第2款 課税単位の類型

課税単位の類型は大きく2つに分類される。それは夫の所得は夫のもの、妻の所得は妻のものとするように、個人を課税単位とする「個人単位主義」と、夫婦や家族など消費生活上の単位を課税方式とする「消費単位主義」である。また「消費単位主義」は、夫婦を消費単位とする「夫婦単位主義」と、家族を消費単位とする「家族単位主義」とに分けられる。さらに、「家族単位主義」の下では、夫婦と子どもからなる核家族を単位とするか、扶養父母等も含めた単位とするかという区分も存在する。

また、「消費単位主義」は、税額計算方法の違いにより「合算非分割方式」と「合算分割方式」に分けられる。これは、消費単位の構成員の所得を合計した金額にそのまま税率表を適用するか、それともそれを構成員それぞれに分割して税率表を適用するかの違いである。さらに合算分割方式の中には、消費単位の構成員の所得の合計額を構成員の間に均等に分割する「均等分割法」と、何らかの傾斜をつけて分割する「不均等分割法」とがある。「消費単位主義」において適用すべき税率表も、独身者と夫婦又は世帯に対して同一の税率表を適用する「単一税率表制度」と、異なる税率表を適用する「複数税率表制度」がある<sup>61</sup>。

このように、消費単位主義を適用した場合には様々な組み合わせが存在しうるが、従来から諸外国で用いられてきた主な類型としては以下の3つが挙げられる。

- ① 合算した金額にそのまま税率を適用する方式である「夫婦単位合算非分割方式」
- ② 夫婦の所得を合算しそれを夫婦均等に分け税率を適用する方法である「夫婦単位合算均等分割方式（二分二乗方式）」
- ③ 夫婦及び子ども（家族）を課税単位とし世帯員の所得を合算し非均等分割課税を行う方法である「家族単位合算不均等分割方式（N分N乗方式）」

## 第3款 課税単位選択の基準

所得税における課税単位の選択については諸外国でも幾つかの基準が提示されているが、「ミードレポート」<sup>62</sup>は次の8つの基準を示している。

---

<sup>61</sup> 金子・前掲注39) 4頁-5頁参照。

<sup>62</sup> Institute for Fiscal Studies, The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J.E. Meade, George Allen & Unwin, London.Cp18. p.377-378. (1978).

- ①結婚をするかしないかの決定に対し、税が影響を及ぼしてはならない。
- ②等しい経済力（resources）をもつ世帯は、等しく課税されなければならない。
- ③他の世帯構成員の経済的地位に左右される税の事情により、勤労意欲を弱めてはならない。
- ④世帯のなかでの財産所有等に関する取り決めについて、複雑な税体系が影響してはならない。
- ⑤勤労所得であろうと資産所得であろうと、世帯間の公平は保たれなければならない。
- ⑥同一生計である2人は、単身で生計を営んでいる2人よりも生活費が低く抑えられるため、合計所得が等しければ担税力は高いと考えるべきである。
- ⑦課税単位の選択によって大きな税収ロスを引き起こしてはならない。
- ⑧課税単位の選択は、納税者の理解や税務当局の管理のため、できるだけ簡素なものでなければならない。

上記の基準は、公平、中立そして簡素という一般的な租税原則に基づいているが、累進的な所得税を前提にした場合、これらの基準は互いに矛盾する。この考え方によれば、①の基準では個人単位主義が選択されるのに対し、②の基準では消費単位主義が選択されることになる<sup>63</sup>。

例えば合算所得の等しい以下の3組の夫婦がいるとする。配偶者の方に所得がない夫婦、それぞれの配偶者の所得が同等である夫婦、一方の配偶者と他方の配偶者の所得が異なるという3組の夫婦である。この場合、個人単位主義ではこの3組の夫婦の税負担は異なる。しかし、夫婦が1つの消費単位として所得をプールしシェアしているという現実に照らし合わせると、扶養家族の有無及びその数、片稼ぎ夫婦と共稼ぎ夫婦の担税力を考慮しない限り、これらの夫婦の担税力は同等であるべきであり、等しい税負担を負うべきである。したがって、その観点から、②の基準では個人単位主義より消費単位主義がふさわしいということになる<sup>64</sup>。

また、世帯か個人かという課税単位の選択は、一般的に夫婦の取扱いについて議論されることが多い。夫婦を中心とした課税単位の議論に取り上げられるものに「オルドマン＝テンプルの3原則」<sup>65</sup>と呼ばれるものがあり、これはそれ以後の諸提案や制度改革の基礎となったものである。それによる基準は以下のとおりである。

---

<sup>63</sup> 林宏昭「所得税の課税単位に関する論点と国際比較」国際税制研究6号（清文社、2001年）97頁参照。

<sup>64</sup> 金子・前掲注32) 23頁参照。

<sup>65</sup> Oliver Oldman and Ralph Temple, Comparative Analysis of the Taxation of Married Persons, Stanford Law Review, Vol. 12, No. 3, p. 585-605(1960).

- ①独身者は同額の所得を有する片稼ぎ世帯よりも多くの租税を負担すべきである。
- ②片稼ぎ世帯は、同額の所得を有する共稼ぎ世帯よりも多く租税を負担すべきである。
- ③共稼ぎ世帯は、合計で同額の所得を有する2人の独身者よりも多く租税を負担すべきである。

このように課税単位をめぐっては様々な議論がある。

#### 第4款 諸外国の課税単位

前述のとおり、課税単位の類型は、個人単位主義と消費単位主義に分かれ、消費単位主義を適用した場合には様々な組み合わせが存在する。それぞれ長所と短所があることから、諸外国の選択基準も多様であり、国際的に統一されていない。ここで諸外国が採用している課税単位について比較検討する。

##### 1. アメリカ

アメリカでは、個人単位課税と夫婦単位合算均等分割方式（二分二乗方式）の選択適用が採用されている。しかし、二分二乗方式による夫婦世帯への負担軽減効果を考慮し、寡婦等に対する負担の調整を行うため、独身世帯用や、独身者用の税率表が設けられている。なお、アメリカにおける二分二乗制度は、以下のとおり、夫婦共有財産制と夫婦別産制との間の課税上の不均衡を調整するために認められたという歴史的背景がある。

1948年までは夫婦財産制について各州の自主的規律に委ねられており、8つの各州<sup>66</sup>は共有制を採用していた。そして別産制の州では夫の収入については夫の収入として夫が全額所得税を負担する一方、共有制の州では夫の収入であっても夫婦が収入を折半し、それが所得税を負担するものとされていた。しかし、連邦所得税については、所得税採用以来一貫して個人単位課税が採用されていたため、超過累進税率が適用されている当該連邦所得税において、別産制の州の納税者は共有制の納税者よりも著しい不利益を受け、最終的に1948年の内国歳入法において二分二乗方式が選択的に採用されることになったのである<sup>6768</sup>。

---

<sup>66</sup> アリゾナ、カリフォルニア、アイダホ、ネバダ、ニューメキシコ、テキサス、ワシントン、ルイジアナの各州。

<sup>67</sup> Bittker Boris I, Federal Income Taxation and the Family, 27 Stanford Law Review p1405-1406 (1975).

<sup>68</sup> 夫婦合算申告、夫婦個別申告の選択については、通常夫婦合算申告を選択した方が有利であり、2018年課税年度における申告資格別の申告数によると、夫婦合算申告及び適

## 2. イギリス

イギリスは伝統的に夫婦単位合算非分割課税方式を採ってきたが、課税単位をめぐる議論が繰り返され、現在は個人単位課税を採用している。また、配偶者の存在を考慮した税制上の仕組みとして、配偶者の一方が自らの基礎控除（12,570 ポンド（234 万円）、高所得者については控除額が遞減・消失）を全額使いきれなかった場合、その残額（最大 1,260 ポンド（23 万円））を他方（給与所得者の場合、給与所得が 50,270 ポンド（935 万円）<sup>69</sup>以下で、所得税の基本税率である 20%が適用される者が対象）の基礎控除額に移転することができる「婚姻控除」が採用されている。

## 3. フランス

フランスは、世帯単位課税（N 分 N 乗方式）を採用している。担税力を家族という消費単位で捉え、家族の所得を合算し、それを家族の人数で除して算出した額に税率を乗じ、それを家族の人数倍したものを税額とする家族単位合算分割課税方式である。この場合における家族の人数の計算については、単身者の場合は 1、夫婦の場合は 2、夫婦と子 1 人の場合 2.5、夫婦と子 2 人の場合 3、以下被扶養児童が 1 人増すごとに 1 を加算する<sup>70</sup>。この方式によると、例えば夫婦と子 2 人の家族の世帯課税所得額が 700 万円（夫 500 万

---

格寡婦（寡夫）が 48,529,241 件（93.86%）、夫婦個別申告者 3,173,776 件（6.14%）と、ほとんどの夫婦が夫婦合算申告を選択している。Internal Revenue Service, Table 3.6. Returns with Modified Taxable Income: Taxable Income and Tax Classified by Each Rate at Which Tax Was Computed and by Filing Status, Tax Year 2019 (Filing Year 2020) <https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-individual-statistical-tables-by-filing-status>、（2024 年 12 月 27 日最終閲覧）参照。なお、夫婦合算申告を用いる場合は申告書上夫婦二人のサインが必要であることから、婚姻関係が破綻している場合や相手方の行為に対するペナルティーが自分に及ぶのを避ける場合には夫婦個別申告が行われている。なお、課税年度末の時点で離婚または法的に別居している場合には夫婦合算申告の適用が認められないため、それらの者に対しては単身者より有利な特定世帯主の選択が可能である。

<sup>69</sup> 換算レート 1 ポンド = 186 円（外国為替相場 2024 年 1 月平均、端数は四捨五入）。

<sup>70</sup> 財務省「主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について」（2024 年 1 月現在） [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/030.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/030.pdf)、（2024 年 12 月 27 日閲覧）参照。

円、妻 200 万円) の場合、個人単位課税の場合 138 万円に対し、N 分 N 乗方式で計算した場合は 36 万円と計算される<sup>71</sup>。

#### 4. ドイツ

ドイツは夫婦別産制の下で、1920 年の所得税創設以来、世帯合算非分割課税が行われていた。これに対し連邦憲法裁判所は、この制度は違憲であるという判決を下し、1958 年以来、個人単位課税と二分二乗方式の選択（単一税率表の使用）が採用されている。単一の税率表の下における二分二乗方式においては、それぞれ所得のある男女が結婚しても税負担が増加することではなく、原則税負担は等しくなる<sup>72</sup>。

#### 5. スウェーデン

スウェーデンは、1970 年に税率表を一本化し、妻の資産所得は夫の所得と合算はするものの、妻の勤労所得を夫の所得から分離して課税することとし、夫婦単位課税と個人単位課税の折衷した方式を採用した。しかし、その後の改正で個人単位課税に移行した。ただし、資産所得は分離課税され、比例税率（30%）で国税のみが課されることとされている。その他の所得に対するは国税と地方税が課され、合計約 56% の税率となっている<sup>73</sup>。

このように課税単位に関する各国の制度は、歴史的、社会的、経済的、法律制度的等背景により様々であるが、各方式の何れの要素を重視するかによって、評価が異なるため、どちらが近代的または、進歩的であるということは単純にはいえない<sup>74</sup>。実際には個人単位課税と夫婦単位課税の選択を認めるなど、折衷的な取扱いを認める例もあり、各国で様々な制度が存在している<sup>75</sup>。

---

<sup>71</sup> 内閣府「フランスにおける「N 分 N 乗方式」に基づく税額の計算（イメージ）（2020 年 1 月現在）[https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/20200327/shiryou1\\_1.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/20200327/shiryou1_1.pdf)、（2024 年 12 月 27 日閲覧）参照。

<sup>72</sup> 金子・前掲注 39) 45-46 頁参照。

<sup>73</sup> 金子・前掲注 39) 47 頁参照。

<sup>74</sup> 金子・前掲注 39) 6 頁参照。

<sup>75</sup> 田中治「課税単位の見直しの論点と課題」税通 53 卷 10 号（1998 年）27 頁参照。

## 第5款 課税単位変更の課題

このようにそれぞれの課税単位には長所と短所があり、共稼ぎ世帯、片稼ぎ世帯、独身者、高額所得者、低額所得者等全てに対し公平に所得税を課税することは難しいことから、課税単位をめぐる議論は多様であり、課税単位の変更に伴う問題も複数存在する。また、消費単位主義を採用した場合、一般的に世帯全体の所得税額は減少し、課税所得を基準とする社会保険制度等にも影響を及ぼすため、財源確保のため新たな制度改革が必要となるなど、単に所得税の問題にとどまらず、さまざまな方面に影響を及ぼす。

また、消費単位主義採用によって、課税単位と納税義務の関係についての問題も生じる可能性もあり、課税単位の変更をする場合には、発生しうる様々な問題を事前に把握し、それらを解決しておく必要がある。

ここでは、共同申告書の提出に係る納税義務について生じうる問題として、世帯単位課税を採用するアメリカで生じた「無実の配偶者問題（Innocent Spouse）」<sup>76</sup>を取り上げる。

アメリカでは夫婦単位主義が採用されており、夫婦は連帯納税の義務を負うとされている<sup>77</sup>。ここで問題となるのは一方の配偶者が納税の滞納や過少申告を行っていた場合において、他方の配偶者がその事実を知らなかったとしても、責任を負わされるときである。

米国ではこの問題に対処するため、1971年に無実の配偶者条項（innocent spouse provisions）が制定され、深刻な経済的事情があると認められる場合にのみ、共同申告書の署名を無効にし、被害を受けた配偶者を法的責任から保護できる制度を導入した。しかし、救済基準が不明確であり、その曖昧さを悪用して配偶者間で共謀し、脱税の手段として利用されるケースもある。また、救済を求める配偶者側も、法的措置を得るために訴訟や専門家への依頼が必要になることが多く、その過程で高額な費用がかかることがある

---

<sup>76</sup> Philipps, Lisa, Policy Forum; Real Versus Notional Income Splitting, Can. Tax J. p.709.(2013).

<sup>77</sup> 岡村忠生「所得税と家族 課税単位および配偶者控除を中心として」日本税務研究センター『所得税の基本的諸問題 日税研論集74号』（2018年）40頁によれば、アメリカの夫婦合算課税制度では、課税単位が夫婦とされる一方、1938年に共同申告書を提出する配偶者に対し連帯納付責任が課され、夫婦それぞれが納税義務を負う仕組みとなっている。また、連邦所得税では、夫婦間の贈与が非課税とされ（IRS102条(a)）、贈与税においては贈与額と同額の控除が認められる（IRS2523条(a)）ため、何れが連邦所得税を負担しても課税が回避される仕組みとなっているため、法令で定めていない場合との取扱いについては解釈が異なる、と言及している。

<sup>78</sup>。このように、夫婦単位主義を採用している米国では、課税単位と納税義務の関係に関する問題が発生している。

## 第6款 小括

所得税の課税単位の類型は様々あり、それぞれ長所短所が存在する。課税単位を現行の個人単位から二分二乗方式やN乗N分方式等消費単位に変更する場合は、前述の納税義務に関するものに限らず、様々な問題が発生しうる。例えば、我が国では多くの納税者が源泉徴収制度を利用しておらず、現状のままでは合算課税の採用は難しい。また、事実婚や同棲のカップルを夫婦として扱うか否かという問題等の解決や、N乗N分方式を採用する場合の除数として使用する子供の数について、租税回避に繋がらないよう養子の数の算入制限を用いることも必要である。

これらを踏まえると、現行の個人単位課税の変更は各方面に影響を及ぼすことから、それぞれの制度改革が求められることとなり、慎重な検討が必要である。また、課税単位を消費単位主義へ変更したとしても、みなし贈与課税が発生する可能性があるため、贈与税側の対策も不可欠となる。

## 第2節 家族組合契約制度の導入

次に、家族間の財産管理方法として、家族組合契約制度の導入を検討する。現行の個人単位主義のもとで、家族構成員間で締結される家族組合契約について、対外的業務執行が全て特定の個人によって行われる場合でも、実質的に夫婦単位主義を採用したと同様の効果を持つ契約を締結できるか否かを考察する。

## 第1款 民法における組合契約の意義

民法上の組合契約とは、2人以上の当事者が出資をして一定の共同事業を営むことを合意することにより成立するものである（民法667条1項）。組合契約の当事者の人数については制限がなく、組合員は生計を一にする親族が含まれる場合もある。また、組合結成

---

<sup>78</sup> Supra note 81, Philipps, Lisa, p.709.

の目的についても制限はなく、公益、私益、営利、非営利を問わず、さらには永続的、期限付きのものまで認められる。

出資財産としては、金銭のみならず物の所有権、無形財産、債権など広範囲にわたって認められている。出資の種類や内容は同一である必要はないが、これらを金銭的に評価し、分配の割合を決定することが求められる<sup>79</sup>。ただし、労働出資に関しては、組合員の技術や能力を評価して分配比率が決められる一方で、その評価が適正性を判断する基準が明確ではなく、また、労働出資を行った組合員に対する課税上の取扱いも不明瞭なままである<sup>80</sup>。したがって、組合財産は、分割可能な物的財産と、一身専属性的な分割不能な人的資産から構成され、組合設立時に出資された財産に対する権利は、物的財産を出資した組合員のみが主張出来る。一方、労務出資はその性質上、組合員が脱退や解散を通じてその義務から解放される際に、出資の返還を受けるものであると考えられる<sup>81</sup>。これは、将来現実にどれだけの成果を得られるかは不確定な状況で、未実現の成果に対して、共有権を認めることには問題があるからである<sup>82</sup>。

さらに、組合は法人格を有しないため、第3者に対して完全な单一性を持たず、組合財産は全組合員の共有に属することになる<sup>83</sup>。

組合の業務執行については、対外的な法律行為を行う権限が、特定の業務執行者に与えられている場合を除き、組合員全員の名で行うものとする<sup>84</sup>。このような形態が典型組合とされるが、この要件を欠く場合でも、内的組合として一種の組合であると理解されている。

以上のことから、2人以上が各自出資し共同事業を営む場合は、すべて民法上の組合形態をとり得るから、組合の形態は多様であるとされている。

## 第2款 組合共同事業の課税上取扱い

組合による共同事業に対する課税上の取扱いについては、所得税法も法人税法も別段の定めは存在しない。通達と措置法にその取扱いと規定があるのみである。

---

<sup>79</sup> 末川博『契約法下（各論）』（岩波書店、1975年）270頁参照。

<sup>80</sup> 山下宜子「労務出資と課税上の評価」立命295号（2004年）208頁参照。

<sup>81</sup> 佐藤英明「組合による出資と課税」税事50巻（1999年）53頁参照。

<sup>82</sup> 山下・前掲注85) 209頁参照。

<sup>83</sup> 遠藤浩編『基本法コメントナール（第四版）債権各論I（契約）』（日本評論社、2005年）219-221頁参照。

<sup>84</sup> 来栖三郎『法律学全集21 契約法』（有斐閣、1974年）635頁-638頁参照。

また、契約を締結して事業を行った場合に、そこから生じる収益の帰属については、組合自身に実質的に権利能力が認められていないことから、組合自身が独立して納税義務を負うのではなく、組合員がその事業から生じる損益の持分に応じて分割的に帰属することになると解されている<sup>85</sup>。

この場合、民法上の組合活動から生じた損益の分配については、組合の収入金額、支出金額、資産、負債を組合契約又は民法674条の規定による損益分配割合に応じ、各組合員に帰属することとなる。しかし、この方法では組合員ごとに組合の各勘定を分割しなければならず、実務上困難な場合もある。そのため、継続適用を要件とし、組合の損益のみを分割する方法や、組合の利益金額や損失金額のみを分割する方法のいずれかによることもできるとし、所得計算の簡便化を図っている（所得税基本通達36、37共-20）<sup>86</sup>。

よって、損益分配の割合は、組合員間の特約により、どのようにでも定めることができる。例えば、ある組合員の利益分配率を他者より低くし、損失の分配は高くすることも可能である。この場合、損失を分担しない組合員がいることもかまわない<sup>87</sup>。さらに、各組合員の出資の割合によらないこともできる<sup>88</sup>。

### 第3款 共同経営の認定基準

さて、組合契約が生計を一にする家族構成員間において締結され、対外的業務執行については全て特定の個人が行った場合において、前述の課税上の取扱を行った場合、家族構成員間において所得の分割が行われ、租税回避に繋がる恐れがあるのではないかという疑問が生じる。我が国では家族構成員による組合契約が締結することは少なく、契約内容が不明確なものも多い。ここでは、過去の裁判例により、家族共同経営組合の成立基準について検討する。

---

<sup>85</sup> 碓井光明「共同事業と所得税の課税—任意組合課税方式の検討」税理25巻6号（1982年）10頁参照。

<sup>86</sup> 門田寛監修『昭和61年版・所得税基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、1986年）296頁参照。

<sup>87</sup> 大判明治44年12月26日民録17輯916頁、本判決において「ある組合員が利益の分配を受けない旨を定めることは無効であるが、ある組合員が損失を分担しないことを定めることは、組合契約の性質に反しない」旨判示している。

<sup>88</sup> 我妻榮=有地享『新版 民法2債権法』（一粒者、1992年）371頁。但し、遠藤・前掲注83)210頁によれば、「特定の組合員だけが利益を取得し、他の組合員が損失だけを負担する組合は無効とされる」としている。

## ① 共同経営と認められなかつた例

### イ. 東京高裁昭和 52 年 6 月 15 日税資 99 号 585 頁

被告人本人が売上金の管理、収益の集約、銀行からの資金借入や担保提供名義、実質上 営業主であることの認識、利益分配の事実等、被告は事業の運営の全般にわたり最終的な 決定権を有していることから、共同経営とは認められない。

### ロ. 大阪高裁昭和 54 年 1 月 17 日税資 118 号 589 頁

共同経営に関する供述が曖昧であり、利益分配についての協議、持分に応じた利益分配 が行われた形跡もなく、また両者の共同経営であったことを示す証拠がない。さらに、収 益は被告人が享受していたことが認められることから、共同経営とは認められない。

### ハ. 最高裁昭和 57 年 12 月 20 日税資 132 号 1486 頁

被告と同一生計配偶者である妻は共に医師ではあるが、妻は病院経営には関与せず、ま た被告の確定申告書等には妻は専従者との記載がされていたことから、被告人と妻との共 同経営によるものとは認められない。

## ② 共同経営と認められた例

### イ. 広島高裁昭和 50 年 6 月 27 日税資 92 号 646 頁

出資の有無、営業許可名義、損失の負担などを考慮し、事業経営に伴う経済的利益も両 者に帰属していたものと認められる。

### ロ. 東京高判昭和 51 年 5 月 27 日判時 827 号 58 頁

被告人は商店の事業運営に関与しており、総売上金の持分に応じた損失の負担や利益配 分も組合契約の契約内容に基づき適切に行われていたことから、共同経営が認められる。

上記を踏まえると、先ずその契約が成立しているか否か、次に共同事業として認定され るか否かが問われる。

契約成立については、一般的に、金銭出資又は労働出資の有無、労働出資の適正な評 価、事業遂行の関与の程度、利益分配に関する明確な取り決め及びその分配についての客 観的事実等を総合的に勘案し、その可否が判断されており、家族構成員間における契約に ついても、同様に取り扱われているものが多い。しかし、この場合において、家族組合契 約が適正に成立していても、その契約の持分割合と実際の出資割合が異なる場合、課税上 その契約上の割合により所得額を決定することは適当ではないと考える。

次に、組合活動が事業者の単独事業ではなく、共同事業として認定されるものか否かであるが、これについて、課税関係においては対外的業務執行を行った者に当該事業に係る所得の一切が帰属するものとして取り扱われると判示されるものが多く存在する<sup>89</sup><sup>90</sup><sup>91</sup>。

#### 第4款 組合課税の限界と学説の視点

一方、学説においては、たとえ親族間で締結された内的組合であろうと、民法上の組合として是認される内容を具備してさえいれば、一般の組合に関する課税上の取扱いが等しく適用されるべきであるとの見解が有力である<sup>92</sup>。確かに、現行所得税法においては、親族間の組合契約を否認する規定が存在しないことから、民法上の組合に関する法律関係と

---

<sup>89</sup> 広島高判昭和41年12月9日判タ204号177頁、広島地判昭和43年12月24日税資53号1033頁、大阪地判昭和50年3月24日税資85号328頁等。

<sup>90</sup> 親族間の所得の帰属については、所得税基本通達12-3、12-5に規定されている。基本通達12-3は、生計を一にしている夫婦間における農業の事業主の判定について「両者の農業の経営についての協力度合、耕地の所有権の所在、農業の経営についての知識経験の程度、家庭生活の状況等を総合勘案して、その農業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者」を事業主と推定することとしている。基本通達12-5は、生計を一にする親族の帰属について、同様に支配的影響力を有すると認められる者を事業主と推定すると定めている。この場合において、支配影響力を有する者が明らかでないときは、以前は原則、生活主宰者を事業主と推定することとしていた（岐阜地判昭和32年1月30日行集8巻1号174頁）。したがって、岩崎政明「課税物件の帰属(2)―農業所得の帰属の判定―」『租税判例百選（第二版）』（有斐閣、1983年）57頁の説明によれば、生活の主宰者が会社員であり、その他の家族が農業従事者であっても、課税上農業所得は生計の主宰者に帰属するものとして取り扱われており、これについて常識に反するとの不満が強く、のちに農業従事者を農業所得の帰属者と推定すると改められた、としている。

<sup>91</sup> 一方「北野弘久『税法学の基礎問題』（成文堂、1972年）211頁では、「共同事業的な実態の事業でありながら、法律関係を明確にしようという関係者の努力が稀薄であるため、現実には単独事業として処理されている」ものも存在する、と言及している。

<sup>92</sup> 舟木真由美「家族従業者の税法的地位と組合課税」税理28巻6号（1985年）120頁。碓井・前掲注85）14頁も、「家族的な企業の場合であっても、組合契約において出資の内容を明確にすることによって、組合の構成員たる家族間に所得を分割させることができるものである」と言及している。

は整合性を有している。現行所得税法には夫婦間の民法上の組合契約を否定する規定は置かれていないため、理論的には可能である。

しかし、契約が適正に成立している場合であっても、実質的には個人事業と同様の形態であるときは、それを共同経営と認めるのは課税の公平の見地から望ましくない。全ての事業が組合契約による共同事業と認められるのではなく、「個人の技能・知力等に源泉を有する所得、（例えば芸能人・プロスポーツ選手・著述家等の所得）について、これらの技能等を有する者との共同事業が認められるとすれば、不自然であることは否定できない」<sup>93</sup>と一定の限界がある。

## 第5款 組合課税制度整備の必要性

民法の組合に関する規定は分かりにくいといわれている。その理由の1つに組合の多様性が指摘されている。民法上の組合には、家族経営や、共同経営の法律事務所、建設業における共同事業体等があり、さらに、民法以外の法律に基づく組合として、有限責任事業組合、農業協同組合、労働組合なども存在する。これにより、民法が想定する組合像が曖昧だと問題視されており、基本的な類型を定めることとすべきとの考えが示されている。

具体的には、①数人が相互に契約により結合すること、②全員が出資をし、共同事業を営むこと、③全員が合有的に帰属する団体財産が存在すること、④対外的法律行為が全員の名で、または、代理の方法によって行われること、⑤団体の債務について各人が無限責任を負うことという特徴を挙げ、これらを備えた団体を想定した規定を設けるべきだという考えがある<sup>94</sup>。

また、組合による共同事業に対する課税上の取扱いについても、民法上の組合に関する法律関係とは整合性を有しているが、この見解に従って内的組合に対する課税取扱いを行うとすれば租税行政に混乱が生じる恐れがあることから、組合課税に関する法的整備も必要とあると思われる。民法上では組合に関する登記制度が存在せず、租税法においても組合自体に申告義務がないことから、組合の存在及び組合全体の財政状態を把握することは不可能である。このような状況下で各組合員がそれぞれ自己の名で別々に申告を行っても、課税庁側でそれらの所得計算が適正なものであるかの判断は困難であろう<sup>95</sup>。これに対しては、組合全体の所得計算を明らかにすることで解決できると考えられ、また、共

<sup>93</sup> 離井・前掲注85) 14頁。

<sup>94</sup> 法制審議会「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（13）詳細版」4頁（平成27年2月23日）<https://www.moj.go.jp/content/000057431.pdf>, (2024年12月27日最終閲覧)参照。

<sup>95</sup> 岩崎政明「夫婦間の契約と所得の帰属」税事4号（1989年）55-56頁参照。

同申告制度の導入も検討の余地がある<sup>96</sup>。なお、源泉徴収に関しては、組合に対して徴収納付義務を負わせることが合理的であるとの見解もある<sup>97</sup>。

## 第6款 小括

家族間の財産管理方法として、家族組合契約制度の導入を検討した。現行の個人単位主義のもとで締結される家族組合契約について、学説では民法上の組合として認められる限り、一般の組合と同様の取扱いが適用されるべきであるとの見解が有力であるが、判例では家族組合が単独事業として認定されるケースが多く、また組合課税の整備が必要である。

現在、家族組合契約を巡る事例は多くはないが、所得税は累進課税であることから、共同事業から生じた所得とその組合員間の自由な配賦による所得の帰属ルールにより租税回避の問題が生じる可能性がある。夫婦で労務を提供する家族組合を結成し、夫が多くの労務を出資し、妻がほとんど労務を出資しないのに、組合の所得を折半する旨の契約を締結すれば、夫の労務から得られた所得は移転してしまうであろう<sup>98</sup>。

したがって、現行の個人単位主義においては、対外的業務執行を全て特定の個人によって行われる家族組合契約について、夫婦財産契約と同様の効果を有する契約を締結することは難しいと考える。

## 第3節 みなし贈与の適用除外

現行の相続税法は、夫婦間の贈与に関し配偶者控除（相続税法21条の6）を例外として、婚姻中の夫婦間の財産の移動を画一的に贈与として課税する建前を採用している<sup>99</sup>。課税の対象は単純な贈与だけではなく、相続税法9条で規定される「みなし贈与」も含まれる。

夫婦財産契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等もこの「みなし贈与」に該当する。したがって、現在の個人単位課税制度の下では民法で認められている自由な意思に

---

<sup>96</sup> 吉良実『実質課税論の展開』（中央経済社、1980年）330頁参照。

<sup>97</sup> 碓井・前掲注85) 15頁参照。

<sup>98</sup> 高橋祐介「ファミリー・パートナーシップと所得の配賦について」税法学546号（2001年）162頁参照。

<sup>99</sup> 三木義一「租税法と家族」利谷信義編『現代家族法学』（法律文化社、1996年）239頁参照。

基づく夫婦財産契約を締結した場合でも、課税上は一旦配偶者の一方が取得し、その所得に対して課税が行われ、その後、当該夫婦財産契約に基づく契約割合に応じて他方配偶者に分割する際に贈与税が発生する。例えば、婚姻後取得財産の2分の1を共有とする夫婦財産契約において、夫が100を稼得した場合、この100が夫の所得税の課税対象となり、そのうち50が夫から妻への「みなし贈与」として贈与税の課税対象となる。

なお、相続税法21条の3第1項2号により「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は贈与税の非課税財産として扱われるため、夫婦財産契約の原因とする財産の移転も一定部分はこの規定に該当し、みなし贈与の対象外とされる。

第3節ではこの「みなし贈与」について、如何なる場合に贈与税の課税関係が成立するかを整理する。先ず、現行制度の取扱いを確認し、贈与税の意義、みなし贈与の沿革及び当該制度を設ける理由について概観する。その上で、夫婦財産契約により財産を取得した場合に贈与税が課税される理由について、相続税法9条の用語の解釈を夫婦財産契約にあてはめ考察する。また、親族間で締結される使用貸借契約との関係にも照らし合わせ、みなし贈与課税に関して改善の余地があるかどうかを検討する。

## 第1款 現行制度の概要

福岡法務局北九州支局（平成11年8月23日1号）に、夫婦間共有財産とする居住用マンション及びその取得に要された借入金等を夫婦で折半するという夫婦財産契約が存在する。この契約において、夫婦一方の名義の財産に係る債務を他方配偶者が負担して弁済し、その返還を求めない場合、他方から一方への贈与とみなされ、贈与税が課税されることになる<sup>100</sup>。その他の裁判例としては、夫名義の定期預金の満期払戻金を妻名義の定期預金に移した事例<sup>101</sup>や、夫が妻名義で行った増改築工事に関する事例<sup>102</sup>等がみなし贈与に該当する。国税庁ホームページにある質疑応答事例には、「夫婦財産契約と贈与税」というタイトルで「夫婦財産契約は財産の帰属関係を定めたものにすぎず、相続税法上のみなし贈与に関する規定は、民法上の贈与に該当しないものであっても、財産上の利益の供与があったときには贈与税を課税することとしており、夫婦財産契約の履行によって得た利益は、相続税法9条の規定により贈与税の課税対象となる。」との記載がある。

---

<sup>100</sup> 山田・前掲注11) 164頁参照。

<sup>101</sup> 東京地判平成元年10月26日税資174号178頁。

<sup>102</sup> 東京高判昭和52年7月27日税資95号245頁。

これに対し、夫の預金を元に妻が株式運用をしていたケースで夫が亡くなった際にこの預金相当額につき相続税の申告をしていた妻に対し、課税当局は夫から妻へのみなし贈与だと決定処分をしたが、納税者の主張が認められたという事例<sup>103</sup>もある。

さて、夫婦財産契約により贈与とみなされる場合、その贈与の範囲及び贈与時期については、原則契約で定められた贈与日及び贈与割合に基づき算出された贈与認定相当額になる。ここで問題となるのは、夫婦両者に所得が発生する場合である。これらの所得の発生原因は同一の夫婦財産契約であり、契約上の持分を2分の1とした場合、両者は相手方が取得した財産の2分の1を得る権利を持ち、自分が取得した財産の2分の1を相手に与える義務を負う。このため、これらを切り離して贈与を認定するのではなく、夫妻が1年間に取得する所得を比較し、その差額の2分の1だけが贈与に該当する解釈とすべきである。そしてこの考え方を前提とすると、暦年終了時まで贈与額が確定できることになるため、贈与の時期は暦年終了時と考えられる<sup>104</sup>。

## 第2款 贈与税の目的と基本的性格

贈与税は、贈与によって財産が移転する際に、その財産に対して課される租税であり、相続税の補完税の性格をもつ<sup>105</sup>。相続税は人の死亡によって財産<sup>106</sup>が移転する際に課されるが、相続税のみが課される場合は、生前に財産を贈与することでその負担を容易に回避できてしまうため、それを防止することを目的として贈与税が採用された。贈与税の負担が相続税の負担より重く、個人間の贈与に限定されることはこの目的に由来する。相続税、贈与税は密接な関係を有しているため、1つの法律の中で規定され、共通の取扱いを受ける場合が多い<sup>107</sup>。

---

<sup>103</sup> 令和3年7月12日裁決（裁決事例集124集144頁）。

<sup>104</sup> 渋谷雅弘「夫婦財産契約と贈与税」税事102号（2008年）78-79頁参照。

<sup>105</sup> 金子・前掲注33) 720頁参照。

<sup>106</sup> ここでいう「財産」とは、相続税法上特に規定はされておらず、私法上の意義と同じと解されているが、実務上では相続税法基本通達11の2-1により、「法律上の根拠を有しないものであっても経済的価値が認められているもの、例えば、営業権のようなもの」も財産に含まれるとされているとの説明として、今村修『相続税法－所得課税としての相続税法の研究－第二版』（税務経理協会、2006年）177頁。

<sup>107</sup> 金子・前掲注33) 690頁参照。

### 第3款 みなし贈与に関する法的背景

#### 1. 意義

租税法上の「みなし」とは、「ある事柄 A と性質を異にする他の事柄 B を一定の法律関係について、A と同一視して A について生ずる法律効果を B についても生じさせることをいう」<sup>108</sup>。租税法上使用されている「みなし規定」は、相続税法では、3条に規定される生命保険金等のみなし相続財産、4条の特別縁故者に対する相続財産の分与に関するみなし遺贈の規定があり、5条から9条の5にはそれぞれ、生命保険金等（5条）、定期金（6条）、低額譲受による利益（7条）、債務免除等による利益（8条）、その他の利益の享受（9条）及び信託受益権（9条の2から5）において「みなし贈与」に関する規定が置かれている<sup>109</sup>。

「みなし贈与財産」とは、法律的には贈与によって取得した財産ではないものの、実質的には贈与によって取得した財産と同様の性質を持つため、公平負担の見地から、贈与財産とみなされ、贈与税の対象とされる財産または権利を指す<sup>110</sup>。

相続税法にみなし贈与が規定されている理由について、東京地裁平成7年4月27日判決<sup>111</sup>は、相続税法7条の適用に際し、「課税原因を贈与という法律行為に限定した場合には、無償で、しかも、時価より著しく低い価額の対価で財産の移転を図ることによって、贈与税の負担を回避しつつ、本来、相続税の対象となるべき財産を生前に処分することで相続税の負担の軽減を図ることができることになり、租税負担の公平が著しく害される」としており<sup>112</sup>、みなし贈与の規定も、相続税の回避を防ぐためのものであると解される。

---

<sup>108</sup> 伊藤義一『税法の読み方 判例の見方 改訂第三版』（TKC出版、2014）174頁。

<sup>109</sup> 租税法上使用されているその他のみなし規定は、所得税法25条の「みなし配当」、31条「退職手当等とみなす一時金」等、法人税法においても14条「みなし事業年度」等がある。

<sup>110</sup> 金子・前掲注33) 725頁参照。

<sup>111</sup> 税資209号285頁。

<sup>112</sup> さいたま地裁平成17年1月12日 税資255号順号9885でも、相続税法7条は、法律的にみて贈与契約によって財産を取得したのではないが、税負担の公平の見地から課税上はこれを贈与とみなす趣旨である、と判示している。

## 2. 制度の沿革

我が国における相続税は、明治 38 年に日露戦争の戦時財政計画の一環として、増税の目的で導入された<sup>113</sup>。当時は贈与税に相当する規定は存在せず、特定の生前贈与に対して相続税を課す規定が設けられていた。昭和 22 年の新憲法の制定に伴い、家督制度が廃止され民法が抜本的に改正されたことに伴い、相続税法も全面的に改正された。そしてこの改正により、相続税の補完税としての贈与税が創設され、贈与者の一生を通じて累積して贈与税を課し、その贈与税を相続開始時に相続税で清算するという制度が採用された。なお、みなし規定もこの時期に導入されている<sup>114</sup>。

その後、昭和 25 年の改正で相続税は遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更され、この変更に伴い、相続税法 12 条に規定されていたみなし贈与は相続税法 9 条に改められた。また、税務署による一生累積課税の追跡調査等が困難であったため、累積課税の対象となる贈与は相続開始 3 年以内<sup>115</sup>のものに限定され、みなし贈与課税の対象者も贈与者から受贈者へと変更された。基本的な制度は維持され、現代に至っている<sup>116</sup>。

これらの沿革を踏まえると、我が国における贈与税の創設以降、贈与財産に対する課税の根拠は、単に贈与財産の経済的価値に着目して課税を行うだけでなく、「相続財産を減少させて節税するインセンティブを抑制するために課税する」という目的もあったことが分かる<sup>117</sup>。このことから、みなし贈与の規定も相続税を補完することを目的としていると理解できる<sup>118</sup>。

---

<sup>113</sup> 武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法 1』（第一法規、加除式）101 頁参照。

<sup>114</sup> この改正で 5 条及び 7 条から 12 条にみなし贈与の規定が置かれた。現行の相続税法 9 条の前身に当たるのは 12 条であり、当時より「第 5 条、第 7 条乃至前条に規定する場合の外」と、贈与とみなす個別規定以外の利益享受について当該 12 条に置き、現行法 9 条と同様、他のみなし贈与の規定を包括していたとの説明として武田・前掲注 113) 1032 頁。

<sup>115</sup> 令和 5 年度改正により、資産移転の時期に対する中立的性を高める観点から相続開始前 7 年以内と改められた。

<sup>116</sup> 小林栢弘「相続税の意義と相続税法」小林栢弘編『相続税法の論点』（大蔵財務協会、2015 年）14 頁-22 頁参照。

<sup>117</sup> 渕圭吾「贈与税の位置づけ」税研 171 号（2013 年）28 頁参照。

<sup>118</sup> 古谷勇二「相続税法第 9 条の「みなし贈与」について—資本取引等を巡る課税関係を中心として」税大論叢 85 号（2016 年）136 頁参照。

## 第4款 相続税法9条の適用範囲

### 1. 制度の趣旨

相続税法9条は、「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた場合において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には遺贈）により取得したものとみなす」と規定している。

これまでの判例で相続税法9条の規定が適用された事例は、①預貯金の移転、②第3者を介さない利益の移転（土地の無償貸借、増改築費用の支出、無償融資等）、③第3者を介する利益の移転（同族会社に対する借地権の無償設定、社員の死亡による持分比率の変動、老人ホームの入居一時金の返還金<sup>119</sup>等）の3つに整理される<sup>120</sup>。

### 2. 適用要件の解釈

相続税法9条の適用要件は、「対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」であり、この場合には「利益を受けた者」と「利益を受けさせた者」が存在し、両者の間で利益の享受が行われていることが前提となる。その他相続税法9条の趣旨から、租税回避目的の有無が判断基準となると考えられる<sup>121</sup>。

この点について、相続税法上でどのような場合に「利益を受けた」のか、別段の定めはないが、条文の趣旨からは「贈与があったものと同様の経済的利益の移転」があれば適用されると解されている。相続税法基本通達9-1では、「利益を受けた」とは、「おおむね利益を受けた者の財産の増加又は債務の減少があった場合」を指すと定められており、単なる労務の提供などはこれを含まないとされている。

なお、「利益を受けた者」と「利益を受けさせた者」の関係については2つの見解が存在する。1つは、両者の間に「相応の特別の関係」、すなわち対立承継関係の存在がある

---

<sup>119</sup> 大阪地判平成24年6月1日税資262号順号11963他。

<sup>120</sup> 田中啓之「みなし贈与」『租税判例百選（第7版）』（有斐閣、2021年）161頁参照。

<sup>121</sup> 古谷・前掲注118）138頁参照。

場合に限り適用されるとする考え方<sup>122</sup>と、同条が租税回避行為を防止する趣旨であることから、単に人間関係は問われないとする考え方<sup>123</sup>である<sup>124</sup>。

相続税法9条は、相続税法における他のみなし贈与課税規定を包括するものあるが、「法的には贈与ではないが経済的にそれと同等の利益」と「あらゆる経済的利得の取得としての所得」の境界は曖昧であり<sup>125</sup>、これが異なる解釈を招く一因となっている。

東京高裁平成27年4月22日判決<sup>126</sup>では、相続税法9条の規定について、対立承継関係がある場合に「限定して解すべき根拠となる文言は見当たらない」とし、「実質的にみて、贈与があったと同様の経済的利益の移転の事実がある場合には、同条の規定を適用することが許される」と判示している。

しかし、贈与税の回避防止という相続税法9条の趣旨を考慮すると、利益の移転が行われた者同士の人的関係も問われるべきであると思われる。何故なら、贈与と同様の経済的利益の移転の事実があったとしても、その状況が贈与に相応しくないものであれば、贈与とはみなされない可能性があるからである。

例えば、東京地判平成4年3月10日判決<sup>127</sup>では、時効取得について、実際の所有者が経済的利益を失い、占有者が対価を支払わずに経済的利益を享受した場合、時効取得者には一時所得が生じるが、相続税法9条の適用はないとしている。しかし所有者が占有者と親族等特別な関係にあり、意図的に権利行使を怠り、結果として時効取得が発生した場合には、相続税法9条の適用があると考えられる。このように、経済的利益の移転が発生する際の人的関係などの事情は、適用判断において考慮されるべきだと考えられる<sup>128</sup>。

---

<sup>122</sup> 山田二郎「贈与税一みなし贈与一」『租税判例百選』（有斐閣、1968年）111頁参照。

<sup>123</sup> 武田・前掲注113) 1036頁参照。

<sup>124</sup> 酒井克彦「相続税法9条に規定するみなし贈与課税の課税要件」中央ロー16号1巻（2019年）58頁によれば、後者の理由として①相続税法9条の文理解釈からはそのような要件を導出することができない、②趣旨解釈からも特別の関係に限定する解釈は導きだせない、③贈与税が相続税の補完税であるという点から、このような要件は贈与税の建付から読み解くことができない、④9条がみなし贈与課税のバスケット・クローズであることが挙げられる、と言及している。

<sup>125</sup> 藤谷武史「家庭内財産承継の租税法的把握をめぐる問題—非典型的財産承継の局面を中心に」東社68巻2号（2017年）96頁参照。

<sup>126</sup> 税資265号順号12654。

<sup>127</sup> 税資188号573頁。

<sup>128</sup> 藤谷・前掲注125) 96-99頁参照。

### 3. 租税回避目的の有無

相続税法 9 条の適用に際し、同条の趣旨に「租税回避行為の防止」とある。そのため、当事者双方に租税回避の「意図や目的」があったかどうかが問題となる。条文上は「税負担を不当に減少させる」という表現を採用していないが、この趣旨に基づけば、租税回避の意図があるか否かは重要なポイントとなる。

相続税法 7 条の課税要件には租税回避目的の有無は含まれていない。相続税法 7 条と相続税法 9 条の関係については、相続税法 7 条が適用されない範囲において、相続税法 9 条が包括的に適用されるが、相続税法 7 条より射程範囲が広い相続税法 9 条に対し、相続税法 7 条の課税要件にはない租税回避の意図を課税要件として捉えることには問題がある<sup>129</sup>。したがって、相続税法 9 条の適用にあたっては、相続税法 7 条同様に租税回避目的の有無を問わないと解するべきである<sup>130</sup>。

なお、みなし贈与の課税制度は相続税の回避を防止することを目的としているが、租税回避と推定できる場合に無条件で相続税法 9 条を適用することは、納税者の予見可能性や法的安定性の観点からは不安を生じさせる可能性がある<sup>131</sup>。課税要件明確主義のもと、みなし贈与課税の適用を判断する際に、課税庁の自由裁量を認めることは原則として許されるべきではなく、不確定な概念を用いる際には慎重にならなければならない。しかし、これについて学説は、必要性と合理性が認められる限り、その使用は課税要件明確主義に反するものではないと解しており<sup>132</sup>、相続税法 9 条も同様に解釈することが可能だとされる。

このように、様々な事象に対応可能な規定が存在しない場合には、租税回避が容易となり課税の公平が保たれなくなる恐れがある。したがって、相続税法 9 条が適用されない個別の事案において、それが租税回避と認められる場合には、相続税法 64 条など他の租税回避行為防止規定を検討すべき余地はあるだろう。

---

<sup>129</sup> 酒井・前掲注 124) 63 頁参照。

東京地裁平成 19 年 8 月 23 日判タ 1264 号 184 頁は、相続税法 7 条において贈与税が相続税の補完税の性質をもつこととの趣旨から「租税負担の回避を目的とした財産の譲渡に同条が適用されるのは当然であるが、租税負担の公平の実現という同条の趣旨からすると、租税負担回避の意図・目的があったか否かを問わず、・・・同条の適用があるというべきである」と判示している。

<sup>130</sup> 宮脇義男「相続税法第 7 条及び第 9 条の適用範囲に関する一考察」税大論叢 65 号 (2010 年) 233 頁参照。

<sup>131</sup> 島中貴幸「みなし贈与（相続税法 9 条）における当事者間の関係性」新潟経営大学 28 卷(2022 年)119 頁参照。

<sup>132</sup> 金子宏「租税法における学説と実務」ジュリ 756 号 (1982 年) 85 頁参照。

#### 4. 夫婦財産契約における相続税法 9 条の適用

さて、夫婦財産契約を相続税法 9 条の適用要件等にあてはめて検討すると、「夫婦対等」という観点から当該契約を締結した夫婦には、租税回避目的は認められない。みなしだし贈与課税制度の趣旨は、経済的利益を受けさせた一方の配偶者の財産の減少と、当該経済的利益との間に贈与と同等の法的な因果関係が存在し<sup>133</sup>、「当該利益を受けさせた者」に、利益を受けさせたという認識があり、「当該利益を受けた者」にも、利益を受けたという認識がある場合に適用される。しかし、夫婦財産契約の場合、特殊な場合を除けば、どちらか一方が有利であると認定することは難しい。また、たとえ何らかの経済的利益の移転があったとしても、その状況が贈与に相当する場面で行われていない場合には、「贈与と同様の経済的利益の移転があった」とは言えないのではなかろうか。

#### 第 5 款 使用貸借契約における課税適用除外の法的根拠

現行の課税上、相続税法 9 条のみなし贈与として取り扱われていないものに、「個人間の使用貸借契約」がある。使用貸借（民法 593 条）とは、不動産等を他者から無償で借り受ける場合、当事者間の合意があれば賃料を支払わずに利用することができる等をいい、親族間等個人間で締結される使用貸借契約は、みなし贈与の対象外とされている。以下では、この使用貸借契約について、経済的利益が発生しているのにもかかわらずみなし贈与が課税されない理由を、使用権及び地代等に分けて検討する。

##### 1. 使用権

建物等の所有を目的とする土地の借り受けでは、通常賃貸借契約が結ばれ、賃借権の設定に対して権利金が支払われるのが一般的である。しかし、従前は、このような権利金を支払う取引上の慣行がある地域において、土地の無償借り受けがあった場合には、相続税法 9 条に基づき、原則として借主に対して土地所有者から権利金相当額の利益を受けたものとして贈与税が課されていた。但し、以下の要件を満たす場合は、課税が行われないとされていた。

---

<sup>133</sup> 畠中・前掲注 131)114 頁参照。

- イ 土地を無償で借り受けた者が土地の所有者の特別近親関係者であること
- ロ その無償使用の基団となった建物を借主が自己の居住の用に供していること
- ハ 「土地の無償使用に関する申出書」の提出があること

その後、昭和 48 年の「使用貸借に係る土地についての相続税及び贈与税の取扱いに関する相続税関係個別通達」（直資 2-189）により、個人間の使用貸借については借地権を認識しないことを前提に、借地権に係る権利金の認定課税は行わず、土地の評価も自用地として行うことが定められた<sup>134</sup>。つまり、親族間における建物等の所有を目的とする土地使用貸借に対しては、たとえ権利金を支払う慣行がある地域でも、贈与税が課されないこととなったのである。

この通達の制定には、大阪地判昭和 43 年 11 月 25 日判決<sup>135</sup>が影響を与えている。この事件は、妻が夫の土地を無償で借り受けアパートを建築したことに対し、課税庁は贈与税を課税したが、大阪地裁は、夫婦間の無償貸借を地上権の設定とする法律的な根拠は乏しく、むしろ愛情等の関係性に基づいた特殊な関係の上に成立するものであるからと、使用貸借関係を認め、贈与税課税処分を違法とした。

個人間の土地の利用において、権利金等を無償とするのは一般的ではなく、主に夫婦間や親子間などの親族関係者等に限られる。こうした親族間の土地の利用関係は、愛情等の特殊な絆によって結ばれ、通常利害関係の対立は見られないため、他人間における賃貸借のような土地使用権に対する権利意識が乏しいのが一般的である。これらのことから、経済合理性のみで借地権の移動を認め、みなし贈与課税を行うことは実情にそぐわず、みなし課税の対象とはしないこととされているのである<sup>136</sup>。

このため、親族関係者間で行われる土地の使用貸借は、無償であることから、たとえ建物所有を目的とする場合でも、借地借家法の適用対象外となる。借主は借地権のような強い法的保護を受けることはできず、また、当事者間の対人関係が重視されるため、借主が

---

<sup>134</sup> その契約内容が使用貸借である確認書として、当事者は「借地権の使用貸借に係る確認書」を税務署にすみやかに提出する。なお、上記通達制定の背景として、昭和 41 年 4 月 21 日の大蔵委員会税制小委員会において、国税庁長官が、「親子の間などにおける土地の無償使用の場合に贈与税を課税することは、納税者の感情から見て適当ではないので、国税庁で非公開の通達を出したうえで様子を見て正式な本通達を出すことにする」と回答したことが挙げられる。

<sup>135</sup> 税資 53 号 892 頁。

<sup>136</sup> 若林俊之「借地権課税の問題点—「相当の地代」と「使用貸借」に係る私法と租税法の乖離についての考察—」租税資料館賞受賞論文集 24 (下) (2015 年) 9 頁参照。

死亡した場合、その使用貸借は終了する（民法 597 条 3 項）。したがって、使用貸借による土地の使用権は、その経済的価値がほとんど認められていない<sup>137</sup>。

この取扱いは、親族以外の個人間（他人）にも、また住宅以外の建物（店舗）にも適用されている。

## 2. 地代等

### イ 原則（相続税法基本通達 9-10）

親族間で土地、家屋、金銭等を無償または無利子で貸与する場合、その貸与により受けた利益に相当する金額（通常支払われるべき毎年の地代、家賃又は利子相当額）は、その貸与を受けている者がその貸与をした者から贈与によって取得したものとして取り扱われる<sup>138</sup>。その上で同通達は例外として次のような定めを置いている。

### ロ 例外

親族間の使用貸借に基づく土地等の貸与において、その「賃料相当額が少額である場合」、または少額でなくても結果的に相続税や贈与税の軽減となるような「課税上弊害がないと認められる場合」には、強いて贈与税を課税しなくともよいとされている。したがって一般的にはこの取り扱いによって課税されないものとして差し支えない<sup>139</sup>。

なお、使用貸借に係る借主は、借用物の通常の必要費用を負担する義務がある（民法 595 条）。仮に使用貸借契約上の貸主が借地人（父）であり、地主に地代を支払っている場合において、借地人（父）と使用貸借契約を結んだ借地人の親族等（子）が、当該借地権にビル等を建設し、借地人（父）が地主に支払った地代相当額を負担していないときは、その借地人の親族等（子）は、借地人（父）から地代相当額の経済的利益を受けたものとして、贈与税が課される可能性がある<sup>140</sup>。

### ハ 判定基準

前述のとおり、使用貸借により個人間の土地等の借り受けがあった場合、使用権に関しては贈与税の課税関係は生じない。しかし、毎年発生する地代相当額の経済的利益について

---

<sup>137</sup> 松本好正『借地権課税 質疑応答事例集』（大蔵財務協会、2021 年）482 頁参照。

<sup>138</sup> 武田・前掲注 113) 1053 頁参照。

<sup>139</sup> 桜井巳津男他『借地権課税の理論と実務（五訂版）』（財経詳報社、1990 年）264 頁参照。

<sup>140</sup> 松本・前掲注 137) 505 頁参照。

ては原則贈与税の課税対象となる。ただし、その利益が少額である場合や、課税上の弊害がないと認められる場合には、必ずしもこの取扱いをしなくても差し支えないとされている。この場合における、「地代相当額の利益が少額か、課税上弊害がないか否か」の判定基準はどのように考えられているのだろうか。以下の2つの判例を用いて検討する。

まず、大阪地判昭和43年11月25日判決<sup>141</sup>(以下①)では、「一年間における賃料（地代）相当の利益は、土地の時価額に純益にあたる年六分、税金その他の維持費にあたる年二分合計年八分を乗じた額」すなわち年間128,262円40銭であり、これは当時の贈与税の基礎控除額40万円を下回るため、課税対象とはならないと判示された。

一方、大阪高判令和4年7月20日判決<sup>142</sup>（以下②）は、①の事案では、目的となった土地の広さが189.28m<sup>2</sup>（57.26坪）であったのに対し、この事案では3,331m<sup>2</sup>（1007.63坪）と約17.6倍もの面積差があったが、それでもみなし贈与の対象とはならなかった。

①の事案は大阪府吹田市、②は同府枚方市の事案である。仮に①の事案で土地の広さが②と同じであった場合、借主が受けた経済的利益の額は約225万7千円となり、当時の贈与税の基礎控除額を大きく上回っていたが、みなし贈与課税がされていない<sup>143</sup>。これらの事案から、地代相当額の利益が少額か、課税上弊害がないかの判定は、比較的柔軟に行われていると考えられる。

## 第6款 小括

相続税法9条は、経済的利益を一方の者に享受させた場合、その財産の減少と、当該利益の取得との間に、贈与と同等の法的因果関係が認められるときに適用され、「当該利益を受けさせた者」にその意思があり、「当該利益を受けた者」もその認識があることが必要である。しかし「夫婦対等」の観点から締結された夫婦財産契約には、一方が経済的に有利であると判断するとは出来ない。

さらに、その状況が贈与に相当する場面で行われていない場合には、「贈与と同様の経済的利益の移転があった」とは言えず、夫婦財産契約についてもこれを贈与税の課税対象とすることは、同一の財産に対しに所得税と贈与税の2種類の課税を招く結果となり、担税力に変化のない夫婦に対して著しい不利益をもたらすことになる。

---

<sup>141</sup> 税資53号892頁。

<sup>142</sup> 税資272号順号13735。

<sup>143</sup> 安井栄二「不動産の使用貸借契約に基づく使用収益権の付与と課税」立命411巻（2024年）411頁参照。

また、親子や夫婦などの家族間契約は、企業間等で締結されるビジネス上の契約とは異なり、当事者の厚意や信頼に基づいて締結されることが多い<sup>144</sup>。夫婦財産契約も相続税法第9条の対象外とされる個人間の使用貸借契約と同様に、みなし課税の対象から除外すべき性質のものであると考えられる。

しかし、夫婦財産契約に基づき取得したみなし課税適用除外とされる金銭等も、使用貸借契約同様、結果的に相続税や贈与税の軽減となるような「課税上弊害がないと認められる金額」に限定されるべきであり、基準額を定める必要があるだろう。

---

<sup>144</sup> 片山直子「使用貸借・賃貸借」日本税務研究センター編『夫婦・親子と租税法』日税研論集81号（財経詳報社、2022年）183頁参照。

## 第4章 相続税と贈与税の一体化

前述のとおり相続税は「人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される税」であり、贈与税は「贈与によって財産が移転する機会に、その財産に対して課される租税であって、相続税の補完税の性格をもつ」<sup>145</sup>とされる。贈与税の課税根拠は相続税の回避を防止する点にある。そこで我が国には生前に財産を分割して贈与を行うことによる租税回避防止のために「生前贈与加算制度」が、生前贈与を相続時に精算する「相続時精算課税制度」が存在し、これらは相続税と贈与税の一体化の役割を果たしている。

この「生前贈与加算制度」及び「相続時精算課税制度」と夫婦財産契約との関係を分析し、夫婦財産契約に基づく財産移転を贈与税の課税対象外と捉えることについて、前章とは別の側面から検討を行う。

### 第1節 生前贈与加算

#### 第1款 制度の概要

生前贈与加算とは、相続開始前7年以内に被相続人から暦年課税により生前贈与を受けた場合、その贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する制度をいう。生前贈与があった場合における相続税額の算出方法は、その生前贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算し、その贈与により取得した財産につき既に納付した贈与税額を、納付すべき相続税額から控除することにより計算される（相続税法19条）。

贈与税は相続税の補完税であるという位置づけから、理論的には①遺産相続のみが行われた場合の相続税額、②生前贈与が行われた場合の贈与税額の総額、③生前贈与と遺産相続が行われた場合の贈与税額及び相続税額の合計額は等しくなるべきであり、生前贈与加算はこの役割を果たしている<sup>146</sup>。

しかし、現行相続税法における贈与税は、この理論に完全には一致していない。近年の贈与税の改正は、高齢者に偏在している資産を早期に次世代へ移転させるという政策的配慮から、教育資金の一括贈与の非課税制度（租税特別措置法70条の2の2）、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度（租税特別措置法70条の2の3）など、贈与税の非課

---

<sup>145</sup> 金子・前掲注33) 689-690頁。

<sup>146</sup> 水野正一『21世紀を支える税制の理論 第5巻資産課税の理論と課題』（税務経理協会、2005年）189頁参照。

税制度が拡充され<sup>147</sup>、相続時精算課税制度（相続税法21条の15）<sup>148</sup>と生前贈与加算を除けば、贈与税の課税対象は相続による財産承継とはほとんど関係がない<sup>149</sup>。さらに、相続時精算課税制度は受贈者の選択制であり、かつ、兄弟姉妹が個別に選択できるため、公平性に欠ける。また贈与税は、推定法定相続人に対する生前贈与に対してだけ課される制度ではなく、贈与により財産を取得した個人すべてが納税義務者とされているため、納税義務という観点からも、贈与税は相続税の補完税としての役割を果たしているとはいえないといわれている<sup>150</sup>。

---

<sup>147</sup> 斎藤郁夫ほか『改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2023年）442-443頁参照。

國枝繁樹「経済活性化のための贈与税非課税制度の問題点」税研171号（2013年）36頁は、望ましい相続税・贈与税制度とは、生前贈与や遺贈のタイミングに中立的であるべきだとされており、「教育資金の一括贈与非課税制度」は、公平性・中立性の観点から経済厚生を低下させかねない、と指摘している。また、匿名記事「相続前贈与の加算期間を7年に延長、資産移転時期の選択に中立的な税制へ」週刊T&A master 959号（2022年）7頁によれば、令和4年度税制改正大綱においても、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不斷の見直しを行っていく必要がある」と明記されており、この制度の廃止を含めた検討が行われたが、こども家庭庁の設置を背景に一部見直しの上、適用期限が延長された。次の適用期限時には、制度の廃止検討が再び行われる可能性があると述べている。

<sup>148</sup> 但し、令和6年1月1日以降の贈与については、相続時精算課税の利用を促進する観点から、贈与を受けた年分ごとに基礎控除額110万円の控除をした残額を相続税の課税価格に加算することとされた。そのため、前述の理論とは合致しない。相続時精算課税制度については、次節参照。

<sup>149</sup> 藤谷・前掲注125) 77頁、渕・前掲注117) 29頁参照。

<sup>150</sup> 水野・前掲注146) 189頁-190頁参照。その他山本守之『租税法の基礎理論（新版改訂版）』（税務経理協会、2013年）254頁）では、「相続財産が基礎控除以下のため相続税が課税されない者が多数おり、この場合は「贈与税が相続税の補完税」というのは説得力を持たない」と批判をしている。

なお、現在我が国での生前贈与加算対象期間は7年<sup>151</sup>であるが、先進諸外国で実施する生前贈与加算対象期間はより長期間にわたる。例えば、アメリカでは過年度全てにおいて（一生累積課税）<sup>152</sup>、フランスは相続開始前15年間、ドイツは10年間である<sup>153</sup>。

我が国においても、マイナンバー制度の導入により、累進課税の実務的な執行が可能となつたことから、生前贈与加算期間の延長とそれに伴う一体課税の強化が期待される。そして、これにより高齢者の資産の早期贈与が促進され、経済の活性化にも寄与できると考えられる<sup>154</sup>。

## 第2款 みなし贈与加算対象期間に係る整合性

さて、夫婦財産契約と生前贈与加算との関係を考えると、夫婦財産契約に係るみなし贈与も、当然現行制度により相続開始前7年以内のもののみ生前贈与加算の対象となり、相続開始前7年を超える部分は対象外となる。すなわち、何れもみなし贈与の対象にはなるが、相続開始前7年以内の贈与は生前贈与加算によって相続財産に組み込まれることとなる。そして、配偶者に対する相続税額の軽減の規定により、生存配偶者の相続税の課税価格が1億6千万円以下であれば相続税は課されず、また、これに係る被相続人の生前に課された贈与税は相続税申告時に贈与税額控除によって精算されるため、最終的には当該みなし贈与については相続税、贈与税何れも課税されない結果となる。

現行の生前贈与加算対象期間は7年間であるが、この期間が延長された場合、生前贈与加算を通じて、実質的に課税が行われないケースも想定される。夫婦財産契約に基づくみなし贈与の有無が、生前贈与加算対象か否かで左右されるのは、制度として整合性に欠ける。このことからも、生前加算対象期間にかかるわらず、夫婦財産契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等をみなし贈与の適用から除外することが望ましいと考えられる。

---

<sup>151</sup> 「資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、令和6年1月1日以降に贈与により取得する財産に係る相続税より、相続財産に加算する期間を相続開始前3年から7年に延長する」との説明として斎藤・前掲注147) 443頁。しかし、匿名記事「暦年課税制度と相続時精算課税制度：資産移転の時期の選択、中立的な税制の構築」速報税理42巻25号(2023年)6-7頁は、「諸外国と比べて短期間」と指摘をしている。

<sup>152</sup> 但し加算される金額は、贈与税の基礎控除額(2024年は1万7,000ドル)を超えた部分である。

<sup>153</sup> 斎藤・前掲注147) 449頁参照。

<sup>154</sup> 藤中敏弘「相続税制における贈与税の役割 現行制度や沿革・経緯を中心に」税研218号(2021年)39、46頁参照。

## 第2節 相続時精算課税制度

### 第1款 制度の概要

平成14年6月に示された「あるべき税制の構築に向けた基本方針」<sup>155</sup>では、高齢化の進展に伴い、相続による財産の取得時期が相続人のライフサイクルの後半にシフトしていく傾向があると指摘している。この結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する役割が相対的に薄れてきているという環境変化が明らかにされた<sup>156</sup>。こうした状況を踏まえ、平成15年の税制改正において、相続税と贈与税を一体的に捉える措置として「相続時精算課税制度」が導入された。この制度は、高齢者が保有する資産を次世代へ円滑に移転させることを目的としており、我が国の経済活性化を図る観点から採用されたものである<sup>157</sup>。

本制度は、相続時に最終的な課税額を精算することを目的とした累積課税方式である。贈与の各年においては、贈与税を概算払いすなわち「前払い」として納付する仕組みとなっており、これにより簡素化が図られている。また、受贈者の申告を前提条件として、一定の金額に達するまでの贈与については贈与税の非課税措置（特別控除等）が適用される。この非課税措置はその限度額を消化するまで複数年度にわたり利用可能である点が特徴的である<sup>158</sup>。原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる<sup>159</sup>。

特定の贈与者から財産を贈与された受贈者は、従来の暦年課税ではなく、本制度を選択することで、累計<sup>160</sup>で2,500万円（特別控除額）までの贈与について贈与税が課税されず、贈与財産が贈与者の相続時に相続財産として精算される仕組みとなっている。例えば、父母それぞれからの贈与について本制度を選択した場合、子は父母双方からの贈与に対し、それぞれ2,500万円、合計最大5,000万円までの控除が可能となる。

---

<sup>155</sup> 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」64頁（平成14年6月14日）[https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20151026\\_27zen25kai6.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20151026_27zen25kai6.pdf)、（2024年12月27日最終閲覧）。

<sup>156</sup> 田中治「相続税・贈与税一体化による資産移転」税経通信58巻1号（2003年）55頁参照。

<sup>157</sup> 岩下資産税研究会編『相続時精算課税の実務100問100答』（税務経理協会、2003年）50頁参照。

<sup>158</sup> 田中・前掲注156）55-56頁参照。

<sup>159</sup> 柴崎澄哉ほか『改正税法のすべて（平成15年度版）』（大蔵財務協会、2003年）501頁。

<sup>160</sup> 各年基礎控除額110万円控除後（前掲注148参照）。

なお、相続時精算課税制度の納税者のメリットデメリットは以下のとおりである<sup>161</sup>。

#### メリット

##### ①納税額の減少

賃貸用不動産や株式を贈与することにより、それに係る賃貸収入や配当が移転され、相続税額が減少する。

##### ②被相続人の意思による財産分与

被相続人の明確な意思で財産を分割することができる。

#### デメリット

##### ①納税者にかかる多大な手間

長期間にわたり申告義務が発生する。

##### ②納税者が抱える不安

課税漏れによる不安を持ち続けなければならない。

##### ③納税資金不足の可能性

財産を費消することにより、相続発生時に納税資金不足が生じる場合がある。

この制度は、贈与を受けた時点での贈与税の負担を軽減し、相続時には従前の贈与分を含めて相続税額を算出する仕組みが採用されている。その結果、最終的な相続税額の総額は、制度を利用しない場合と基本的に変わらない。この点について、経済における税制の積極的な役割を重視するという観点からは、贈与を早期に行うことで、相続税額の総額が減少するような制度を作ることが望ましいとの意見も存在する。しかし、相続時精算課税制度は課税の中立性を重視して設計されており、相続税の総額において差異を生じさせないことを原則としている<sup>162</sup>。

また、令和5年度改正では、暦年課税との選択制は維持しながら、相続時精算課税制度をより使いやすくするための改善が行われた<sup>163</sup>。具体的には、申告等に伴う事務負担を軽

---

<sup>161</sup> 近藤由佳「相続時精算課税制度の効果」南山論集38号（2011年）16-20頁参照。

<sup>162</sup> 田中・前掲注156) 57頁参照。

<sup>163</sup> 香取稔他「オンライン座談会 暦年贈与と相続時精算課税の改正を踏まえた生前贈与対策を検討」週刊税務通信3763号（2024年）39-40頁は、現在は相続税と贈与税の一体化制度は過渡期であり、暦年課税から精算課税への移行が進む大きな流れが形成されつつある。精算課税制度の利用を促進するためには、その使いやすさを向上させる必要があり、利用者数の動向を踏まえた上で、将来的な制度改正が検討されるものと考えられる、と言及している。

減する観点から、本制度においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設<sup>164</sup>するなどの措置を実施し、次世代への資産移転を円滑に実現することが可能となった<sup>165</sup>。なお、暦年課税の廃止は行わず、引き続き暦年課税と相続時精算課税制度の選択制が維持されている。

## 第2款 配偶者の相続時精算課税適用

夫婦財産契約を締結した配偶者が、本制度の適用を受けられた場合、契約締結時に相続時精算課税選択届出書の提出を行うことで、みなじ贈与累積額のうち特別控除額に達するまでの部分については贈与税が課税されず、その累計額は贈与者の相続時に相続財産として加算される仕組みを利用できる。しかし、相続時精算課税制度の適用対象となる受贈者は「贈与をした者の直系卑属である推定相続人及び孫で18歳以上である者」に限定されているため、配偶者は対象外とされている。

これについて、配偶者は贈与者とは独立した経済主体であり、相続税と贈与税を一本化した課税方法により資産移転時期の選択における中立性を確保し、円滑な生前贈与を促進するためには、配偶者等の推定相続人を受贈者に追加すべきとの批判も存在する<sup>166</sup>。

この議論を踏まえると、夫婦財産契約が相続時精算課税同様、配偶者相続分の「前取り」として機能すると考えた場合、将来その財産が相続財産として加算されたときは、生前贈与加算同様、配偶者の相続税額軽減の規定が適用され、一定額は非課税となる。このような制度設計に照らし合わせてみても、夫婦財産契約に基づく財産移転については、贈与税の課税対象外とすることが合理的であると考える。

## 第3節 小括

「生前贈与加算制度」及び「相続時精算課税制度」は相続税と贈与税の一体化させる役割を果たしている。相続税と贈与税を一体化措置の運用では、誰がどのような財産を早期

---

<sup>164</sup> 前掲注148参照。

<sup>165</sup> 岡崎猛「令和5年度改正による「相続時精算課税制度」と「暦年課税における相続開始前の贈与」の見直しについて」週刊税務通信3794号（2024年）22頁参照。

<sup>166</sup> 日本公認会計士協会 稟税調査会研究報告第13号「相続・贈与に係る税制について—相続税と贈与税の一体化の方向性」7頁（平成16年12月6日）

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/publication/files/00235-000474.pdf](https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/00235-000474.pdf),

（2024年12月27日最終閲覧）参照。

移転したいのか、それが経済活性化や社会正当性につながるかを常に具体的に検証する必要がある<sup>167</sup>。

前述のとおり、現行の生前贈与加算対象期間は3年から7年に延長された。生前贈与加算期間が延長され、仮に加算期間が一生となった場合には、夫婦財産契約に基づくみなし贈与に、配偶者の相続税額軽減の規定が適用され、実質的に課税が行われないケースも想定される。

夫婦財産契約に基づくみなし贈与が、生前贈与加算対象か否かで左右されるのは、制度として整合性に欠ける。このことからも、生前加算対象期間にかかわらず、当該契約により取得した約定持分に相当する金銭等をみなし贈与の適用から除外することが望ましい。

同様に相続税と贈与税を一体的に捉える措置である相続時精算課税制度は、生前贈与を相続財産の「前取り」として位置づけ、その贈与に対する贈与税額を将来の相続税の「前払い」として納付し、相続時に贈与財産を相続財産に加算して相続税を計算する制度である。現行制度では、配偶者はこの制度の適用対象外とされているが、この制度が経済の活性化を目的として導入された経緯を考慮すると、アメリカの制度を参考にし、適用対象者を配偶者にも拡大することが考えられる。

また、夫婦財産契約が離婚時の財産分与や配偶者相続分の「前取り」として機能すると考える場合、その財産が将来相続財産として加算される際には、「生前贈与加算」と同様に、配偶者の相続税額軽減の規定が適用され、一定額は非課税となる。このような制度設計に照らし合わせてみても、夫婦財産契約による財産移転については、贈与税の課税対象外とすることが合理的だと思われる。

---

<sup>167</sup> 田中・前掲注156) 61頁参照。

## 第5章 夫婦財産契約精算課税制度の提案

夫婦財産契約は、婚姻期間中に夫婦共有財産が一方配偶者に偏る状態を解消する役割を果たす。夫婦間の収入格差の是正や、家庭内で無償労働を担う配偶者の貢献に対する評価、配偶者による浪費や借金、事業や投資のリスクへの対応、共稼ぎ夫婦の生活費負担の公平化等、婚姻中に財産分割が必要になる状況は多岐にわたる。夫婦財産契約は、このような様々な財産管理上の課題に対応するものであり、夫婦間の権利の平等化に寄与し、配偶者の権利を拡充するために重要な役割を果たす。そのため、この契約を締結した夫婦に不利益が生じるような状況があってはならない。

第3章第1節から第3節では、所得税の課税単位の変更、家族組合契約制度の導入、みなし贈与の適用除外の3つの観点から検討を行った結果、「夫婦対等」という観点から、当該契約を締結した夫婦には、相続税法9条の制度目的である租税回避は認められないことから、みなし贈与課税を適用しないことを提案した。また第4章では、夫婦財産契約が、相続財産及び離婚時の分与財産の「前取り」の機能を果たしている点を確認し、相続税法の配偶者優遇規定との関係からも贈与税の課税対象外とすべきであることを確認した。

さて、第5章ではこの考え方を具体的な制度としてどのように反映させるかを考察する。まず、相続財産の「前取り」としての役割を果たす「相続時精算課税制度」を参考に、夫婦財産契約により分割された財産を相続発生時に相続財産に組み入れる累積課税方式を検討する。これについて、当該契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等すべてを課税対象外とすることは、租税回避防止の観点から適切でないため、非課税限度額の設定が必要であることを示す。そして、当該金銭等を相続財産及び離婚時の分与財産の「前取り」とみなす新たな仕組みとして「夫婦財産契約精算課税制度」の創設を提案する。この制度により所得税と贈与税の2種類の課税が発生する問題を回避できることを論証する。

### 第1節 累積課税方式の概要

贈与税の課税の目的は相続税の回避を防止する点にある。この目的に基づき、贈与税は相続税よりも累進性が強化され、高い税率が適用されている。この課税制度によって贈与税は過度に重い負担となり、生前贈与を抑制する機能を果たしてきた。

一方、相続税・贈与税の一体化措置として導入された制度に「相続時精算課税制度」が存在するが、精算課税制度はこれまでなかった制度ではない。前述のとおり相続税は明治

38年に創設され、当初は被相続人の遺産価額を課税標準とする仕組みであり、贈与税は存在しなかった。

戦後の昭和22年に相続税を補完する形で贈与税が導入されたが、昭和25年のシャウプ勧告により、相続、遺贈、贈与による財産取得を一生涯で累積課税する方式が採用され、贈与税は廃止された。しかし、昭和28年改正で、累積課税方式が執行困難とされ廃止され、贈与税が復活した。そして昭和33年には遺産取得者課税の建前を維持しつつ、法定相続分課税方式が導入された。

このような課税制度の変遷をみると、相続時精算課税制度は任意選択方式ではあるが、現行の暦年課税に代わり、相続時に贈与を精算する仕組みであり、シャウプ勧告の累積課税方式に近い性格を有しているといえる<sup>168</sup>。相続時精算課税制度は財産の移転に関する課税を相続時にまとめて精算する仕組みである一方、シャウプ税制は財産が移転するたびに、その都度課税を行う点で、課税のタイミングは異なっているが、どちらの制度も相続税と贈与税を一体として扱うという点では共通している<sup>169</sup>。そして、これらの累積課税方式により、贈与者は税負担を意識して財産移転のタイミングを計る必要がなく、また税率の格差を利用した意図的な租税回避も防止することができる。

相続時精算課税制度は、相続財産を生前贈与として「前取り」をし、その前取りにより取得した財産に係る贈与税額を将来の相続税の「前払い」として納付し、相続時にその贈与財産の価額を相続又は遺贈により取得した財産の価額に加算した上で相続税を計算する制度である。この点を踏まえると、夫婦財産契約においても、相続時精算課税制度の考え方を基本とし、夫婦財産契約により取得した約定持分に相当する金銭等を相続財産及び離婚時の分与財産の「前取り」とみなす新たな仕組みである「夫婦財産契約精算課税制度」の導入が考えられる。

## 第2節 夫婦財産契約の効力と課題

夫婦財産契約に関する法的課題は租税法のみならず民法においても存在し、夫婦財産契約の利用が少ない理由の1つとして、民法上の規定が極めて厳格である点が挙げられる。夫婦財産契約は遅くとも婚姻届出と同時に締結されなければならず、さらに、その時までにその契約を登記しなければ、夫婦の承継人及び第3者に対抗することができないとさ

---

<sup>168</sup> 山口義夫「予想される税務署の管理と調査」税理46巻8号（2003年）110-111頁参照。

<sup>169</sup> 渋谷雅弘「相続税・贈与税の累積的課税」藤田寅靖博士東北大学退職記念『行政法の思考様式』（青林書院、2008年）596頁以下参照。

れている。また、締結時期のみならず、婚姻後の変更や取消しが認められないことは、大きな障害となっている。婚姻前の当事者は財産が少ない場合が多く、夫婦財産契約に関する関心も薄いことが一般的である。そのため、実際に夫婦財産契約が必要とされるのは婚姻後であり、婚姻後の契約締結が認められない現行制度では、必要とする当事者に適切な機会を提供できないといえる。

婚姻生活は予測困難な変化を伴うため、契約内容の変更についても柔軟な対応を可能とする制度設計が求められる<sup>170</sup>。諸外国では契約財産制と法定財産制の併存する点は我が国と共に通しているが、契約財産制においては柔軟な仕組みを採用している国が多く見られる。例えば、フランスやドイツ、ベルギーでは、婚姻後の夫婦財産契約の変更が特別な手続きを条件として認められている<sup>171</sup>。フランスの場合、裁判所の認可を条件に、家族の利益を損なわず、第3者の権利を害さない場合に変更が可能である<sup>172</sup>。

また、オランダでは婚姻が1年以上継続している場合に裁判所の承認を得ることで、婚姻後の夫婦財産契約の締結が可能となっており、この仕組みの導入により前述のとおり1990年には22.93%と夫婦財産契約の普及率が向上している。

このような他国の柔軟性を参考に、我が国においても裁判所の承認等特別な手続き条件に、婚姻後の夫婦財産契約の締結や変更を認める制度を採用することが考えられる。これにより、夫婦財産契約の民法上の問題は解決され、利用しやすい制度になると思われる。

---

<sup>170</sup> 副田・前掲注5) 52頁では、第3者への対抗要件として登記等の公示方法をどのように整備すべきかという公示の問題と対内的な契約の問題は区別して考え、結婚前の締結と登記、不变更主義を改正して夫婦財産契約をもっと積極的に活用しやすくすべきではないか、と指摘をしている。

<sup>171</sup> 山田・前掲注11) 229頁では、現在、契約を行う時期については、婚姻前とするものと時期を問わないものが存在するが、婚姻前の締結に限定している国は、日本その他にアメリカ、フランス、ドイツ、ベルギー、ブラジル、韓国がある。しかし、事後の変更廃止を禁ずるのは我が国のみである、と紹介している。

<sup>172</sup> 犬伏由子「夫婦の財産関係における諸問題」法時65卷12号(1993年)59頁参照。

(山田・前掲注11) 195頁では、裁判所への認可請求と認可判決は、法的広告を扱う雑誌に広告され、さらに第3者に対抗するためには、許可された変更は婚姻証書の欄に記載される必要がある。このようにフランスでは特別な手続きが必要ではあるが、夫婦は合意又は法定財産制の2年間の適用後に、公証人証書によって財産制を修正、全体として変更することが可能である、と紹介をしている。

その他、夫婦財産契約の活用を促進に向けて、契約類型の明確化やその周知を図ることも重要である<sup>173</sup>。具体的には、婚姻届に夫婦財産契約の有無を記載する欄を設け、契約がある場合にはその契約書を添付することで登記を簡易化する手続きが考えられる<sup>174</sup>。このような環境整備によって、夫婦財産契約の利用が促進されるとともに、制度の信頼性も向上することが期待される。

また、夫婦財産契約の効力は、民法上の効力と税法の効力が同時に発生することが理想的である。よって、夫婦財産契約に基づく精算課税制度の適用を受けようとする者（以下「特定贈与配偶者」及び「特定受贈配偶者」という）は、夫婦財産契約の登記と同時に、税務署に対して夫婦財産契約精算課税届出書の提出という手続規定を導入することを提案する。また、税務署に提出する夫婦財産契約精算課税届出書には、登記の日付を明記する規定を設けることで、手続きの一貫性を確保することが重要であると思われる。この仕組みによって、民法及び税法の両面で契約の効力が確実に担保され、利用者の利便性を高めることが期待される。

### 第3節 課税方法の検討

#### 第1款 課税上弊害がないと認められる金額

前章を踏まえ、夫婦財産契約に基づき配偶者が取得した約定持分に相当する金銭等は、みなし贈与の対象から除外すべきものとして考える。ただし、当該契約に基づき取得した「すべての」金銭等を相続税法9条の適用外とすることは、租税回避防止の観点から適切ではない。

第3章第5款に掲げた個人に対する使用貸借契約は、相続税や贈与税の軽減となるよう「課税上弊害がないと認められる金額」は、相続税法9条の適用が除外とされている。そのため、この規定に基づき、借主に対し借地権等の経済的価値は認められず、土地は更地同様に自用地評価が適用されている。夫婦財産契約においても、この「課税上の弊害がないと認められる金額」までを適用除外とすることが適切であり、そのための明確な算定基準を設ける必要がある。

---

<sup>173</sup> 現在アメリカでは各州に統一的に適用される「統一婚姻前契約法典（Uniform Premarital Agreement Act）」が定められており、夫婦財産契約を利用しやすい環境が整っている。

<sup>174</sup> 中田裕康『家族法改正 婚姻・親子関係を中心に』（有斐閣、2010年）42頁参照。

そこで以下において、両性の本質的平等と配偶者保護規定の観点から、夫婦財産契約に基づき取得した金銭等のうち、課税上弊害がないと認められる非課税限度額（特別控除額）を導くこととする。

なお、相続時精算課税制度における特別控除額 2,500 万円の設定根拠は、当時の相続税の基礎控除の相続人比例控除（1,000 万円）に定額控除（5,000 万円）の 4 分の 1（1,250 万円～1,500 万円、5,000 万円を、当時の平均的相続人数である配偶者と子ども 3 人の合計人数で除した額）を加算して算出したといわれている<sup>175</sup>。

## 第 2 款 両性の平等と配偶者保護規定

さて、憲法 24 条においては「両性の本質的平等」及び「夫婦が同等の権利を有する」ことが規定されている。これを補完する制度として、民法では配偶者相続権や財産分与請求権等、税法では配偶者に対する相続税の軽減や贈与税の配偶者控除等が存在する。ここでは、婚姻中、相続及び離婚発生時の各段階において、これらの制度が、両性の平等にどのように配慮されているかを整理した上で、夫婦財産契約精算課税制度における非課税限度額（特別控除額）を検討する。

### 1. 婚姻中

夫婦別産制によれば、有償労働で得た財産はその稼得者の財産とされるが、いわゆる「内助の功」による無償労働は評価されない。しかし、民法 752 条は夫婦の同居、協力及び相互扶助の義務を、また、民法 760 条において、「夫婦は、その資産、収入その他の一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する」と定めている。この「婚姻から生じる費用」は共同生活に必要な一切の費用を含むため、民法 752 条の扶助義務と一部重複する。

さらに、民法 761 条では、「日常家事に関する債務の連帯責任」が定められている。これにより、経済能力に乏しい配偶者が日常の範囲で法律行為をした場合、他方配偶者にその責任が生じ、取引相手側である第 3 者を保護し、夫婦の日常生活に必要な物品サービスを得るために、他方配偶者名義の金銭等を処分することが可能となる<sup>176</sup>。

---

<sup>175</sup> 平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』（日本法令、2003 年）154 頁参照。

<sup>176</sup> 増田明美「財産分与と譲渡所得課税—離婚給付の法的意識と財産分与の公平的視点から」増田英敏『租税憲法学の展開』（成文堂、2018 年）402 頁参照。

これに対応する税制として、相続税法 21 条の 3 に「扶養義務者相互間における生活費等の贈与税の非課税制度」が存在する。この制度より一方配偶者が他方配偶者の収入から日常生活必需品を支出しても贈与税の課税関係は生じないこととなる。但し、この非課税制度で認められる範囲を超える名義変更などの資産の移転があった場合は、当然課税が生じる。

また、相続税法 21 条の 6 には、婚姻期間が 20 年以上<sup>177</sup>の配偶者から居住用不動産又はその居住用不動産の取得に充てるための金銭の贈与を受けた場合、課税価格から 2,000 万円まで控除が可能な、「贈与税の配偶者控除」の制度がある。これは①夫婦間での財産形成の協力、②夫婦間での贈与認識の希薄性、③生前配偶者の生活保障の観点から設けられており、民法上採用されている夫婦別産制を、相続税法で補完している。その他の配偶者優遇制度としては、所得税の配偶者控除、配偶者特別控除等が挙げられる。

このように婚姻中における民法及び税法上の多少の配慮はあるが、個人単位課税の性質上、内助の功が十分評価されているとはいえないことから、婚姻期間中の両性の平等が実現されているとは言い難い。

## 2. 相続及び離婚発生時

婚姻中は、一方の配偶者の財産に対して他方の配偶者が潜在的な持分を持っているものの、夫婦の協力関係が直接考慮されることはない。しかし、相続又は離婚発生時には、民法及び税法上の取扱いにより、潜在的持分が顕在化され、夫婦の協力と財産形成への貢献が考慮される仕組みとなっている。

### イ. 相続時の両性の平等と配偶者保護

我が国では 1947 年の民法改正から配偶者相続権が認められている。この権利は、被相続人の財産に対する生存配偶者の潜在的持分の清算と、被相続人死亡後の生活保障を目的としている<sup>178</sup>。

旧民法では、家督相続制度により、男子が法定家督相続人として優先されていた。しかし制度廃止後は配偶者が相続の第 1 順位となり、当初の配偶者法定相続分は 3 分の 1 と定

---

<sup>177</sup> この適用要件に一定の婚姻期間を定めていることに対しては、配偶者間の財産形成の寄与度を考慮し、婚姻期間に応じて控除額を決定すべきであるという批判もある。

<sup>178</sup> 二宮・前掲注 4) 312 頁参照。

められていた<sup>179</sup>。その後、1980年の民法改正により、配偶者の法定相続分は2分の1へと引き上げられた<sup>180</sup>。

一般的に、婚姻期間が長期にわたる場合、一方の配偶者が他方の配偶者の財産の維持、増加に大きく貢献していることが多く、また、相続開始時における他方の配偶者の年齢を考慮すると、その生活保障の必要性が高いと考えられるが、法定相続分を一律に適用することは、離婚による財産分与と比較して不均衡を招くとの指摘がある<sup>181</sup>。

税法においては、昭和25年の税制改正により相続税法19条の2に「配偶者に対する相続税額の軽減」の制度が設けられた<sup>182</sup>。この制度の趣旨は、配偶者の財産形成への寄与や生活保障であり<sup>183</sup>、現行制度では生存配偶者が遺産の2分の1（法定相続分）又は1億6

---

<sup>179</sup> 3分の1の根拠は、子供が2人いる平均的家庭が想定され、妻と子供2人がそれぞれ平等に相続するように考えられていたためである。

<sup>180</sup> この配偶者相続分の引き上げに際し、夫婦財産制を別産制から共有制に改正することは採用されず、配偶者相続権の拡充にその役割を委ねられた。その後の民法改正では配偶者の法定相続分の更なる引き上げ案（配偶者の法定相続分を改正案は2つ提案され、1つは被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上に増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす案であり、もう1つは、婚姻成立後一定期間が経過した場合に、配偶者の法定相続分を増やす案）が検討されたが、多くの見解では配偶者の権利の保護は十分であるとされ、改正は見送られた。上記の説明として、水野紀子『相続法の立法的課題』（有斐閣、2016年）76頁、及び水野紀子「日本相続法の構造的問題と配偶者相続権の見直し」税研190号（2016年）53頁。

<sup>181</sup> 法務省民事局参事官室「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」21頁（平成28年6月21日）<https://www.moj.go.jp/content/001198631.pdf>、（2024年12月27日最終閲覧）参照。

<sup>182</sup> この軽減措置の基となったのは、昭和24年のシャウプ勧告であり、日本税理士会連合会出版局『シャウプ使節団日本税制報告書』（1979年）104頁では配偶者の相続税について「相続財産の集積ないし保存は、しばしば夫婦双方協力の結果である。このように可成自分の努力に負うような相続財産を承継する寡婦に多額の税を課税するのは不公平である」と述べている。

<sup>183</sup> 武田・前掲注113) 1394頁参照。なお、昭和33年改正当時におけるこの規定の趣旨について、当時の大蔵省主税局担当官は、次の相続開始の時期が早く来るため、再び相続税を課せられる機会が比較的早いことも挙げていたが、これについては別の制度である相次相続控除制度によって解決された。

千万円のいざれか多い額<sup>184</sup>を相続した場合、相続税は実質非課税となることから、これにより配偶者の生活の安定は十分に図られるとされる<sup>185</sup>。

一方、この金額を超えて取得した部分については、担税力があるものと考えられるが、現行の相続税法は、相続財産が巨額であっても法定相続分を配偶者が承継する限り相続税は課税されないため、資産家に対する過度な優遇措置との指摘もある<sup>186</sup>。

#### ロ. 離婚時の財産分与と課税問題

民法 768 条の規定により、協議離婚をした場合に、相手方対し財産分与を請求できる権利を「財産分与請求権」という。当事者間で協議が調わないときには、家庭裁判所にこの請求を行うことが可能であり、家庭裁判所は当事者双方がその協力によって得た財産の額やその他の一切の事情を考慮して、分与額等を定める<sup>187</sup>。この財産分与請求権は、夫婦の財産が夫婦の協力によって得られたものであるという思想に基づき、財産を分割するという目的を持つとともに、扶養料の請求や有責配偶者への制裁的な意味を含む慰謝料の性格

---

<sup>184</sup> 国税庁「昭和 50 年改正税法のすべて」（1975 年）10 頁は、この配偶者の相続税額の軽減について以下の説明をしている。昭和 42 年には婚姻期間 10 年以上の配偶者に対し、1,000 万円と婚姻期間のうち 10 年を超える年数に 200 万円を乗じた金額との合計額（最高 3,000 万円）を非課税限度額とした。その後昭和 50 年には、夫婦共同生活における妻の座に対する配慮、配偶者の遺産の維持形成に対する貢献度等を考慮し、婚姻期間の長短を問わず同じように軽減措置を適用することとされ、さらに非課税限度額が法定相続分相当額 3 分の 1（その後の民法改正により 2 分の 1）と 4,000 万円（昭和 63 年 8,000 万円、バブル期の地価高騰を受け平成 6 年より 1 億 6,000 万円）との何れか多い金額までと拡充された。これは、遺産が比較的少額である場合、従来（昭和 50 年当初の 4,000 万円）より不利となる場合がないようにとの配慮からなるものである。

<sup>185</sup> 松岡章夫「相続税の配偶者に対する税額軽減について」小林栢弘編『相続税法の論点』（大蔵財務協会、2015 年）274 頁参照。

<sup>186</sup> 枝山勲「相続税の配偶者軽減措置の変遷（上）」税理 33 卷 12 号（1990 年）182 頁-186 頁、「相続税の配偶者軽減措置の変遷（下）」税理 33 卷 16 号（1990 年）257-260 頁参照。

<sup>187</sup> 遠藤みち「日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法—その変遷と今後の課題—」人見康子・木村弘之亮『家族と税制』（弘文堂、1998 年）209 頁によれば、旧民法にはこの規定は存在せず、不利益を被った妻は損害賠償請求により救済が図られていたが、1947 年の民法改正によって初めて離婚給付が財産分与として定められた、と説明をしている。

も有しているとされる<sup>188</sup>。つまり財産分与はこれらの3つの要素を含んでおり、婚姻期間中に生じた共有財産はここで清算が行われる。ただし、調停や審判等の例を見ても、この3つの要素が明確に区分されていない場合が多い。

税法においては、夫婦が離婚に際して財産分与を行った場合、それぞれの当事者に異なる課税関係が生じる。財産分与は贈与ではなく共有財産の清算分割であり、被分与者である配偶者は自身の持分を分割取得したものと考えられるため、相続税法基本通達9-8の適用により課税関係は生じない<sup>189</sup>。また、財産分与により取得した不動産を取得直後に譲渡をした場合には、当該不動産の取得価額は財産分与時の時価とされるため、計算上所得はゼロになり課税されないことになる（所得税法基本通達38-6）<sup>190</sup>。

一方、分与者に対しては、金銭債権の分与に関する課税関係は生じないが、不動産を分与した場合には「財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡」として、所得税法33条1項に基づく譲渡所得課税<sup>191</sup>の対象になるという問題が発生する。最判昭和50年5月27日判決<sup>192</sup>でも、不動産を分与した場合における譲渡価額は、財産分与により消滅する財産分与請求権の債権額を収入金額として考えている<sup>193</sup>。この財産分与に関する譲渡所得課税の問題は、「夫婦が婚姻中にその協力により取得した財産が特有財産か共有財産か、離婚による財産分与が特有財産の譲渡（所有権移転）か、それとも共有財産の分割であるのか、財産分与としての資産の譲渡が有償か無償か」<sup>194</sup>という点で複雑化している<sup>195</sup>。

---

<sup>188</sup> 遠藤・前掲注187) 209頁参照。

<sup>189</sup> しかし、分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他の事情を考慮しても過分であると認められる場合には、その部分については贈与税が課せられることになる。

<sup>190</sup> 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』（第一法規、加除式）参照。

<sup>191</sup> 譲渡所得課税とは、資産の譲渡に際し、譲渡人がその所有期間中に得た値上げ益を清算し、課税しようとする制度である。

<sup>192</sup> 民集29巻5号641頁。

<sup>193</sup> このような課税の取扱いを知らずに不動産を分与した場合に課税負担についての錯誤の要素がしばしば問題になり、最判平成元年9月14日判事1336号93頁その他最高裁は、課税負担の錯誤にかかる動機の默示表示を重視し、救済をはかるようになった。

<sup>194</sup> 山田二郎「財産分与としての資産の譲渡と譲渡所得課税」判タ370号（1979年）36頁。

<sup>195</sup> 学説では、夫婦どちらかの単独所有名義となっている特有財産が、実質的に共有財産である場合は、財産分与の形式が採用されても共有財産の清算とみるべきだとする見解が有力である。この見解に基づき、山田二郎『租税法の解釈と展開(1)』（信山社、2007年）347頁では、不動産の分与者にのみに担税力の増加があったといえないことから、

上記を踏まえると、民法上は、離婚時の財産分与が夫婦財産制の欠点を補完する機能を果たすとされている。財産分与は、自己の財産を単に譲渡するものではなく、被分与者の潜在的な持分を具体化するものであることから、税法においても、時価での分与ではなく、夫婦の協力によって形成された財産の清算として扱うことが適切であると考えられる。

仮に被分与者に対して贈与税を課さないのであれば、分与者に対しても同様の扱いをすべきであり、また、財産の種類によって課税の有無が異なる現行制度は、法的整合性を欠いている<sup>196</sup>。夫婦の一方の単独名義となっている特有財産であっても、実質的に共有財産である場合には、それを当然に共有財産の清算と考え、不動産の分与者にのみに担税力の増加があるとするのは適切ではないことから、課税対象から除外すべきであろう。

これと同様に、夫婦財産契約が夫婦財産の清算に係る帰属を定めたものと解釈する場合、その契約は財産分与を「前取り」するものと位置づけられ、このような契約に対し贈与税を課することは、前掲の相続税法基本通達9-8の立場に反するとの見解もある<sup>197</sup>。財産分与同様、夫婦全体の担税力に変化がないにもかかわらず、贈与税を課することは、公平課税の理念に反すると考えられる。

このように、離婚時の財産分与に関する課税制度については、当事者ごとに異なる規定が置かれており、これらの規定が相互に十分配慮されているとは言い難い。これらの問題は、夫婦間の相続や離婚時の財産移転、その他扶養関係に伴う給付に関する税法が、それぞれ税目ごと局面ごとに個別に規定されており、制度設計が十分に調整されていないことに起因している<sup>198</sup>。今後この点についてのさらなる検討が必要である<sup>199</sup>。

---

共有財産の清算に該当する部分については、譲渡所得課税の対象から除外すべきであろう、と指摘している。

<sup>196</sup> 協議離婚に伴って財産分与を行った者が、多額の譲渡所得税が発生することを知り錯誤による意思表示の取消しが認められるケースもあり、経済的弱者である配偶者の保護が妨げられる可能性もある。

<sup>197</sup> 永島正春「夫婦財産契約における所得・資産取得と名義をめぐる税務」税理30巻1号159頁参照。

<sup>198</sup> 藤谷・前掲注125) 67頁参照。増井良啓「租税体系について」金子宏=中里実『租税法と市場』(有斐閣、2004年) 88頁でも、「複数税目間の「つなぎ」にあたる部分のミクロの解明は必ずしも十分でないよう思える」と指摘している。

<sup>199</sup> 中里実『所得税の研究』(有斐閣、2022年) 450頁-451頁では、「日本は基本的に夫婦を別のものとして扱い、所得税の配偶者控除と夫婦間の相続・相続税における生存配偶者の優遇という点において夫婦の一体性を考慮するという説明しにくい制度となっている。よって、一部を取り上げて議論を行うことは有益ではなく、所得税の課税単位、相続税における夫婦財産制、民法における夫婦間の相続制度を総合的に考慮す

なお、アメリカでは離婚に伴う財産分与について、分与者には所得税が課税されず、被分与者が分与者の取得価額を引き継ぐものとされている<sup>200</sup>。我が国においても、分与時にはキャピタル・ゲインを認識せず、被分与者がその財産を第3者に譲渡した際に、分与者の取得価額を基準として課税する制度を導入することが望ましいと考えられる。

### 3. 財産分与と家事労働の関係

現行の民法762条は、憲法に定められた個人の尊厳、両性の本質的平等の理念に基づき、夫婦間の財産の帰属を定めたものである。戦後、我が国の女性の社会的地位は向上してきたが、依然として性別役割分業が存在しており、これを形式的に適用するだけでは、妻の家事労働が正当に評価されず、実質的な男女平等が達成できないとの指摘がある。この問題点を762条の解釈によって克服しようとしている<sup>201</sup>。

離婚時の財産分与請求権に関して、かつてGHQ側には、夫婦の財産は常に夫婦で均等にすべきであり、その判断を裁判官の裁量に委ねるべきではないとの考えがあったが、その具体的な内容について明文化されなかった<sup>202</sup>。そのため、民法の一部を改正する法律案要綱<sup>203</sup>では、協議が調わないときは、家庭裁判所が、各当事者の寄与の程度、婚姻期間、婚姻中の生活水準、協力及び扶助の状況、年齢、心身の状況、職業、収入その他の事情を考慮し、財産分与の可否、分与額及び方法を定めるとされた。現行法では公平な財産の清算のルールが明確ではなく、民法768条3項に基づき家庭裁判所の裁量に任せられている<sup>204</sup>が、上記のGHQの考え方を踏まえると、夫婦の協力により形成された財産は原則として均等に分割されることが望ましい。

---

る必要がある」と、占部・前掲注54) 101頁でも「夫婦間での贈与・財産分与・配偶者相続の各場面における実質的公平が税制を含めて図られるべきである」と指摘している。

<sup>200</sup> 大塚正民「財産分与の税務—日米比較」税法学566号(2011年)148頁参照。

<sup>201</sup> 増田・前掲注176) 397頁参照。

<sup>202</sup> 遠藤・前掲注187) 209頁参照。

<sup>203</sup> 法務省「民法の一部を改正する法律案要綱 法制審議会総会決定」(平成8年2月26日) [https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi\\_960226-1.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_960226-1.html), (2024年12月27日最終閲覧)。

<sup>204</sup> 財産分与は夫婦の一方が他方に対する請求に基づき、離婚の際、あるいは離婚後2年以内に協議あるいは家庭裁判所の調停・審判により決定される。判例は財産分与には慰謝料も含めて決定することができるとしていることから、財産分与額決定における各要素、特に慰謝料の算定をどの程度明確にするかが問われる。これについて裁判所は一体型と個別型に分かれている。一体型は清算的要素・扶養的要素・慰謝料的要素

財産分与の清算割合に関する見解としては、寄与度説、平等説、平等推定説<sup>205</sup>等がある。学説では平等説が有力視されているが、1980年以降の判例では、一般的に寄与度説が採用されている。例えば昭和50年6月26日東京高裁判判決<sup>206</sup>では、専業主婦である妻の家事労働における代替的労働の価値を、第3者を雇った場合の賃金<sup>207</sup>で算定し、その基準に基づいて財産分与額を算出している<sup>208</sup>。

しかし、共稼ぎ型、家事協力型の場合、財産を2分の1とする例が多く<sup>209</sup>、平成元年9月13日浦和地裁判決<sup>210</sup>では、婚姻期間中、共稼ぎ妻が生活費等の剩余金の中から購入した国債等は共有財産と認められ、また、昭和61年6月19日札幌高裁判決<sup>211</sup>でも、共稼ぎ夫婦において、収入が同等ではない場合でも、家事労働に従事していたことを理由に共有持分権が認められた。さらに、平成5年2月26日東京地裁判決<sup>212</sup>では、共稼ぎである

---

を一括して認定し、総合的に判断して財産を決定する方法、個別型は要素毎に個別に算定をし、それらを合計したものを財産分与額とする方法である。

<sup>205</sup> 寄与度説は寄与度により清算すべきであるとする説、平等説は平等の割合で清算すべきであるという説、平等推定説は「原則として」平等の割合で清算すべきとする説であるとの説明として、鈴木眞次『離婚給付の決定基準』（弘文堂、1992年）271-272頁。

<sup>206</sup> 判時790号60-62頁。

<sup>207</sup> 1997年、経済企画庁が家事労働の時間の統計から専業主婦に支払うべき賃金相当額は年間276万円になると発表した。（経済企画庁 経済研究所国民経済計算部「無償労働の貨幣評価について」（平成9年5月15日）

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.esri.ao.go.jp%2Fjp%2Fsna%2Fsonota%2Fsatellite%2Froudou%2Fcontents%2Ftables%2Funpaid7.xls&wdOrigin=BROWSELINK>（2024年12月27日最終閲覧）参照。

<sup>208</sup> 昭和58年1月27日東京高裁判決（判時1069号79頁）では、婚姻期間18年の夫婦において、妻が外出することが多く家事に専念していなかったということから、居住用不動産の夫婦協力による取得分の30%強に相当する700万円を妻に対する財産分与額とした。平山信一『離婚と慰謝料』（自由国民社、1996年）170頁によれば、専業主婦の場合の寄与度は10%-30%とのことであるが、その割合は夫の職業、支払能力に大きく影響される。

<sup>209</sup> 大津千明「財産分与について裁判所の判断過程を詳細に判示した事例」判タ882号（1995年）145頁参照。

<sup>210</sup> 判タ614号70頁。

<sup>211</sup> 判時1348号124頁。

<sup>212</sup> 判タ882号144頁。

ことから、収入割合や家事労働について言及することなく、寄与度が等しいと判断され、財産の2分の1を分与する判断が下されている<sup>213</sup>。

また、専業主婦の場合でも2分の1とする判例がみられる<sup>214</sup>。平成4年8月26日東京地裁判決<sup>215</sup>は、夫の収入を原資として購入した債権等は専業主婦の妻の協力のもとに取得したものと認められるから実質的共有財産であり、財産分与によって清算されるべきとされている。これは、夫が生活費を、妻が家事労働を提供することで、婚姻生活を維持する関係が保たれていることから、婚姻費用の余剰金で購入された債権等も共有になるとの考え方からである。この場合において、夫が妻に提供した金銭が婚姻費用の予想額を超えていても、不法行為とみなされることはなく、特別の事情がない限り返還義務や損害賠償義務を負うことではないと解されている。

このように離婚による財産分与額は実質的共有財産の2分の1の取得を認める取扱いが一般化となりつつある。なお、共同財産の形成に伴う債務については、婚姻中に取得された夫婦の実質的共有財産の分与であるとされる場合、その債務も分与対象となると考えられている<sup>216</sup>。

### 第3款 特別控除額の設定

夫婦間の不均衡を補完するために、上記のとおり、民法及び税法においては様々な規定が置かれている。民法では、離婚による財産分与について家事労働への配慮が進んでおり、配偶者に実質的共有財産の2分の1の取得を認める取扱いが原則化しつつある。しかし、相続については、配偶者の法定相続分は2分の1であるため、遺産の大部分が実質的共有財産であった場合、配偶者は自己の持分を取り戻したに過ぎず、被相続人の特有財産からは何も承継していないことになる。このように我が国では現行の相続制度は離婚時の財産分与制度と比較し整合性を欠いている<sup>217</sup>。

---

<sup>213</sup> 遠藤・前掲注187) 210-213頁参照。

<sup>214</sup> 高岡信男『結婚・離婚・親子の法律相談』(学陽書房、2004年) 64頁参照。その他、夫婦財産制と清算の財産分与の関係を明確にするために、清算の要素は財産分与から切り離して夫婦財産制の枠内での清算として位置づける方向で検討が必要であるとする見解もある。

<sup>215</sup> 判タ852号128頁。

<sup>216</sup> 大阪家審昭和62年7月17日判決(家月39巻11号13頁)では、分与の対象となる居住用不動産の住宅ローンの未払分相当額を控除している。

<sup>217</sup> 法制審議会民法(相続関係)部会「相続法制の見直しに当たっての検討課題」1-2頁。(平成27年4月21日), <https://www.moj.go.jp/content/001143585.pdf>,

なお、フランスでは相続が発生した場合、まず夫婦が採用する財産制に基づいて財産の清算が行われる。法定財産制である後得財産共通制では、婚姻期間中に夫婦が形成した共有財産の持分は各自 2 分の 1 であるため、当該割合により死亡配偶者に帰属する財産が遺産であると特定され、相続の手続きが開始される。したがって生存配偶者はこの清算により婚姻期間中に形成された共有財産の 50% を相続に先立って取得することになる。そして生存配偶者の相続権については、例えば子がすべて被相続人と生存配偶者から生まれている場合は、生存配偶者は現在の財産全体に対する用益権、あるいは財産全体の 4 分の 1 の所有権のいずれかを選択できることになっている<sup>218</sup>。

税法でも理論上は、共有財産の 2 分の 1 は生存配偶者に帰属すべき財産であり、相続財産から控除されるべき性質のものであるが、我が国では実際その控除は行われていない。現行の配偶者に対する相続税額の軽減の制度は、生存配偶者に帰属されるべき共有財産及び被相続人の特有財産の合計額の 2 分の 1 を保護し、さらにその額が 1 億 6 千万円以下の場合であっても、1 億 6 千万円に達するまでの部分を実質非課税としているが、筆者はこの制度が、上記の調整機能を果たしていると捉えている。2020 年の民間調査<sup>219</sup>によると、被相続人が保有していた遺産総額の平均額は 3,273 万円であり、これは上記の 1 億 6 千万円を大幅に下回っている。このことから、配偶者に対する相続税額の軽減の制度は、別産制から生じる夫婦間の実質的不平等を補完する役割を担っていると考える<sup>220</sup>。

さて、上記を踏まえ、夫婦財産契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等のうち、課税上弊害がないと認められる非課税限度額（特別控除額）は、前述の両性の本質的平等と配偶者保護規定の観点から、1 億 6,000 万円を基準とすることが適切であると考えられる。

夫婦財産契約に基づくみなし贈与累積額は、贈与者の相続時に相続税の課税価格に加算される仕組みとなるが、配偶者に対する相続税額の軽減の規定により、配偶者の課税価格が法定相続分（遺産の 2 分の 1）又は 1 億 6,000 万円のいずれか大きい金額まであれ

---

（2024 年 12 月 27 日最終閲覧）参照。千藤・前掲 12) 600 頁-601 頁も同旨。

<sup>218</sup> 山田・前掲注 11) 199 頁参照。

<sup>219</sup> MUFG 資産形成研究所「退職前世代が経験した資産承継に関する実態調査 第一章親子の居住地・地域による資産承継の傾向」9 頁（2020 年 10 月）,  
[https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kinnyuu\\_literacy\\_11.pdf](https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kinnyuu_literacy_11.pdf),  
（（2024 年 12 月 27 日最終閲覧））参照。

<sup>220</sup> なお、岸田貞夫「相続税法の先進性と後進性」税務事例 51 卷 1 号（2019 年）7 頁によれば、米国・イギリス・フランスでは配偶者は相続税を全額免除されているが、我が国では、配偶者に対する相続税を全面的に非課税とすることは富の集中を抑制、所得格差の縮小・解消又財政上の理由からも採用すべきではないといわれている。

ば、最終的に相続税は課されない。このことから、相続税や贈与税の軽減となるような「課税上弊害がないと認められる金額」、すなわち夫婦財産契約精算課税制度の特別控除額は、これらの金額が妥当だと考える。

ただし、贈与者の生前において、その者の遺産総額や法定相続分を正確に算定することは困難であるため、配偶者に対する相続税額の軽減に基づく非課税限度額（1億6,000万円）を基準とし、この金額を夫婦財産契約精算課税における特別控除額（以下「特別控除額」として設定する。

また、離婚発生時においては、実質的共有財産の2分の1を財産分与相当額と認める取扱いが一般化しつつある現状を踏まえ、婚姻期間中における特別控除額は上記同様の1億6,000万円とするが、離婚精算時にみなし贈与の累積額<sup>221</sup>が財産分与相当額を超えていた場合には、その差額に対して贈与税を課税するものとする。

なお、そのみなし贈与累計額が、特別控除額及び離婚による財産分与相当額を超える場合における、贈与税の計算については、相続時精算課税制度を準用し、超過額に対して一律20%の税率を適用する。この20%という税率は、国税庁統計年報書による昭和30年から平成12年までの相続税課税状況において、合計課税価格に対する相続税額がおよそ10%台から20%以下に収まっていたことを基準に設定されたとされている<sup>222</sup>。

#### 第4款 具体的な課税方法

上記を踏まえ、夫婦財産契約精算課税制度の創設の提案を行う。夫婦財産契約精算課税制度は、現行の相続時精算課税制度を準用し、特別控除額を1億6,000万円と設定する。下記に具体的な制度の内容を整理して掲げ、また、現行の暦年課税制度、相続時精算課税制度、及び夫婦財産契約精算制度との比較も行う。

##### 1. 贈与税額の計算

夫婦財産契約精算課税に係る贈与税額は、夫婦財産契約精算課税に係るみなし贈与額の合計額から特別控除額（1億6,000万円（すでにこの夫婦財産契約精算課税に係る贈与税

---

<sup>221</sup> みなし贈与累計額が既に1億6,000万円を超過し、20%の贈与税が課税されたその超過額は除く。

<sup>222</sup> 平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』（日本法令、2003年）156–157頁参照。

の特別控除により控除した金額がある場合には、その控除後の残額) ) を控除した後の金額に一律 20%の税率を乗じて計算する。

したがって、贈与の都度、贈与税の申告を行い、みなし贈与により取得した財産の価額を累積していき、その累積額が配偶者に対する相続税額の軽減の規定における非課税限度額(1億6,000万円)に達するまでは、財産分与及び配偶者相続権の前取り相当額として非課税とするが、非課税限度額を超える場合には、その超える部分については一旦贈与税を課する。この規定は、贈与税の申告書において控除を受ける金額のほか一定の事項の記載がある場合に限り、適用する。

また、夫婦財産契約外で特定贈与配偶者からの贈与がある場合には、この制度とは別に暦年課税方式<sup>223</sup>により贈与税の計算を行うものとする。

なお前述のとおり、令和5年度の改正により、相続時精算課税制度においては、相続時精算課税に係る贈与税額の課税価格から特別控除額(2,500万円)を控除する前に、基礎控除額110万円が適用されることとなった<sup>224</sup>が、夫婦財産契約精算課税においては適用期間が長期にわたることが見込まれるため、課税の公平の見地から当該基礎控除の適用は行わないものとする。

## 2. 夫婦財産契約精算課税における相続税額の計算

夫婦財産契約精算課税届出書を提出した特定受贈配偶者は、当該届出書を提出した年分以降において取得したみなし贈与額の合計額と、相続又は遺贈により取得した財産の価額を合算した価額を相続税の課税価格とし、現行の課税方法により計算した相続税額から、夫婦財産契約精算課税に係る贈与税額に相当する金額を控除することにより納付すべき相続税額を算出する。その際、相続税額から控除しきれない贈与税額に相当する金額については、相続税の申告書の提出を要件に、その還付を受けることができるとしている。

---

<sup>223</sup> 配偶者は相続時精算課税の適用対象外であるため、暦年課税方式が適用される。

<sup>224</sup> 相続時精算課税制度選択後の贈与の金額に関らず贈与税の申告をしなければならず、その手続きが煩雑であることから、制度の利用促進の観点から、従来の暦年課税に係る贈与税の基礎控除とは別に、毎年110万円の基礎控除が設けられた。そして相続税の課税価格に加算される贈与財産については、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除により控除された額については、相続税の課税価格に加算されないことになった。その結果、暦年課税に係る基礎控除と相続時精算課税に係る基礎控除とをそれぞれ適用することで、年間で最大220万円までの贈与について贈与税が課税されないことになる。これらの説明として斎藤・前掲注147) 447頁参照。

### 3. 離婚発生時の精算方法

離婚が発生した場合には、財産分与額を特別控除相当額とみなし、夫婦財産契約精算課税に係るみなし贈与額の合計額がその特別控除額相当額を超える場合には、その超える部分については一律20%の贈与税の課税を行うこととする。

### 4. 特定受贈配偶者が特定贈与配偶者より先に死亡した場合

特定贈与配偶者の死亡以前に特定受贈配偶者が死亡した場合、その特定受贈配偶者の相続人（特定贈与配偶者を除く）は、特定受贈配偶者が有していた夫婦財産契約精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。この場合、先に死亡した特定受贈配偶者の相続人が2人以上いる場合のその者が承継する権利義務の割合は、法定相続分によるものとする。なお、その相続人が特定贈与配偶者のみである場合には、その権利義務は承継されず消滅することになる<sup>225226</sup>。

また、夫婦財産契約精算課税制度の適用関係は、特定贈与配偶者又は特定受贈配偶者の死亡に伴い終了するため、先に死亡した特定受贈配偶者の相続人は、特定贈与配偶者からの贈与につき、継続してこの契約を引き継ぐことは出来ない。よって、特別控除額に残額があっても、相続人がこれを引き継ぐことはできず精算のみが行われる。

---

<sup>225</sup> 相続税法第21条の17を準用。

<sup>226</sup> 相続人の中に特定贈与配偶者がいる場合、当該配偶者の納税に係る権利又は義務は承継されないことから、特定贈与配偶者以外の相続人が権利義務を承継することになるが、これについて合理的理由があるのかは疑問であり、この点については改善の余地があると考える。渋谷雅弘「相続時精算課税適用者の死」税事79号（2004年）51頁も相続時精算課税の特定贈与者の分を相続人等に承継させることについての批判をしている。

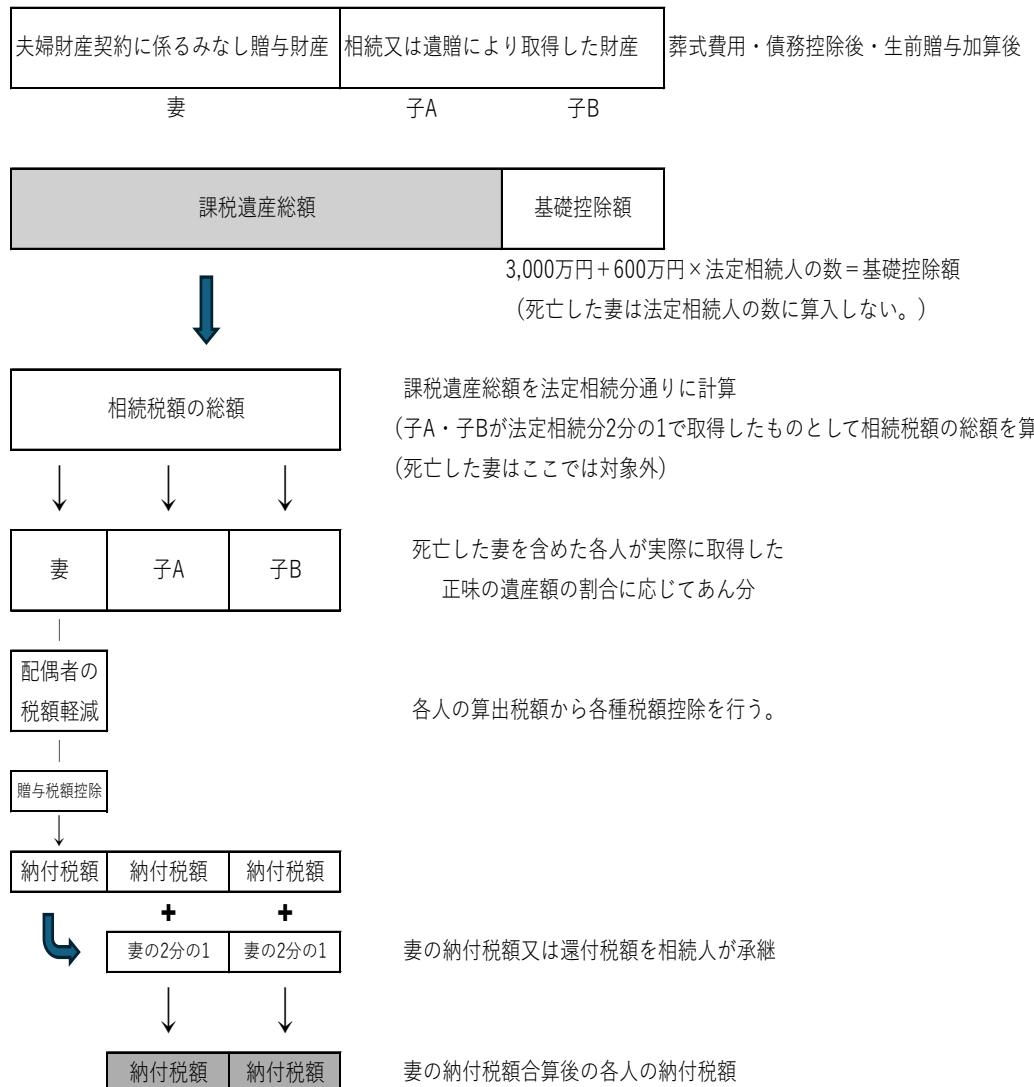
特定贈与配偶者が死亡した場合の具体的な相続税の計算は、以下のとおりとする。

(事例)

被相続人（特定贈与配偶者）・・・夫  
先に死亡した特定受贈配偶者・・・妻  
夫の相続人・・・子 A・子 B

- ①先に死亡した特定受贈配偶者（妻）が取得した夫婦財産契約精算課税に係るみなし贈与額の合計額（Ⓐ）と、特定贈与配偶者（夫）の相続人等（子 A・子 B）が相続又は遺贈により取得した財産の価額（Ⓑ）を合計した額を相続税の課税価格の合計額（Ⓒ）とする。
- ②課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差引き、課税遺産総額を計算する。この場合において、特定贈与配偶者（夫）の相続税の計算における遺産に係る基礎控除の計算上、先に死亡した特定受贈配偶者（妻）は法定相続人の数には算入されないものとする。
- ③課税遺産総額を特定贈与配偶者（夫）の各法定相続人（子 A・子 B）が法定相続分に従って取得したものと仮定して、相続税の総額を計算する。次に相続税の総額をもとに、特定贈与配偶者（夫）から相続又は遺贈により財産を取得した各人（子 A・子 B）及び先に死亡した特定受贈配偶者（妻）に係る相続税額を課税価額の合計額に対する相続割合（特定受贈者（妻）はⒶ/Ⓒ、相続人子 A・子 B はⒷ/Ⓒの割合）に基づき算出する。

## 特定受贈配偶者が先に死亡した場合の相続税額の計算イメージ



この場合、上記のとおり、先に死亡した特定受贈配偶者（妻）につき納付すべき相続税額が発生するときは、その相続税額は先に死亡した特定受贈配偶者（妻）の相続人（子A・子B）が法定相続分に応じて負担し、還付額が発生するときは、法定相続分に応じて還付を受けるものとする。

なお、この場合において、死亡した特定受贈配偶者（妻）の相続人（特定贈与配偶者を除く）は、特定贈与配偶者の死亡に係る相続税の申告を代わって行うことになるが、その申告をするまでは、納付額または還付額は確定しないことから、先に死亡した特定受贈配偶者の死亡に係る相続税の計算においては、この夫婦財産契約精算課税の適用に伴う納税に係る権利又は義務は、考慮されないこととする。

これについて相続時精算課税制度では、相続時精算課税適用者の相続の際に、納税に係る義務である債務控除は考慮されないが、納税に係る権利は課税価格に算入されると規定されている（相続税法施行令5条の4第3項）。筆者はこれについては不合理だと考えているため、ここでは相続時精算課税制度を準用せず、当該納税に係る権利義務は共に、特定受贈配偶者の死亡に係る相続税の課税価格の計算上、考慮されないこととする。

### 暦年課税、相続時精算課税及び夫婦財産契約精算課税との比較

| 項目           | 暦年課税                             | 相続時精算課税  | 夫婦財産契約精算課税               |
|--------------|----------------------------------|--|--------------------------|
| 適用対象者        | 制限なし                             | 贈与者<br>満65歳以上の親<br>受贈者<br>満20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む） | 夫婦財産契約を締結した夫婦            |
| 対象財産         | 制限なし                             | 制限なし   | 当該契約に基づき取得した約定持分に相当する金銭等 |
| 基礎控除<br>特別控除 | 1暦年110万円                         | 2,500万円  | 1億6,000万円又は財産分与相当額       |
| 税率           | 超過累進税率                           | 20%の単一税率   | 20%の単一税率                 |
| 計算期間         | 暦年（1月1日～12月31日）                  | 届出後から相続開始まで  | 届出後から相続開始まで              |
| 申告義務         | 基礎控除額を超える贈与                      | 届出後の贈与すべて  | 届出後の贈与すべて                |
| 相続税との関係      | 相続開始前7年以内の贈与は加算、それ以外の贈与は相続税とは無関係 | 相続財産と合算  | 相続財産と合算                  |
| 贈与税の還付の有無    | 相続財産に加算されたものに係る贈与税は控除、過大部分は打ち切り  | 相続税と精算、過大部分は還付                                       | 相続税と精算、過大部分は還付           |
| 配偶者に対する優遇措置  | 居住用財産に対する贈与税の配偶者控除の規定あり          | （配偶者は相続時精算課税制度適用対象外）                                 | 適用なし                     |

## おわりに

本稿では、配偶者の権利を拡充させるため、等しい状況にある人には等しい負担があるべきという租税の水平的公平性を確保する観点から夫婦財産契約を締結した夫婦に不利益が生じないよう、夫婦財産契約により取得した約定持分に相当する金銭等に対して発生する所得税と贈与税の課税問題に対する解決策の検討を、3つの観点から行った。

まず、解決策の1つである所得税の課税単位の変更を、現行の個人単位課税から世帯単位課税へ変更する可能性を検討した。しかし、これには大規模な制度改革が必要であり慎重な対応が求められること、さらに世帯単位課税に変更した場合でも、みなし贈与課税が発生する可能性があるため、その対策も必要となり、現行法の下では実現が困難だと判断した。

次に、家族間の財産管理方法として、家族組合契約制度の導入を検討した。家族組合契約については、判例において家族組合が単独事業として認定されるケースが多いこと、また組合課税の整備が不十分である点が多く、現行の個人単位主義においては、対外的業務執行を全て特定の個人によって行われる家族組合契約について、夫婦財産契約と同様の効果を有する契約を締結することは難しいことから、制度導入には課題があると判断した。

最後に、みなし贈与の適用除外について検討した。相続税法9条に基づくみなし贈与の趣旨及び適用要件を整理した上で、同条による課税の必要性について論じた。次に相続税法9条の用語の解釈を夫婦財産契約にあてはめ、これを課税対象とすべきか否かを考察した。また、相続税法9条適用除外である親族間で締結される「使用貸借契約」との関係性についても触れ、夫婦間の平等な関係に基づいて締結された夫婦財産契約においては、一方が経済的に有利と判断することはできず、これを贈与税の課税対象とすることで担税力に変化のない夫婦に不当な税負担を課すことには疑問があることから、みなし贈与課税を適用しないことを提案した。

次に、贈与税が相続税の補完税としての性質を有することから導入されている「生前贈与加算制度」及び「相続時精算課税制度」と夫婦財産契約との関係を分析し、夫婦財産契約がこれらの「前取り」として機能していることを確認し、相続税法の配偶者優遇規定との関係からも、贈与税の課税対象外とすべきであると論じた。

そして、夫婦財産契約をみなし贈与の対象外とする考え方を具体的な制度として反映させるため、相続財産の「前取り」としての役割を果たす相続時精算課税制度を参考に、新たな累積課税方式を検討した。この方法は、夫婦財産契約によって分割された金銭等を相続時に相続財産に組み入れる仕組みである。

ただし、当該契約により取得した約定持分に相当する金銭等のすべてを贈与税の適用除外とすることは、租税回避防止の観点から適切ではないため、非課税限度額を設定する必要がある。その非課税限度額は、両性の本質的平等及び配偶者の権利保護という観点から適切な範囲を定めるべきであり、この範囲内で課税を行わない制度設計を導入すること

で、課税の水平的公平性を確保し、夫婦財産契約に係る課税問題を回避することが可能であることを論証した。

そしてこの仕組みに基づき、当該契約により取得した金銭等を相続財産及び離婚時の分与財産の「前取り」と位置づける新たな仕組みである「夫婦財産契約精算課税制度」の創設を提案した。この制度は、租税回避防止及び課税公平主義の観点から、夫婦財産契約精算課税に係る贈与税の特別控除額を、現行の配偶者に対する相続税額の軽減の規定に基づく非課税限度額である1億6,000万円とし、それを超える部分については、相続時精算課税と同様に一律20%の課税を行うこととした。この制度により、配偶者権利の拡充が期待できると考える。

夫婦財産契約は現在ほとんど利用されていない。さらに、扶養義務者相互間における生活費等の非課税規定や贈与税の基礎控除が設けられているため、契約を締結しても相当の高所得者でなければ贈与税が課されることはないかもしれない。しかし、配偶者の権利を拡充のために、また近年の共稼ぎ世帯の増加により夫婦財産の明確化が求められていることから、夫婦間の権利義務関係を明らかにすることが望まれる。また、家族法の分野でも夫婦財産契約をより積極的に活用しようという考え方が提唱されており<sup>227</sup>、そのために、夫婦財産契約に関わる課税関係の明確化や合理化が不可欠である<sup>228</sup>。

本稿では、夫婦財産契約における課税の在り方について立体的解決の提言を試みた。本提案が今後の立法化議論の一助となり、実務における夫婦財産契約の活用に貢献することを期待する。

---

<sup>227</sup> 犬伏由子「夫婦財産契約をより利用しやすくするために」法セ457号（1993年）77頁、吉田恒雄＝岩志和一郎『親族法・相続法（第3版）』（尚学社、2012年）56頁他参照。

<sup>228</sup> 渋谷・前掲注104) 85頁参照。

## 【参考文献】

### <書籍>

- 青山道夫『改訂家族法論 I』(法律文化社、1971 年)
- 石川稔他編『家族法改正への課題』(日本加除出版、1993 年)
- 伊藤義一『税法の読み方 判例の見方 改訂第三版』(TKC 出版、2014 年)
- 今村修『相続税法－所得課税としての相続税法の研究－第二版』(税務経理協会、2006 年)
- 岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法(第3版)』(弘文堂、2010 年)
- 岩下資産税研究会編『相続時精算課税の実務 100 問 100 答』(税務経理協会、2003 年)
- 遠藤みち『両性の平等をめぐる家族法・税・社会保障』(日本評論社、2016 年)
- 加藤友佳『多様化する家族と租税法』(中央経済社、2021 年)
- 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』(有斐閣、1996 年)
- 金子宏『租税法(第24版)』(弘文堂、2021 年)
- 川井健ほか編『講座・現代家族法第2巻』(日本評論社、1991 年)
- 北野弘久『税法学の基礎問題』(成文堂、1972 年)
- 北野弘久『現代税法講義(五訂版)』(法律文化社、2009 年)
- 北野弘久ほか編『争点・相続税法』(勁草書房、1995 年)
- 木村弘之亮『租税法総則』(成文堂、1998 年)
- 吉良実『実質課税論の展開』(中央経済社、1980 年)
- 清永敬次『租税回避の研究』(ミネルヴァ書房、1995 年)
- 来栖三郎『法律学全集21 契約法』(有斐閣、1974 年)
- 国立国会図書館調査立法考査局『わが国の所得税の変遷 自昭和二十四年シャウプ税制勧告至昭和四十六年度』(1972 年)
- 酒井克彦『裁判例からみる所得税法』(大蔵財務協会、2016 年)
- 桜井四郎『相続税法』(中央経済社、1959 年)
- 桜井巳津男他『借地権課税の理論と実務(五訂版)』(財経詳報社、1990 年)
- 佐藤良雄『夫婦財産契約論』(千倉書房、1984 年)
- 末川博『契約法下(各論)』(岩波書店、1975 年)
- 鈴木眞次『離婚給付の決定基準』(弘文堂、1992 年)
- 副田隆重他『新・民法学5家族法』(一粒社、1997 年)
- 高岡信男『結婚・離婚・親子の法律相談』(学陽書房、2004 年)
- 田中晶国『所得の帰属法理の分析と展開』(成文堂、2019 年)
- 中川淳『家族法の諸問題』(有信堂、1972 年)
- 中川善之助『新訂親族法』(青林書院、1965 年)
- 中里実『所得税の研究』(有斐閣、2022 年)

- 中田裕康『家族法改正 婚姻・親子関係を中心に』(有斐閣、2010年)
- 二宮周平『家族法(第5版)』(新世社、2019年)
- 二宮周平=犬伏由子『現代家族法第2巻夫婦』(日本評論社、1991年)
- 日本税務研究センター『世界における相続税法の現状 日税研論集56号』(2004年)
- 日本税務研究センター『相続税・贈与税の諸問題 日税研論集61号』(2011年)
- 日本税理士会連合会出版局『シャウプ使節団日本税制報告書』(1979年)
- 平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』(日本法令、2003年)
- 平山信一『離婚と慰謝料』(自由国民社、1996年)
- 前田陽一他『民法VI 親族・相続(第7版)』(有斐閣、2024年)
- 松岡章夫『令和3年補訂ゼミナール相続税法』(大蔵財務協会、2021年)
- 松本好正『「無償返還」「相当の地代」「使用貸借」等に係る借地権課税のすべて』(税務研究会出版局、1993年)
- 松本好正『借地権課税 質疑応答事例集』(大蔵財務協会、2021年)
- 三木義一他『実務家のための税務相談(民法編)』(有斐閣、2004年)
- 水野正一『21世紀を支える税制の理論 第5巻資産課税の理論と課題』(税務経理協会、2005年)
- 水野忠恒『大系租税法(第2版)』(中央経済社、2018年)
- 水野紀子『相続法の立法的課題』(有斐閣、2016年)
- 村崎満『結婚・離婚・扶養の法律知識1981年度版』(育英堂、1981年)
- 森川博『契約法下(各論)』(岩波書店、1975年)
- 山口敬三郎『重要租税判例の解釈』(同友社、2011年)
- 山田二郎『租税法の解釈と展開(1)』(信山社、2007年)
- 山田俊一『夫婦財産契約の理論と実務』(ぎょうせい、2012年)
- 山本守之『租税法の基礎理論(新版改訂版)』(税務経理協会、2013年)
- 吉岡健次=兼村高文他『シャウプ勧告の研究』(時潮社、1984年)
- 吉田恒雄=岩志和一郎『親族法・相続法(第3版)』(尚学社、2012年)
- 我妻栄『親族法(オンデマンド版)』(有斐閣、2001年)
- 我妻栄=有地享『新版 民法2債権法』(一粒者、1992年)

<逐条解説・コメントナル>

- 青山道夫=有地享編『新版注釈民法(21)』(有斐閣、1989年)
- 遠藤浩編『基本法コメントナル(第四版)債権各論I(契約)』(日本評論社、2005年)
- 遠藤浩ほか『要論債権各論I(契約法)』(青林書院、1999年)
- 加藤一郎=鈴木禄弥編『注釈民法(17)債権(8)』(有斐閣、1969年)
- 門田寛監修『昭和61年版・所得税基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、1986年)

篠塚昭次=前田達明編『新・判例コンメンタール民法8 契約(3)事務管理・不当利得』(三省堂、1992年)  
島津一郎=久貴忠彦編『新・判例コンメンタール民法10 親族(1)』(三省堂、1992年)  
武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法1』(第一法規、加除式)  
武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』(第一法規、加除式)  
注解所得税法研究会編『五訂版 注解所得税法』(大蔵税務協会、2011年)  
二宮周平編『新注釈民法(17) 親族(1)』(有斐閣、2017年)  
森田哲也編『令和2年11月改訂版相続税法基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、2020年)  
我妻栄『判例コンメンタール親族法』(日本評論社、1970年)

#### <論文・判例評釈他>

有地享「夫婦財産制に関する一考察」法政32巻2-6合併号(1966年)  
有地享「夫婦間の契約取消権」判タ747号(1991年)  
伊藤すみ子「夫婦財産制に関する意識の国際比較」ジュリ772号(1982年)  
犬伏由子「夫婦財産契約をより利用しやすくするために」法セ457号(1993年)  
犬伏由子「夫婦の財産関係における諸問題」法時65巻12号(1993年)  
犬伏由子「法定財産説」石川稔ほか編『家族法改正への課題』(日本加除出版、1993年)  
犬伏由子「夫婦の財産関係に関する法規制の課題と展望」法時82巻4号(2010年)  
犬伏由子「婚姻中取得財産の分配と夫婦財産制:夫婦の共同成果物の公平・公正な分配の実現に向けて」(法研、2015年)  
岩佐由加里「贈与税の在り方に関する研究—租税回避行為の防止を念頭に置いて—」税大論叢61巻(2009年)  
岩崎政明「課税物件の帰属(2)—農業所得の帰属の判定—」『租税判例百選(第二版)』(有斐閣、1983年)  
岩崎政明「夫婦間の契約と所得の帰属」税事4号(1989年)  
碓井光明「租税法における課税物件の帰属について(1)」税経通信26巻14号(1971年)  
碓井光明「租税法における課税物件の帰属について(2)」税経通信27巻2号(1972年)  
碓井光明「共同事業と所得税の課税 任意組合課税方式の検討」税理25巻6号(1982年)  
碓井光明「家族法の展開と租税法」横浜経営研究V巻1号(1984年)  
占部裕典「第2章 結婚・離婚・死別」『夫婦・親子と租税法』日税研論集第81号』(2022年)  
遠藤みち「日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法—その変遷と今後の課題—」人見康子・木村弘之亮『家族と税制』(弘文堂、1998年)

- 大津千明「財産分与について裁判所の判断過程を詳細に判示した事例」判タ 882 号 (1995 年)
- 大塚正民「財産分与の税務—日米比較」税法学 566 号 (2011 年)
- 岡崎猛「令和 5 年度改正による「相続時精算課税制度」と「暦年課税における相続開始前の贈与」の見直しについて」週刊税務通信 3794 号 (2024 年)
- 岡村忠生「所得税と家族 課税単位および配偶者控除を中心として」日本税務研究センター『所得税の基本的諸問題 日税研論集 74 号』 (2018 年)
- 小川正雄「所得の振替防止法理・果実発生源泉木の法理について」立命 352 卷 (2014 年)
- 風間範哉「名義預金とは何か」税理 66 卷 1 号 (2023 年)
- 鍛冶良堅「婚姻関係の破綻と夫婦間の契約取消権」『家族法判例百選 (新版増補)』 (有斐閣、1973 年)
- 片山直子「使用貸借・賃貸借」日本税務研究センター編『夫婦・親子と租税法』日税研論集 81 号 (財経詳報社、2022 年)
- 加藤永一「夫婦の財産関係について」民商 46 卷 1 号 (1962 年)
- 香取稔他「オンライン座談会 暦年贈与と相続時精算課税の改正を踏まえた生前贈与対策を検討」週刊税務通信 3763 号 (2024 年)
- 金子宏「租税法と私法」租税 6 号 (有斐閣、1978 年)
- 金子宏「租税法における学説と実務」ジュリ 756 号 (1982 年)
- 金子宏「税制と公平負担の原則—所得税を中心として—」『所得課税の法と政策』 (有斐閣、1996 年)
- 岸田貞夫「夫及び妻が共有持分を各 2 分の 1 とする夫婦財産契約を締結していても、夫が業務を行った得た収入はその全部が夫の所得に係る収入金額であるとされた事例」税務事例 24 卷 3 号 (1992 年)
- 岸田貞夫「相続税法の先進性と後進性」税務事例 51 卷 1 号 (2019 年)
- 木村弘之亮「夫婦財産法上の合意と所得の人的帰属」法研 64 卷 12 号 (1991 年)
- 清永敬次「夫婦所得課税」『憲法判例百選 II (第 4 版)』 (有斐閣、2000 年)
- 國枝繁樹「経済活性化のための贈与税非課税制度の問題点」税研 171 号 (2013 年)
- 國府剛「民法第 754 条にいう「婚姻中」の意義」同法 19 卷 3 号 (1968 年)
- 小林栢弘「相続税の意義と相続税法」小林栢弘編『相続税法の論点』 (大蔵財務協会、2015 年)
- 近藤由佳「相続時精算課税制度の効果」南山論集 38 号 (2011 年)
- 酒井克彦「相続税法 9 条に規定するみなし贈与課税の課税要件」中央ロー 16 号 1 卷 (2019 年)
- 佐藤英明「組合による出資と課税」税事 50 卷 (1999 年)
- 品川芳宣「租税理論から配偶者控除是非論の検証 (上)」税理 40 卷 5 号 (1997 年)

- 柴由花「配偶者の相続と相続税－ケアの視点の問題点」金子宏＝中里実『租税法と民法』(有斐閣、2018年)
- 渋谷雅弘「相続時精算課税適用者の死」税事 79号 (2004年)
- 渋谷雅弘「夫婦財産契約と贈与税」税事 102号 (2008年)
- 渋谷雅弘「相続税・贈与税の累積的課税」藤田寅靖博士東北大学退職記念『行政法の思考様式』(青林書院、2008年)
- 渋谷雅弘「借用概念解釈の実際」金子宏『租税法の発展』(有斐閣、2010年)
- 渋谷雅弘「贈与税の非課税規定・控除規定」税研 171号 (2013年)
- 首藤重幸「使用貸借と贈与税」税事 180号 (2021年)
- 枚山勲「相続税の配偶者軽減措置の変遷(上)」税理 33卷 12号 (1990年)
- 枚山勲「相続税の配偶者軽減措置の変遷(下)」税理 33卷 16号 (1990年)
- 千藤洋三「夫婦財産制と財産分与」民商 111卷 4・5号 (1995年)
- 高橋祐介「民法上の組合の稼得した所得の課税に関する基礎的思考－課税時期、所得種類、帰属を中心に－」税法学 543号 (2000年)
- 高橋祐介「ファミリー・パートナーシップと所得の配賦について」税法学 546号 (2001年)
- 田口紀子「夫婦財産契約で「夫及び妻が婚姻届出の日以後に得る財産は夫及び妻の共有持分を二分の一宛とする共有財産とする」旨定めた場合の所得税の課税関係」税理 32卷 10号 (ぎょうせい、1989年)
- 田中治「課税単位の見直しの論点と課題」税通 53卷 10号 (1998年)
- 田中治「相続税・贈与税一体化による資産移転」税経通信 58卷 1号 (2003年)
- 田中啓之「みなし贈与」『租税判例百選(第7版)』(有斐閣、2021年)
- 谷口知平「夫婦財産法の比較総括とその日本法の解釈と立法改正への示唆」比較 37号 (1975年)
- 田村悦一「夫婦所得課税」『憲法判例百選II(第3版)』(有斐閣、1974年)
- 匿名記事「暦年課税制度と相続時精算課税制度：資産移転の時期の選択、中立的な税制の構築」速報税理 42卷 25号 (2023年)
- 匿名記事「相続前贈与の加算期間を7年に延長、資産移転時期の選択に中立的な税制へ」週刊 T&A master 959号 (2022年)
- 永島正春「夫婦財産共有契約における所得・資産取得と名義をめぐる税務」税理 30卷 1号 (1987年)
- 西山由美「夫婦財産契約と所得の帰属」『租税判例百選(第5版)』(有斐閣、2011年)
- 畠中貴幸「みなし贈与(相続税法9条)における当事者間の関係性」新潟経営大学 28卷 (2022年)
- 塙陽子「オランダの家族法」摂南 10号 (1993年)
- 林宏昭「所得税の課税単位に関する論点と国際比較」国際税制 6号 (清文社、2001年)

- 深谷松男「夫婦の協力と夫婦財産課税」金沢 12 卷 1・2 号 (1966 年)
- 福田善行「実質所得者課税に関する一考察—所得税における所得の帰属判定を中心に—」税大論叢 84 号 (2016 年)
- 藤谷武史「家庭内財産承継の租税法的把握をめぐる問題—非典型的財産承継の局面を中心に」東社 68 卷 2 号 (2017 年)
- 藤中敏弘「相続税制における贈与税の役割 現行制度や沿革・経緯を中心に」税研 218 号 (2021 年)
- 渕圭吾「贈与税の位置づけ」税研 171 号 (2013 年)
- 舟木真由美「家族従業者の税法的地位と組合課税」税理 28 卷 6 号 (1985 年)
- 古谷勇二「相続税法第 9 条の「みなし贈与」について—資本取引等を巡る課税関係を中心として」税大論叢 85 号 (2016 年)
- 法典調査会編「改正修正案」『民法修正案理由書』(博文館、1898 年)
- 法務省民事局参事官室「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告 (論点整理)」ジュリ 1015 号 (1993 年)
- 増井良啓「租税法における水平的公平の意義」『公法学の法と政策 (上)』(有斐閣、2000 年)
- 増井良啓「租税体系について」金子宏=中里実『租税法と市場』(有斐閣、2004 年)
- 増田明美「財産分与と譲渡所得課税—離婚給付の法的意識と財産分与の公平的視点から—」増田英敏『租税憲法学の展開』(成文堂、2018 年)
- 松岡章夫「相続税の配偶者に対する税額軽減について」小林栢弘編『相続税法の論点』(大蔵財務協会、2015 年)
- 松嶋由起子「婚姻関係の破綻と夫婦間の契約取消権」『家族法判例百選 (第 3 版)』(有斐閣、1980 年)
- 三宅篤子「現代夫婦財産制の問題点」社会関係研究 1 卷 1 号 (1995 年)
- 三木義一「租税法と家族」利谷信義編『現代家族法学』(法律文化社、1996 年)
- 水野紀子「日本相続法の構造的問題と配偶者相続権の見直し」税研 190 号 (2016 年)
- 宮脇義男「相続税の課税方式に関する一考察」税大論叢 57 号 (2008 年)
- 宮脇義男「相続税法第 7 条及び第 9 条の適用範囲に関する一考察」税大論叢 65 号 (2010 年)
- 村井正「租税法における「借用概念」をめぐる若干の問題」自研 48 卷 7 号 (1972 年)
- 村井正「課税単位論」金子宏編『所得税の理論と課題 (第 2 版)』(税務経理研究協会、2001 年)
- 餅川正雄「日本における相続税の課税方式に関する研究」広経 40 卷 2 号 (2017 年)
- 安井栄二「不動産の使用貸借契約に基づく使用収益権の付与と課税」立命 411 卷 (2024 年)
- 柳澤秀吉「夫婦財産契約の存在例と税法上の効力」名城 38 卷 4 号 (1989 年)

山口義夫「予想される税務署の管理と調査」税理 46 卷 8 号 (2003 年)  
山下宜子「労務出資と課税上の評価」立命 295 号 (2004 年)  
山田二郎「贈与税一みなし贈与一」『租税判例百選』(有斐閣、1968 年)  
山田二郎「財産分与としての資産の譲渡と譲渡所得課税」判タ 370 号 (1979 年)  
山田二郎「婚姻後に取得する財産を持分二分の一ずつの共有とする旨の夫婦財産契約が所得税法上所得の帰属を夫婦に二分する効力までは有しないとされた事例」判時 1297 号 (1989 年)  
吉村典久「家族関係と所得税－序説－」専紀 26 『民事法の諸問題 X』(2001 年)  
吉村典久「内縁関係と所得税」専紀 27 『民事法の諸問題 XI』(2002 年)  
若林俊之「借地権課税の問題点－「相当の地代」と「使用貸借」に係る私法と租税法の乖離についての考察－」租税資料館賞受賞論文集 24 (下) (2015 年)

Bittker Boris I, Federal Income Taxation and the Family, 27 Stanford Law Review p1405-1406 (1975).

Institute for Fiscal Studies, The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J.E. Meade, George Allen & Unwin, London. Cp18. p.377-378. (1978).

Oliver Oldman and Ralph Temple, Comparative Analysis of the Taxation of Married Persons, Stanford Law Review, Vol. 12, No. 3, p. 585-605 (1960).

Philipps, Lisa, Policy Forum; Real Versus Notional Income Splitting, Can. Tax J. p.709. (2013).

<その他>

国税庁『昭和 50 年改正税法のすべて』(1975 年)  
柴崎澄哉ほか『改正税法のすべて(平成 15 年度版)』(大蔵財務協会、2003 年)  
齋藤郁夫ほか『改正税法のすべて(令和 5 年度版)』(大蔵財務協会、2023 年)  
政府税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料総覧』(税制調査会、1987 年)

法務省司法法制部「登記統計種類別 夫婦財産契約の登記の件数」, <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268738>, (2024 年 12 月 27 日最終閲覧))

財務省「主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について」(2024年1月現在) , [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/030.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/030.pdf), (2024年12月27日最終閲覧)

法制審議会「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（13）詳細版」4頁（平成27年2月23日）, <https://www.moj.go.jp/content/000057431.pdf>, (2024年12月27日最終閲覧)

法務省民事局参事官室「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」21頁（平成28年6月21日）, <https://www.moj.go.jp/content/001198631.pdf>, (2024年12月27日最終閲覧)

法務省「民法の一部を改正する法律案要綱 法制審議会総会決定」（平成8年2月26日）, [https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi\\_960226-1.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_960226-1.html), (2024年12月27日最終閲覧)

経済企画庁 経済研究所国民経済計算部「無償労働の貨幣評価について」(平成9年5月15日) <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2Fwww.esri.ago.jp%2Fjp%2Fsna%2Fsonota%2Fsatellite%2Froudou%2Fcontents%2Ftables%2Funpaid7.xls&wdOrigin=BROWSELINK>, (2024年12月27日最終閲覧)

法制審議会民法（相続関係）部会「相続法制の見直しに当たっての検討課題」（平成27年4月21日） <https://www.moj.go.jp/content/001143585.pdf>, (2024年12月27日最終閲覧)

MUFG 資産形成研究所「退職前世代が経験した資産承継に関する実態調査 第一章親子の居住地・地域による資産承継の傾向」9頁（2020年10）  
[https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kinnyuu\\_literacy\\_11.pdf](https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kinnyuu_literacy_11.pdf), (2024年12月27日最終閲覧)

内閣府「フランスにおける「N分N乗方式」に基づく税額の計算（イメージ）」（2023年1月現在）, [https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/20200327/shiryou1\\_1.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/20200327/shiryou1_1.pdf), (2024年12月27日最終閲覧)

日本公認会計士協会 稟税調査会研究報告第 13 号「相続・贈与に係る税制について一相続税と贈与税の一体化の方向性」7 頁（平成 16 年 12 月 6 日）,  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/publication/files/00235-000474.pdf](https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/00235-000474.pdf), (2024 年 12 月 27 日最終閲覧)

税制調査会「るべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」64 頁（平成 14 年 6 月 14 日）, [https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20151026\\_27zen25kai6.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20151026_27zen25kai6.pdf), (2024 年 12 月 27 日最終閲覧)

Internal Revenue Service, Table 3.6. Returns with Modified Taxable Income: Taxable Income and Tax Classified by Each Rate at Which Tax Was Computed and by Filing Status, Tax Year 2019 (Filing Year 2020) <https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-individual-statistical-tables-by-filing-status> 、(2024 年 12 月 27 日最終閲覧)